

4.2 社会的状況

調査区域における主な社会的状況を把握した結果は、表 4.2-1 に示すとおりです。また、社会的状況の把握に用いた既存資料は、表 4.2-2 に示すとおりです。

表 4.2-1(1) 社会的状況

項目	調査区域の概況
人口及び産業の状況	1) 人口 令和 5 年時点の人口は、平成 17 年（下関市合併後）と比べ福岡県全体では増加しているが、北九州市、山口県全体及び下関市では減少している。 2) 産業 北九州市では第 3 次産業の占める割合が約 73%と最も高く、次いで第 2 次産業が約 23%、第 1 次産業は約 1%となっている。 下関市では第 3 次産業の占める割合が約 70%と最も高く、次いで第 2 次産業が約 23%、第 1 次産業は約 7%となっている。
土地利用の状況	調査区域は、関門海峡に面した陸地が広がり、北九州市側の海沿いは主に工業地、公共公益用地、内陸側は住宅地、広葉樹林として、下関市側では主に住宅地、工業地、普通畑、広葉樹林として利用されている。 北九州市の地目別面積は宅地の占める割合が最も高く、次いで山林、雑種地、田の順となっている。下関市の地目別面積は山林の占める割合が最も高く、次いで田、宅地、畑の順となっている。実施区域には、都市地域、森林地域があり、集落・市街地及び人口集中地区もある。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況	1) 利用状況 調査区域における河川では、散策、水遊びの利用がある。なお、調査区域における河川においては、内水面漁業権は設定されていない。 調査区域における海域では、共同漁業権及び養殖業を対象とした区画漁業権が設定されている。 実施区域には、共同漁業権（筑共第 19 号、共第 37 号、共第 40 号、共第 41 号）及び区画漁業権（区第 18 号、区第 19 号）が設定されている区域がある。 2) 利水状況 北九州市では表流水の利用が最も多く、下関市では原水受水が多くなっている。 両市とも工業用水量のうち工業用水道の利用が最も多くなっている。
交通の状況	1) 陸上交通 調査区域には、都市高速道路として北九州高速 2 号線、北九州高速 4 号線がある。また、主要な一般国道として一般国道 3 号、一般国道 191 号、一般国道 199 号等が、主要地方道及び一般都道府県道として八幡戸畑線、南風泊港線、福浦港金比羅線等がある。 鉄道は山陽新幹線、JR 山陽本線、JR 鹿児島本線、JR 日豊本線、JR 筑豊本線及び、私鉄の北九州高速鉄道がある。 実施区域には、北九州高速 2 号線、一般国道 199 号、県道南風泊港線、県道福浦港金比羅線がある。 2) 海上交通 調査区域の海域には、国際拠点港湾である北九州港、下関港があり、両港を結ぶ関門航路がある。 実施区域には、北九州港、下関港の港湾区域がある。

表 4.2-1(2) 社会的状況

項目	調査区域の概況
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	調査区域には、小学校が 49 箇所、中学校が 32 箇所、高等学校が 24 箇所、大学、短期大学、専修学校、特別支援学校が 38 箇所、幼稚園が 32 箇所、保育所が 73 箇所、認定こども園が 22 箇所、社会福祉施設が 138 箇所、病院が 33 箇所、図書館が 11 箇所ある。 実施区域には、保育所が 1 箇所、社会福祉施設が 3 箇所ある。 また、調査区域の集落・市街地は、北九州市及び下関市ともに低地から丘陵地にかけて広く分布している。
上水道の整備状況	上水道普及率は、北九州市では約 100%、下関市では約 97%となっている。
下水道の整備状況	下水道整備率は、北九州市では約 100%、下関市では約 79%となっている。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	1) 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域 調査区域では、北九州市が大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の総量規制地域として指定されているが、下関市は指定されていない。なお、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の総量規制地域は両市ともに指定されていない。 2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域 調査区域には、対策地域はない。 3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路 調査区域には、沿道整備道路はない。 4) 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の地域 調査区域には、北九州国定公園がある。 実施区域には、自然公園の区域はない。 5) 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法四十五条第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域 調査区域には、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県立自然環境保全地域はない。 6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域 調査区域には、文化遺産及び自然遺産の区域はない。 7) 首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域 調査区域には、近郊緑地保全区域はない。 8) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域 調査区域には、近郊緑地保全区域はない。 9) 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域 調査区域には、夜宮特別緑地保全地区、番所跡特別緑地保全地区、大谷池特別緑地保全地区等の特別緑地保全地区が 5 箇所ある。 実施区域には、緑地保全地域及び特別緑地保全地区はない。

表 4.2-1(3) 社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	10) 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域 調査区域には、生息地等保護区はない。
	11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域 調査区域には、到津鳥獣保護区、足立山鳥獣保護区、火の山、霊鷲山鳥獣保護区等の鳥獣保護区が4箇所ある。 実施区域には、鳥獣保護区の区域はない。
	12) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域 調査区域には、重要な湿地はない。
	13) 文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝又は天然記念物 調査区域には、文化財保護法の規定により指定された名勝はないが、文化財保護法または下関市文化財保護条例の規定により指定された天然記念物として夜宮の大珪化木、六連島の雲母玄武岩、彦島西山の化石層がある。また、福岡県文化財保護条例または各市条例の規定により指定された史跡や、文化財保護法または各県条例、各市条例の規定により指定・登録された建造物がある。 実施区域には、天然記念物、史跡及び建造物はない。
	14) 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域 調査区域には、風師風致地区、足立・戸ノ上風致地区、紅紫山風致地区、日和山風致地区等の風致地区が7箇所ある。 実施区域には、風致地区はない。
	15) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた環境基準 (1) 騒音に係る環境基準の種類の指定状況 北九州市は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域がA類型、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域がB類型、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域がC類型とされている。 下関市は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域がA類型、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域がB類型、近隣商業地域、商業地域、準工業地域がC類型とされている。 (2) 水質汚濁に係る環境基準の種類の指定状況 水質汚濁に係る環境基準については、紫川上流、板堰川中流でA類型、紫川下流、神嶽川、板堰川下流、大川、村中川、武久川水系でB類型に指定されている。なお、海域では響灘及び周防灘、響灘でA類型、洞海湾湾口部でB類型、その他の洞海湾水域でC類型に指定されている。全窒素・全リンについては、響灘及び周防灘でⅡ類型、洞海湾水域でⅣ類型に指定されている。全亜鉛・ノニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩については、響灘及び周防灘で海域生物A又は海域生物特Aに指定されている。 (3) その他 大気汚染に係る環境基準、地下水の汚染に係る環境基準、水底の底質に係る環境基準、土壌の汚染に係る環境基準は、物質ごとに全国一律に指定されている。
	16) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況 調査区域には、公害防止計画はない。

表 4.2-1(4) 社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	17) 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 北九州市は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域が a 区域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域が b 区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域が c 区域とされている。 下関市は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域が a 区域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域が b 区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域が c 区域とされている。
	18) 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 北九州市は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域が第 1 号区域、工業地域、工業専用地域、臨港地区が第 2 号区域とされている。 下関市は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域が第 1 号区域、工業地域が第 2 号区域とされている。
	19) 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 北九州市は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域が第 1 種区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域が第 2 種区域とされている。 下関市は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域が第 1 種区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域が第 2 種区域とされている。
	20) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 北九州市は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域が第 1 号区域、工業地域が第 2 号区域とされている。 下関市は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域が第 1 号区域、工業地域が第 2 号区域とされている。
	21) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた区域 調査区域では、瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域が適用を受ける区域となっている。
	22) 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域 調査区域では、北九州市及び下関市が総量削減基本方針に係る規制の指定地域に指定されている。

表 4.2-1(5) 社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を 目的として法 令等により指 定された地域 その他の対象 及び当該対象 に係る規制の 内容その他の 状況	23) 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する関係府県の区域 調査区域では、全域が瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する関係府 県の区域に指定されている。
	24) 瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の七の規定により指定された自然海浜保全 地区 調査区域には、自然海浜保全地区はない。
	25) 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の規定により指定された指定地域 調査区域には、指定地域はない。
	26) 排水基準を定める省令別表第二の備考六に規定する湖沼及び海域 調査区域には、窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域がある。 実施区域には、瀬戸内海がある。
	27) 排水基準を定める省令別表第二の備考七に規定する湖沼及び海域 調査区域には、磷（りん）含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域がある。 実施区域には、瀬戸内海がある。
	28) 土壌汚染対策法第六条第一項の規定により指定された区域 調査区域には、形質変更時要届出区域が33箇所ある。 実施区域には、形質変更時要届出区域が1箇所ある。
	30) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定され た指定区域 調査区域には、指定区域はない。
	31) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農 用地土壌汚染対策地域 調査区域には、農用地土壌汚染対策地域はない。
	32) 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若 しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林 調査区域には、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された 保安林がある。 実施区域には、保安林はない。
	33) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関す る基本計画（「緑の基本計画」） 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、北九州市及び下関市で緑の基 本計画が策定されている。
	34) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形式に関する計画 （景観計画） 北九州市では「北九州市景観計画」が、下関市では「下関市景観計画」が策定され ている。「北九州市景観計画」において、北九州市全域が景観計画区域に定められてお り、調査区域では、大里地区、小倉駅周辺地区、日明地区等が臨海部産業景観形成誘 導地域として、門司港地区、小倉都心地区、若松地区等が景観重点整備地区として、 関門海峡に面した地域が関門景観形成地域として定められている。また、「下関市景観 計画」において、下関市全域が景観計画区域に定められており、調査区域では、関門 海峡に面した地域が関門景観形成地域として定められている。 さらに、関門景観の一層の魅力向上を図るため、両市が連携して「関門景観条例」 を制定しており、本条例に基づき、「関門景観基本構想」が定められている。
	35) 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域 調査区域には、用途地域がある。 実施区域には、準工業地域、工業地域、第一種住居地域等がある。

表 4.2-1(6) 社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を 目的として法 令等により指 定された地域 その他の対象 及び当該対象 に係る規制の 内容その他の 状況	36) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況 (1) 港湾法第二条第三項の規定に基づく港湾区域 調査区域には、港湾区域がある。 (2) 河川法第五十四条第一項の規定に基づく河川保全区域 調査区域には、河川保全区域がある。 (3) 海岸法第三条第一項の規定に基づく海岸保全区域 調査区域には、海岸保全区域がある。 (4) 地域における歴史的風致維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」） 調査区域には、歴史的風致維持向上計画はない。 (5) 地すべり等防止法第三条第一項の規定に基づく地すべり防止区域 調査区域には、地すべり防止地区はない。 (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域 調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域が 64 箇所ある。 実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域が 6 箇所ある。 (7) 砂防法第二条の規定に基づく砂防指定地 調査区域には、砂防指定地が 12 箇所ある。 実施区域には、砂防指定地はない。
その他の事項	1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況 建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正処理を行うこととされている。原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「建設副産物適正処理推進要綱」等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されている。 国土交通省においては、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定している。また、九州地方においては「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」を、中国地方においては「建設リサイクル推進計画 2015」を策定している。 2) 廃棄物等の処理施設等の立地の状況 調査区域には、産業廃棄物に係る中間処理の許可施設が 44 箇所（内 5 箇所は特別管理産業廃棄物を対象としたもの）ある。 実施区域には、2 箇所の産業廃棄物に係る中間処理の許可施設がある。

表 4. 2-2(1) 社会的状況の把握に用いた既存資料

	項目	番号	資料名	発行年月日 ()はH2確認年月	発行元	
人口及び産業 の状況	1. 人口	1	とうけい北九州 推計人口	(令和5年3月)	北九州市ホームページ	
		2	人口と世帯数最新データ（全市・地区別・町名別 登録人口）	(令和5年3月)	下関市ホームページ	
		3	令和2年度国勢調査	(令和5年3月)	総務省統計局ホームページ	
		4	平成27年度国勢調査	(令和5年3月)	総務省統計局ホームページ	
		5	平成22年度国勢調査	(令和5年3月)	総務省統計局ホームページ	
		6	平成17年度国勢調査	(令和5年3月)	総務省統計局ホームページ	
		7	平成12年度国勢調査	(令和5年3月)	総務省統計局ホームページ	
	2. 産業	8	令和2年度国勢調査	(令和5年3月)	総務省統計局ホームページ	
		9	2020年農林業センサス	(令和5年3月)	農林水産省ホームページ	
		10	令和3年 市町村別農業産出額（推計）	(令和5年3月)	農林水産省ホームページ	
		11	2018年漁業センサス	(令和5年3月)	農林水産省ホームページ	
		12	第68次九州農林水産統計年報（令和2年～令和3年）	(令和5年3月)	九州農政局ホームページ	
		13	中国四国農林水産統計データ集（平成30年～令和2年）	(令和5年3月)	中国四国農政局ホームページ	
		14	令和4年刊山口県統計年鑑	(令和5年3月)	山口県ホームページ	
		15	令和3年経済センサス	(令和5年3月)	総務省統計局ホームページ	
土地利用の状況	16	北九州市統計年鑑	(令和5年3月)	北九州市ホームページ		
	17	令和4年刊山口県統計年鑑	(令和5年3月)	山口県ホームページ		
	18	20万分1土地利用図（1982～1983年）	昭和57～58年	国土交通省国土地理院		
	19	北九州広域都市計画 用途地域GISデータ	令和4年2月	北九州市		
	20	しものせき情報マップ	(令和5年3月)	下関市ホームページ		
	21	第6～7回自然環境保全基礎調査 植生調査	平成11年～	環境省自然環境局生物多様性センター		
	22	土地利用調整総合支援ネットワークシステム	(令和5年3月)	国土交通省国土政策局総合計画課		
	23	令和2年度国勢調査人口集中地区境界図（福岡県・山口県）	令和2年	総務省統計局		
	24	榮川水系河川整備計画	平成25年4月	福岡県		
	25	福岡県農林水産部漁業管理課資料	令和2年3月	福岡県農林水産部漁業管理課		
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用 の状況	26	漁業権について	(令和5年3月)	山口県ホームページ		
	27	海しる 海洋状況表示システム	(令和5年3月)	海上保安庁ホームページ		
	28	福岡県の水道 令和3年度	(令和5年3月)	福岡県ホームページ		
	29	令和2年度版 山口県の水道の現況	令和4年4月	山口県環境生活部生活衛生課		
	30	福岡県の工業 令和2年工業統計調査結果表	令和2年6月	福岡県企画・地域振興部調査統計課		
	31	平成31年（令和元年） 山口県の工業	令和3年10月	山口県統計分析課		
	32	平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表	(令和5年3月)	国土交通省ホームページ		
	33	国土数値情報ダウンロードサービス	(令和5年3月)	国土交通省ホームページ		
	34	港湾調査	(令和5年3月)	国土交通省ホームページ		
	35	福岡県北九州市整備事務所管内図	令和3年4月	福岡県北九州市整備事務所		
	36	平成27年度 交通量図【山口県版】	平成29年9月	山口県土木建築部道路建設課		
	37	北九州港湾計画図	令和4年3月	北九州市		
	38	下関港湾計画図	平成31年3月	下関市		
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮 が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置 の概況	39	学校一覧	(令和5年3月)	北九州市ホームページ	
		40	学校一覧	(令和5年3月)	下関市教育委員会学校教育課	
41		高齢者・介護に関する施設	(令和5年3月)	北九州市ホームページ		
42		保育所等一覧	(令和5年3月)	北九州市ホームページ		
43		令和5年度 教育・保育施設一覧（令和4年8月現在）	(令和5年3月)	下関市こども未来部幼児保育課		
44		認可外保育施設一覧	(令和5年3月)	北九州市ホームページ		
45		認可外保育施設一覧	(令和5年3月)	下関市ホームページ		
46		北九州市内の認定こども園一覧表	(令和5年3月)	北九州市		
47		保健福祉施設等名簿（2022年4月1日現在）について	(令和5年3月)	山口県ホームページ		
48		北九州市 医療機関名簿【病院】	令和4年4月	北九州市保険福祉局		
49		病院一覧	(令和5年3月)	山口県ホームページ		
50		図書館の一覧	(令和5年3月)	北九州市ホームページ		
51		国土数値情報ダウンロードサービス 文化施設データ（平成25年度）	(令和5年3月)	国土交通省国土政策局国土情報課		
上水道の整備状況		52	しものせき情報マップ	(令和5年3月)	下関市ホームページ	
		53	福岡県の水道 令和3年度	(令和5年3月)	福岡県ホームページ	
	54	令和2年度版 山口県の水道の現況	令和4年4月	山口県環境生活部生活衛生課		
下水道の整備状況	55	令和3年度 福岡県の下水道	令和4年3月	福岡県建築都市部下水道課		
	56	令和3年度末 公共下水道普及率状況	令和4年3月	山口県土木建築部都市計画課		
環境の保全を 目的として法 令等により指 定された地域 その他の対象 及び当該対象 に係る規制の 内容その他の 状況	1. 大気汚染防止法第五条の第二 項の規定により定められた指 定地域	57	ばい煙発生施設	(令和5年3月)	北九州市ホームページ	
		4. 自然公園法第五条第一項の規 定により指定された国立公園、 同条第二項の規定により指定 された国定公園又は同法第七 十二条の規定により指定された 都道府県立自然公園の区域	58	福岡県自然公園区域図	平成18年3月	福岡県
			59	北九州国定公園	(令和5年3月)	福岡県ホームページ
	9. 都市緑地法第五条第一項の規 定により指定された緑地保全地 域又は同法第十二条第一項の 規定により指定された特別緑地 保全地区の区域	60	都市緑化データベース 特別緑地保全地区 地区別一覧表	(令和5年3月)	国土交通省都市局ホームページ	
		61	北九州市広域都市計画総括図	(令和5年3月)	北九州市	
		62	地域情報ポータルサイトG-motty 都市計画図	(令和5年3月)	一般社団法人G-motty	
		11. 鳥獣の保護及び管理並びに狩 猟の適正化に関する法律第二十 八条第一項の規定により指定 された鳥獣保護区の区域	63	令和4年度福岡県鳥獣保護区等位置図	令和4年9月	福岡県農林水産部農山漁村振興課
	64		令和4年度山口県鳥獣保護区等概要図	令和4年11月	山口県環境生活部自然保護課	

表 4. 2-2 (2) 社会的状況の把握に用いた既存資料

項目	番号	資料名	発行年月日 ()は再確認年月	発行元
環境の保全を 目的として法 令等により指 定された地域 その他の対象 及び当該対象 に係る規制の 内容その他の 状況	13. 文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝又は天然記念物又は同法第百三十四条第1項の規定により指定された重要文化的景観	65 指定文化財	(令和5年3月)	北九州市ホームページ
		66 令和4年度教育要覧	令和4年10月	下関市教育委員会
		67 史跡	(令和5年3月)	北九州市ホームページ
		68 文化遺産オンライン	(令和5年3月)	文化庁ホームページ
		69 建造物	(令和5年3月)	北九州市ホームページ
		70 登録有形文化財建造物	(令和5年3月)	北九州市ホームページ
		71 山口県の文化財	(令和5年3月)	山口県ホームページ
	14. 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域	72 都市緑化データベース 風致地区地区別一覧表	(令和5年3月)	国土交通省都市局ホームページ
		73 北九州市 風致地区GISデータ	平成31年3月	北九州市建設局緑政課
		74 しものせき情報マップ	(令和5年3月)	下関市ホームページ
	15. 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の類型の指定状況	75 騒音と振動の手引き	令和4年2月	北九州市環境局環境監視部環境監視課
		76 類型指定一覧 (福岡県)	(令和5年3月)	福岡県
		77 環境基準類型指定水域概要図	(令和5年3月)	福岡県
		78 環境基準類型指定水域概要図 (水生生物保全環境基準)	(令和5年3月)	福岡県
		79 水域類型指定状況 生活環境項目	(令和5年3月)	山口県ホームページ
		80 水域類型指定状況 全要素及び全りん	(令和5年3月)	山口県ホームページ
		81 水域類型指定状況 水生生物	(令和5年3月)	山口県ホームページ
		82 公共用水域水質測定地点	(令和5年3月)	山口県ホームページ
		83 やまぐち環境Web	(令和5年3月)	山口県環境生活部環境政策課
	16. 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況	84 公害防止計画	(令和5年3月)	環境省ホームページ
	17. 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	85 令和4年度版 北九州市の環境 資料編	令和4年9月	北九州市環境局総務政策部総務課
	18. 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	86 騒音と振動の手引き	令和4年2月	北九州市環境局環境監視部環境監視課
	19. 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	87 騒音と振動の手引き	令和4年2月	北九州市環境局環境監視部環境監視課
		88 下関市環境白書-資料編- (資料編2環境の状況 (3騒音・振動))	令和4年11月	下関市環境部
	20. 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	89 騒音と振動の手引き	令和4年2月	北九州市環境局環境監視部環境監視課
		90 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出	(令和5年3月)	下関市ホームページ
	22. 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域	91 水質総量削減制度の概要・指定地域及び指定水域 (第9次水質総量削減の在り方について (答申) 抜粋	(令和5年3月)	福岡県ホームページ
		92 福岡県の指定地域	(令和5年3月)	福岡県ホームページ
		93 第9次総量削減計画 (全体)	令和4年10月	山口県環境政策課
	32. 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林	94 国土数値情報 森林地域データ 保安林 (平成27年度)	(令和5年3月)	国土交通省国土政策局国土情報課
	34. 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形式に関する計画	95 北九州市景観計画	令和2年4月	北九州市建築都市局総務部都市景観課
		96 下関市景観計画	平成22年8月	下関市
		97 地域情報ポータルサイトG-motty 都市計画図	(令和5年3月)	一般社団法人G-motty
		98 しものせき情報マップ	(令和5年3月)	下関市ホームページ
	35. 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域	99 令和3年都市計画現況調査	(令和5年3月)	国土交通省ホームページ
		100 北九州広域都市計画 用途地域GISデータ	令和4年2月	北九州市
		101 しものせき情報マップ	(令和5年3月)	下関市ホームページ
	36. その他の環境の保全を目的として法令等により規定する区域等の状況	102 北九州港湾計画書	平成23年12月	北九州市
		103 北九州港湾計画図	令和4年3月	北九州市
		104 下関港湾計画書	平成31年3月	下関市
		105 下関港湾計画図	平成31年3月	下関市
		106 港湾：みなと一覧	(令和5年3月)	国土交通省ホームページ
		107 福岡県の海岸	平成29年9月	福岡県
		108 山口南沿岸海岸保全基本計画 図面その1 (山口南沿岸)	平成29年3月	山口県
		109 福岡県北九州県土整備事務所管内図	令和3年4月	福岡県北九州県土整備事務所
		110 山口県下関土木建築事務所管内図	平成29年12月	山口県下関土木建築事務所
		111 土砂災害警戒区域図	(令和5年3月)	福岡県県土整備部砂防課
		112 山口県土砂災害ポータル	(令和5年3月)	山口県土木建築部砂防課
その他の事項	(1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況	113 建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～	令和2年9月	国土交通省
		114 九州地方における建設リサイクル推進計画2014	平成27年3月	九州地方建設副産物対策連絡協議会
		115 建設リサイクル推進計画2015	平成27年4月	中国地方建設副産物対策連絡協議会
	(2) 廃棄物等の処理施設等の立地の状況	116 北九州市産業廃棄物許可業者検索システム	(令和5年3月)	北九州市環境局産業廃棄物対策課
		117 山口県産業廃棄物処理業者検索システム	(令和5年3月)	山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課
	(3) 建設廃棄物等の再生利用・処理技術の現状	118 よくわかる建設リサイクル2020～総合的建設副産物対策～現場での実効ある対策の推進のために	令和2年9月	建設副産物リサイクル広報推進会議

4.2.1 人口及び産業の状況

1) 人口

北九州市及び下関市における令和5年の人口の状況は表4.2-3に、人口の推移は表4.2-4に示すとおりです。

令和2年時点の人口は、平成17年（下関市合併後）と比べ福岡県全体では増加していますが、北九州市、山口県全体及び下関市では減少しています。

表 4.2-3(1) 人口の状況（北九州市）

令和5年3月1日現在

区分	人口			世帯数 (世帯)
	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	
門司区	90,693	41,652	49,041	42,661
小倉北区	180,505	84,600	95,905	96,411
小倉南区	205,764	97,835	107,929	92,051
若松区	78,790	37,579	41,211	34,048
八幡東区	62,745	29,593	33,152	29,884
八幡西区	245,550	115,725	129,825	113,398
戸畑区	56,023	27,253	28,770	28,131
北九州市	920,070	434,237	485,833	436,584

出典：「とうけい北九州 推計人口」（令和5年3月、北九州市ホームページ）

表 4.2-3(2) 人口の状況（下関市）

令和5年2月末現在

区分	人口			世帯数 (世帯)
	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	
下関市	249,835	116,485	133,350	128,594

出典：「人口と世帯数最新データ（全市・地区別・町名別 登録人口）」（令和5年3月、下関市ホームページ）

表 4.2-4(1) 人口の推移（北九州市）

区分	人 口（人）					人口密度等（R2）	
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
門司区	114,750	108,677	104,469	99,637	93,842	73.67	1,273.8
小倉北区	187,684	183,286	181,936	181,878	183,407	39.23	4,675.2
小倉南区	213,372	214,624	214,793	212,850	209,028	171.48	1,219.0
若松区	89,560	87,340	85,167	82,844	80,533	71.31	1,129.3
八幡東区	80,608	75,814	71,801	68,844	64,792	36.26	1,786.9
八幡西区	260,452	260,070	257,097	256,117	249,933	83.13	3,006.5
戸畑区	65,045	63,714	61,583	59,116	57,494	16.61	3,461.4
北九州市	1,011,471	993,525	976,846	961,286	939,029	491.69	1,909.8
福岡県	5,015,699	5,049,908	5,071,968	5,101,556	5,135,214	4,986.51	1,029.8

出典：「令和 2 年度国勢調査」（令和 5 年 3 月、総務省統計局ホームページ）

「平成 27 年度国勢調査」（令和 5 年 3 月、総務省統計局ホームページ）

「平成 22 年度国勢調査」（令和 5 年 3 月、総務省統計局ホームページ）

「平成 17 年度国勢調査」（令和 5 年 3 月、総務省統計局ホームページ）

「平成 12 年度国勢調査」（令和 5 年 3 月、総務省統計局ホームページ）

表 4.2-4(2) 人口の推移（下関市）

区分	人 口（人）					人口密度等（R2）	
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
下関市	252,389	290,693	280,947	268,517	255,051	716.10	356.2
山口県	1,527,964	1,492,606	1,451,338	1,404,729	1,342,059	6,112.54	219.6

注）平成 12 年以前の下関市は、合併前の菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町を含まない数値

出典：「令和 2 年度国勢調査」（令和 5 年 3 月、総務省統計局ホームページ）

「平成 27 年度国勢調査」（令和 5 年 3 月、総務省統計局ホームページ）

「平成 22 年度国勢調査」（令和 5 年 3 月、総務省統計局ホームページ）

「平成 17 年度国勢調査」（令和 5 年 3 月、総務省統計局ホームページ）

「平成 12 年度国勢調査」（令和 5 年 3 月、総務省統計局ホームページ）

2) 産業

北九州市及び下関市における令和2年の産業人口とその構成比は、表4.2-5に示すとおりです。

北九州市では第3次産業の占める割合が約73%と最も高く、次いで第2次産業が約23%、第1次産業は約1%となっています。

下関市では第3次産業の占める割合が約70%と最も高く、次いで第2次産業が約23%、第1次産業は約7%となっています。

表 4.2-5(1) 産業人口（北九州市）

令和2年10月1日時点

区分	第1次産業		第2次産業		第3次産業		就業者数 (人)
	就業者 (人)	就業者の 割合	就業者 (人)	就業者の 割合	就業者 (人)	就業者の 割合	
門司区	366	0.9%	7,917	19.9%	30,157	75.8%	39,770
小倉北区	383	0.5%	14,117	18.6%	58,677	77.1%	76,080
小倉南区	1,779	2.0%	20,909	23.0%	65,609	72.1%	91,004
若松区	1,199	3.5%	9,592	28.2%	22,776	66.9%	34,040
八幡東区	160	0.6%	6,881	24.8%	19,801	71.5%	27,709
八幡西区	1,074	1.0%	27,358	25.7%	75,327	70.9%	106,258
戸畑区	129	0.5%	6,263	24.9%	18,088	71.9%	25,149
北九州市	5,090	1.3%	93,037	23.3%	290,435	72.6%	400,010
福岡県	105,033	4.7%	436,066	19.4%	1,687,998	74.9%	2,253,134

注) 総数には「分類不能の産業」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

出典：「令和2年度国勢調査」（令和5年3月、総務省統計局ホームページ）

表 4.2-5(2) 産業人口（下関市）

令和2年10月1日時点

区分	第1次産業		第2次産業		第3次産業		就業者数 (人)
	就業者 (人)	就業者の 割合	就業者 (人)	就業者の 割合	就業者 (人)	就業者の 割合	
下関市	8,638	7.3%	27,859	23.4%	83,549	70.3%	118,929
山口県	46,625	7.5%	159,792	25.7%	423,776	68.3%	620,702

注) 総数には「分類不能の産業」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

出典：「令和2年度国勢調査」（令和5年3月、総務省統計局ホームページ）

(1) 農業

北九州市及び下関市における令和5年の農家数は表4.2-6に、令和3年の主要な農業産出額は表4.2-7に示すとおりです。

北九州市の総農家数は2,023戸で福岡県全体の約5%、下関市の総農家数は3,521戸で山口県全体の約13%を占めています。

主要な農業産出額については、北九州市では46億円となっており、野菜が28億円、次いで米が11億円となっています。下関市では128億円となっており、米が32億円、次いで野菜が31億円となっています。

表 4.2-6(1) 農家数（北九州市）

[単位：戸]

区分	総農家数	販売農家	自給的農家
門司区	200	88	112
小倉北区	20	5	15
小倉南区	1,121	643	478
若松区	315	186	129
八幡東区	39	10	29
八幡西区	326	117	209
戸畑区	2	1	1
北九州市	2,023	1,050	973
福岡県	41,351	27,187	14,164

注)「-」は、事実のないもの、「x」は、秘密保護上統計数値を公表しないものを表す。

出典：「2020年農林業センサス」（令和5年3月、農林水産省ホームページ）

表 4.2-6(2) 農家数（下関市）

[単位：戸]

区分	総農家数	販売農家	自給的農家
下関市	3,521	2,488	1,033
山口県	27,338	14,837	12,501

出典：「2020年農林業センサス」（令和5年3月、農林水産省ホームページ）

表 4.2-7(1) 主要な農業産出額（北九州市）

[単位：億円]

区分	合計	耕種										畜産	加工農産物
		小計	米	麦類	雑穀・豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他		
北九州市	46	43	11	0	0	1	28	2	2	0	0	3	0
福岡県	2,059	1,525	327	34	12	13	668	257	120	24	49	525	0

出典：「令和3年 市町村別農業産出額（推計）」（令和5年3月、農林水産省ホームページ）

表 4.2-7(2) 主要な農業産出額（下関市）

[単位：億円]

区分	合計	耕種										畜産	加工農産物
		小計	米	麦類	雑穀・豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他		
下関市	128	87	32	1	0	1	31	9	x	0	x	408	—
山口県	691	409	176	3	2	9	149	53	12	1	5	281	1

注）「—」は、事実のないもの、「x」は、秘密保護上統計数値を公表しないものを表す。

出典：「令和3年 市町村別農業産出額（推計）」（令和5年3月、農林水産省ホームページ）

(2) 林業

北九州市及び下関市における令和2年の林野面積は、表4.2-8に示すとおりです。

北九州市の林野面積の合計は19,399haで、福岡県全体の約9%、下関市の林野面積の合計は47,336haで、山口県全体の約11%を占めています。

表 4.2-8(1) 林野面積の状況（北九州市）

[単位：ha]

区分	総計	民有林	国有林
門司区	3,524	3,456	68
小倉北区	811	382	429
小倉南区	9,460	7,951	1,509
若松区	1,634	1,576	58
八幡東区	1,693	1,102	591
八幡西区	2,221	1,507	714
戸畑区	56	56	－
北九州市	19,399	16,030	3,369
福岡県	222,313	197,515	24,798

出典：「2020年農林業センサス」（令和5年3月、農林水産省ホームページ）

表 4.2-8(2) 林野面積の状況（下関市）

[単位：ha]

区分	総計	民有林	国有林
下関市	47,336	46,632	704
山口県	439,738	428,331	11,407

出典：「2020年農林業センサス」（令和5年3月、農林水産省ホームページ）

(3) 水産業

北九州市及び下関市における平成 30 年の海面漁業経営体の状況は表 4.2-9 及び表 4.2-10 に、漁業種別漁獲量は表 4.2-11 に、主な魚種別漁獲量は表 4.2-12 に示すとおりです。

北九州市の海面漁業経営体数は福岡県全体の約 17%、下関市の海面漁業経営体数は山口県全体の約 18%を占めています。

漁業種別漁獲量は、福岡県ではその他の漁業が最も多く、山口県では船びき網が最も多くなっています。

主な魚種別漁獲量は、福岡県ではたい類が最も多く、山口県ではいわし類が最も多くなっています。

表 4.2-9(1) 海面漁業経営体の状況 経営組織別経営体数（北九州市）

区分	総数	個人経営体	団体漁業経営体				
			会社	漁業協同組合	漁業生産組合	共同経営	その他
北九州市	415	381	22	2	—	10	—
福岡県	2,386	2,277	35	7	—	66	1

出典：「2018 年漁業センサス」（令和 5 年 3 月、農林水産省ホームページ）

表 4.2-9(2) 海面漁業経営体の状況 経営組織別経営体数（下関市）

区分	総数	個人経営体	団体漁業経営体				
			会社	漁業協同組合	漁業生産組合	共同経営	その他
下関市	519	506	8	4	—	—	1
山口県	2,858	2,790	45	11	—	8	4

出典：「2018 年漁業センサス」（令和 5 年 3 月、農林水産省ホームページ）

表 4.2-10(1) 海面漁業経営体の状況 動力漁船保有隻数別経営体数（北九州市）

区分	総数	漁船非使用	無動力漁船	船外機付 漁船	動力漁船							定置網	海面養殖
					1t 未満	1～ 3t	3～ 5t	5～ 10t	10～ 30t	30～ 100t	100t 以上		
北九州市	415	3	—	5	17	61	190	64	12	—	—	6	57
福岡県	2,386	76	2	77	46	267	737	328	140	2	6	50	655

出典：「2018年漁業センサス」（令和5年3月、農林水産省ホームページ）

表 4.2-10(2) 海面漁業経営体の状況 動力漁船保有隻数別経営体数（下関市）

区分	総数	漁船非使用	無動力漁船	船外機付 漁船	動力漁船							定置網	海面養殖
					1t 未満	1～ 3t	3～ 5t	5～ 10t	10～ 30t	30～ 100t	100t 以上		
下関市	519	9	—	82	36	155	151	31	21	1	5	10	18
山口県	2,858	33	—	342	137	826	965	256	147	8	8	58	78

出典：「2018年漁業センサス」（令和5年3月、農林水産省ホームページ）

表 4.2-11(1) 漁業種別漁獲量（福岡県）

[単位：t]

漁業種 区分	計	小型 底びき網	船びき網	大中型まき網 1そうまき網 近畿かつお・ まぐろ	大中型まき網 1そうまき網 その他	中・小型 まき網	その他の 刺網
福岡県	16,411	1,058	3,265	—	—	3,323	2,307

漁業種 区分	大型 定置網	小型 定置網	その他の 網漁業	遠洋 まぐろ はえ縄	その他の はえ縄	沖合 いか釣	沿岸 いか釣
福岡県	—	565	128	X	499	X	252

漁業種 区分	ひき縄釣り	その他の 釣	その他の 漁業
福岡県	866	741	3,336

注)「—」は、事実のないもの、「X」は、秘密保護上統計数値を公表しないものを表す。

出典：「第68次九州農林水産統計年報(令和2年～令和3年)」(令和5年3月、九州農政局ホームページ)

表 4.2-11(2) 漁業種別漁獲量（山口県）

[単位：t]

漁業種 区分	計	小型 底びき網	船びき網	大中型まき網 1そうまき網 近畿かつお・ まぐろ	大中型まき網 1そうまき網 その他	中・小型 まき網	その他の 刺網
山口県	22,811	2,243	4,518	—	—	2,138	1,771

漁業種 区分	大型 定置網	小型 定置網	その他の 網漁業	遠洋 まぐろ はえ縄	その他の はえ縄	沖合 いか釣	沿岸 いか釣
山口県	1,631	862	2,008	X	684	—	297

漁業種 区分	ひき縄釣り	その他の 釣	その他の 漁業
山口県	X	1,107	2,216

注)「—」は、事実のないもの、「X」は、秘密保護上統計数値を公表しないものを表す。

出典：「中国四国農林水産統計データ集(平成30年～令和2年)」(令和5年3月、中国四国農政局ホームページ)

表 4. 2-12(1) 主な魚種別漁獲量の状況（福岡県）

[単位：t]

魚種		区分	福岡県
魚類	まぐろ類		10
	かじき類		1
	かつお類		49
	さめ類		6
	さけ・ます類		—
	このしろ		284
	にしん		—
	いわし類		137
	あじ類		757
	さば類		722
	さんま		—
	ぶり類		2,019
	ひらめ・かれい類		356
	あなご類		200
	たちうお		84
	たい類		2,796
	いさき		359
	さわら類		831
	すずき類		235
	いかなご		—
	あまだい類		64
	ふぐ類		186
	その他の魚類		2,275
えび類			225
かに類			197
貝類			781
いか類			878
たこ類			1,001
なまこ類			142
うに類			173
海産哺乳類			1
その他水産動物類			932
あわび類			52
さざえ			183
あさり類			213
その他の貝類			334
海藻類			709

注) 「-」は、事実のないもの、「X」は、秘密保護上統計数値を公表しないものを表す。

出典：「第68次九州農林水産統計年報(令和2年～令和3年)」

(令和5年3月、九州農政局ホームページ)

「令和4年刊山口県統計年鑑」(令和5年3月、山口県ホームページ)

表 4. 2-12 (2) 主な魚種別漁獲量の状況（山口県）

[単位：t]

魚種		区分	山口県
魚類	まぐろ類		189
	かじき類		
	いわし類		5,897
	あじ類		1,884
	さば類		959
	ぶり類		1,974
	ひらめ・かれい類		974
	あなご類		186
	たちうお		26
	たい類		1,270
	いさき		320
	さわら類		666
	あまだい類		305
	ふぐ類		287
	えび類		421
	かに類		
いか類			1,094
たこ類			328
うに類			162
その他水産動物類			0
あわび類・さざえ			593
あさり類			4
その他の貝類			318
海藻類			623

注) 「-」は、事実のないもの、「X」は、秘密保護上統計数値を公表しないものを表す。

出典：「令和4年刊山口県統計年鑑」（令和5年3月、山口県ホームページ）

(4) 商業

北九州市及び下関市における令和 3 年の商業事業所数、従業者数及び年間商品販売額は表 4.2-13 に示すとおりです。

北九州市の年間商品販売額の合計は 2,717,998 百万円で、福岡県全体の約 13%、下関市の年間商品販売額の合計は 536,036 百万円で、山口県全体の約 18%を占めています。

表 4.2-13(1) 商業事業所数、従業者数及び年間商品販売額（北九州市）

区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
門司区	815	5,503	202,912
小倉北区	2,653	23,220	1,062,943
小倉南区	1,387	12,327	471,451
若松区	656	5,057	222,139
八幡東区	651	4,855	166,136
八幡西区	1,849	14,604	443,320
戸畑区	549	3,641	149,096
北九州市	8,560	69,207	2,717,998
福岡県	45,724	398,889	21,440,701

出典：「令和 3 年経済センサス」（令和 5 年 3 月、総務省統計局ホームページ）

表 4.2-13(2) 商業事業所数、従業者数及び年間商品販売額（下関市）

区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
下関市	2,609	19,276	536,036
山口県	12,911	99,557	3,060,420

出典：「令和 3 年経済センサス」（令和 5 年 3 月、総務省統計局ホームページ）

(5) 工業

北九州市及び下関市における令和３年の製造業事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表４.２-14に示すとおりです。

北九州市の製造品出荷額等の合計は210,813,242万円で、福岡県全体の約24%、下関市の製造品出荷額等の合計は60,225,981万円で、山口県全体の約11%を占めています。

表 4.2-14(1) 製造業事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（北九州市）

区分	製造業事業所数 (所)	製造業従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
門司区	114	3,675	11,856,878
小倉北区	151	6,061	9,777,911
小倉南区	149	7,320	30,444,290
若松区	232	8,530	47,839,252
八幡東区	60	3,215	12,923,855
八幡西区	194	11,542	36,918,950
戸畑区	71	7,665	61,052,106
北九州市	971	48,008	210,813,242
福岡県	5,094	220,530	895,185,406

出典：「令和３年経済センサス」（令和５年３月、総務省統計局ホームページ）

表 4.2-14(2) 製造業事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（下関市）

区分	製造業事業所数 (所)	製造業従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
下関市	369	16,141	60,225,981
山口県	1,725	95,292	561,694,006

出典：「令和３年経済センサス」（令和５年３月、総務省統計局ホームページ）

4.2.2 土地利用の状況

調査区域は、関門海峡に面した陸地が広がり、北九州市側の海沿いは主に工業地、公共公益用地、内陸側は住宅地、広葉樹林として、下関市側では主に住宅地、工業地、普通畑、広葉樹林として利用されています。

北九州市及び下関市における令和 2 年の土地利用区分別面積は、表 4.2-15 に示すとおりです。また、土地利用現況図は図 4.2-1 に、集落・市街地の状況は図 4.2-2 に、土地利用基本計画図は図 4.2-3 に、人口集中地区は図 4.2-4 に示すとおりです。

北九州市の地目別面積は宅地の占める割合が最も高く、次いで山林、雑種地、田の順となっています。下関市の地目別面積は山林の占める割合が最も高く、次いで田、宅地、畑の順となっています。実施区域には、都市地域、森林地域があり、集落・市街地及び人口集中地区もあります。

表 4.2-15(1) 地目別面積（北九州市）

[単位：千㎡]

区分	総面積	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
門司区	24,916	2,817	919	12,543	—	15	5,492	—	865	2,265
小倉北区	19,265	10	250	16,259	—	—	1,281	—	255	1,210
小倉南区	70,344	11,170	2,003	21,802	—	27	16,504	—	12,122	6,716
若松区	43,154	3,227	4,433	21,266	—	9	8,087	—	1,624	4,508
八幡東区	15,504	254	222	9,292	—	492	3,140	—	622	1,482
八幡西区	41,420	2,495	1,013	27,044	—	260	6,316	—	368	3,924
戸畑区	12,102	—	31	11,639	—	—	121	—	—	311
北九州市	226,705	19,973	8,871	119,845	—	803	40,941	—	15,856	20,416

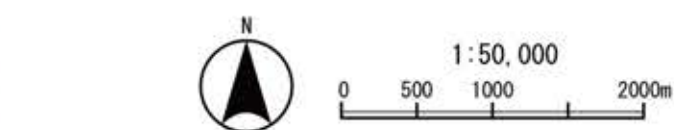
出典：「北九州市統計年鑑」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

表 4.2-15(2) 地目別面積（下関市）

[単位：千㎡]

区分	総面積	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
下関市	449,702	70,276	17,939	42,172	0.2	144	293,595	187	9,363	16,026

出典：「令和 4 年刊山口県統計年鑑」（令和 5 年 3 月、山口県ホームページ）



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

都市集落

- 住宅地
- 商業地
- 工業地
- 公共公益用地
- 公園緑地
- 公園緑地

都市集落

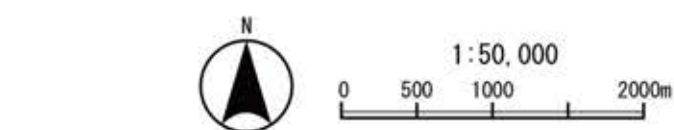
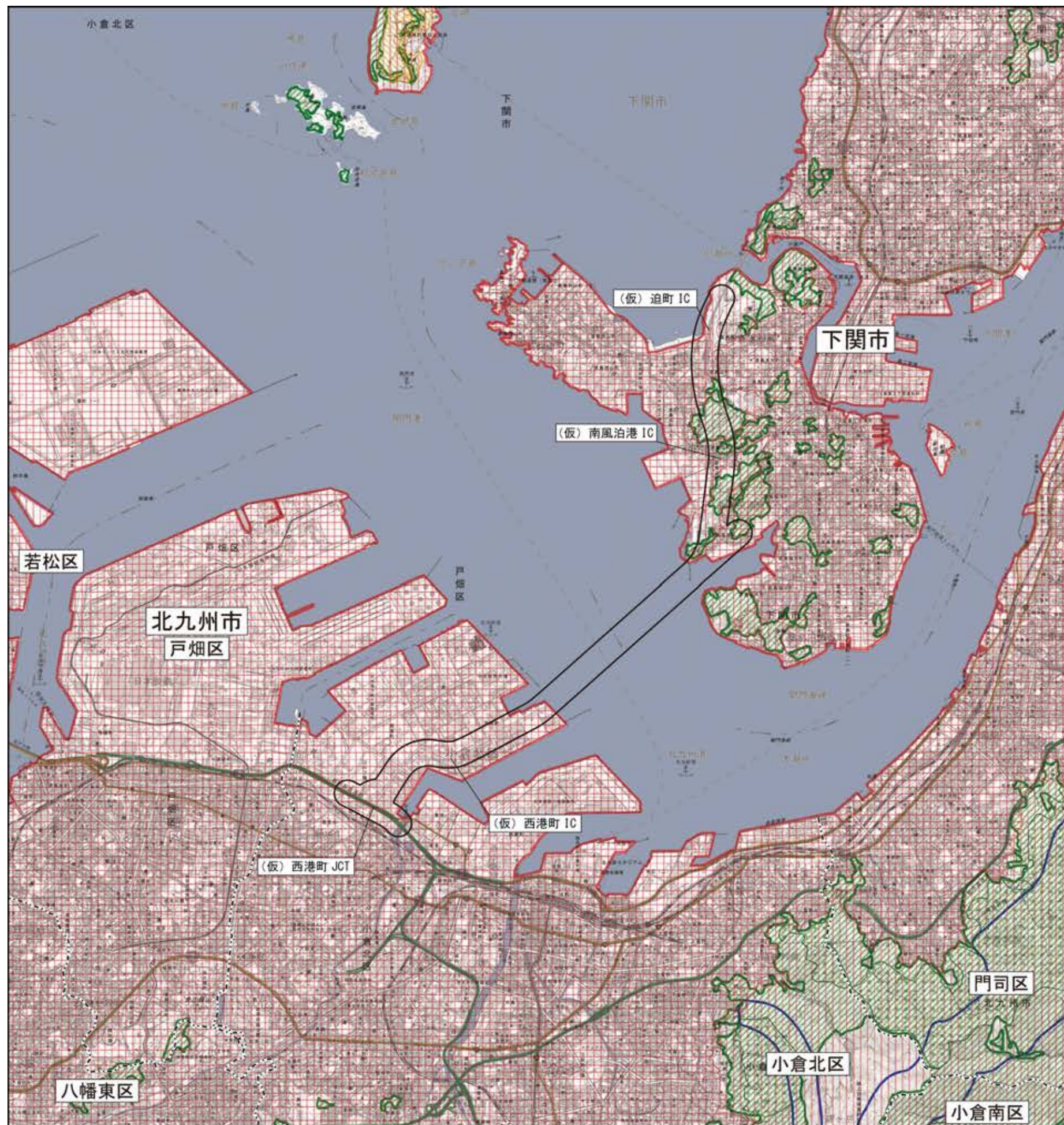
- 田
- 普通畑
- 果樹園
- 茶畑
- 桑畑
- その他の樹木畑
- 牧草地

林地等

- 針葉樹林
- 広葉樹林
- 混交樹林及びその他の林地
- 野草地
- 裸地
- 水面・河川
- 主要道路
- 公有鉄道
- 民営鉄道
- 森林鉄道等
- 索道
- 都・府・県界
- 市・郡界
- 町・村界、指定都市の区界

出典：20万分の1土地利用図（1982～1983年）
（昭和57～58年、国土交通省国土地理院）

図 4.2-1 土地利用現況図



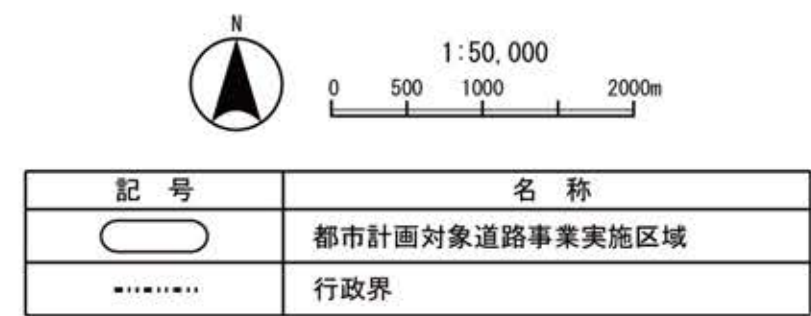
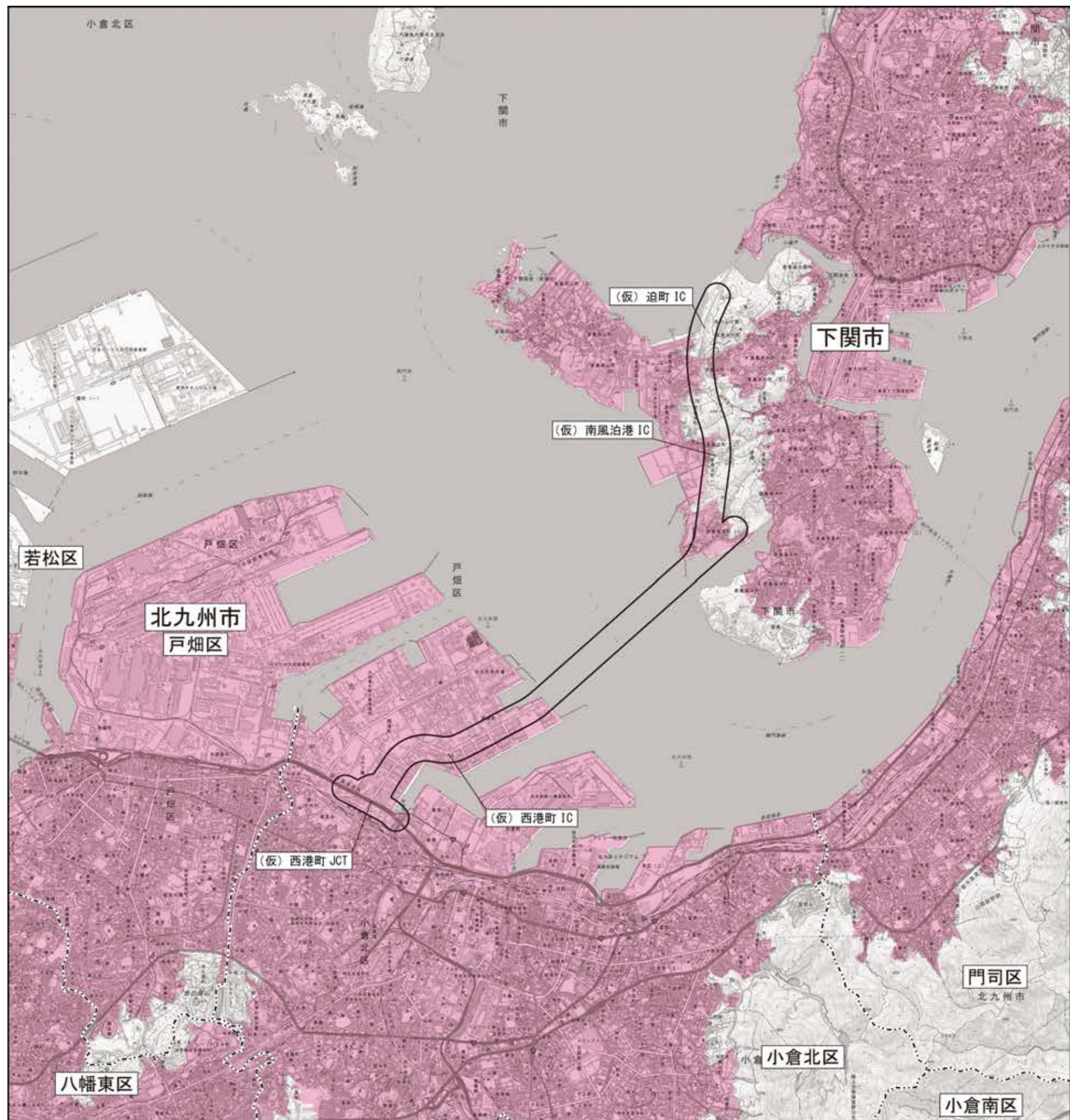
記 号	名 称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区

出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム
(令和5年3月、国土交通省国土政策局総合計画課)

図 4.2-3 土地利用基本計画図



凡例
 人口集中地区

出典：令和2年度国勢調査人口集中地区境界図（福岡県・山口県）
 （令和2年、総務省統計局）

図 4.2-4 人口集中地区位置図

4.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況

1) 利用状況

(1) 河川

調査区域における河川では、散策、水遊びの利用があります。なお、調査区域における河川においては、内水面漁業権は設定されていません。

主な河川の空間利用状況は、表 4.2-16 に示すとおりです。

表 4.2-16 主な河川の空間利用状況

区分	河川名	延長（m）	空間利用状況
二級河川	紫川	21,300	散策、水遊び
	神嶽川	2,800	散策、水遊び

出典：「紫川水系河川整備計画」（平成 25 年 4 月、福岡県）

(2) 海域

調査区域における海域では、沿岸のほぼ全域に第1種、第2種、第3種の共同漁業権及び養殖業を対象とした区画漁業権が設定されています。共同漁業権の設定状況は表 4.2-17 に、区画漁業権の設定状況は表 4.2-18 に、漁業権の範囲は図 4.2-5 に示すとおりです。

実施区域には、共同漁業権（筑共第19号、共第37号、共第40号、共第41号）及び区画漁業権（区第18号、区第19号）が設定されている区域があります。

表 4.2-17(1) 共同漁業権の設定状況

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業権者
筑共第16号	第1種	えむし、なまこ、いせえび、たこ、うに、あわび、とこぶし、びな、さざえ、あかにし、ばい、てんぐにし、あかがい、いがい、たいらぎ、かき、あさり、うちむらさき、ばかがい、あらめ、くろめ、ひじき、てんぐさ、あかもく	1/1-12/31	ひびき灘（脇田） 北九州市（脇之浦、若松）
		ふともずく、もずく	12/1-4/30	
		わかめ	12/1-7/31	
		あまのり	10/1-5/31	
		ふのり	1/1-7/31	
		えごのり	1/1-10-31	
	第2種	雑魚罟網、雑魚曲建網、雑魚大謀網、固定式刺網、あなごうけ、雑魚かご	1/1-12-31	
筑共第18号	第1種	えむし、なまこ、いせえび、しゃこ、たこ、うに、あわび、とこぶし、びな、さざえ、うみにな、あかにし、ばい、てんぐにし、いがい、かき、あさり、あらめ、くろめ、ひじき、てんぐさ、あかもく	1/1-12/31	ひびき灘（藍島） 北九州市（平松、長浜、馬島、大里、旧門司）
		ふともずく	12/1-4-30	
		わかめ	12/1-7/31	
		あまのり	10/1-5/31	
	第2種	雑魚罟網、雑魚曲建網、雑魚大謀網、固定式刺網、あなごうけ、雑魚かご	1/1-12/31	
筑共第19号	第1種	えむし、なまこ、しゃこ、たこ、うに、あわび、とこぶし、びな、さざえ、うみにな、ばい、あかがい、かき、あさり、あらめ、くろめ、ひじき、てんぐさ、あかもく	1/1-12/31	ひびき灘（藍島） 北九州市（平松、長浜、馬島、大里、旧門司）
		ふともずく、もずく	12/1-4/30	
		わかめ	12/1-7/31	
	第2種	雑魚曲建網、固定式刺網、あなごうけ、雑魚かご	1/1-12/31	
筑共第20号	第1種	なまこ、しゃこ、たこ、うに、あわび、さざえ、ばい、てんぐにし、あさり、あかもく	1/1-12/31	ひびき灘（脇田、藍島） 北九州市
		わかめ	12/1-7/31	
	第2種	固定式刺網、あなごうけ、雑魚かご	1/1-12/31	

表 4.2-17(2) 共同漁業権の設定状況

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業権者
筑共第 21 号	第 1 種	えむし、なまこ、しゃこ、たこ、うに、あわび、びな、さざえ、うみにな、ばい、たいらぎ、あさり、あらめ、くろめ、あかもく	1/1-12/31	北九州市（脇之浦、若松）
		わかめ	12/1-7/31	
	第 2 種	固定式刺網、あなごうけ、雑魚かご	1/1-12/31	
共第 37 号	第 1 種	あらめ、かじめ、ほんだわら、あかがい、あさり、あわび、いたやがい、さざえ、たいらぎ、とこぶし、にし、にな、ばい、ばかがい、はまぐり、まてがい、みるくい、いせえび、うに、えむし、しゃこ、たこ、なまこ	1/1-12/31	山口県（吉母、吉見、下関ひびき、伊崎、六連島、彦島、下関南風泊）
		あおのり、いわのり	11/1-5/31	
		いぎす、おごのり	4/1-8/31	
		えごのり	3/1-8/31	
		てんぐさ	11/1-7/31	
		とさかのり、ゆな	12/1-4-30	
		ひじき	10/1-6/30	
		ふのり、もずく	1/1-6/30	
		わかめ	11/1-6/30	
共第 39 号	第 1 種	いたやがい、ばい、いせえび、たこ	1/1-12/31	山口県（吉母、吉見、下関ひびき、伊崎、六連島、彦島、下関南風泊）
共第 40 号	第 2 種	建網漁業、曲建網漁業、小型定置網漁業、かご漁業	1/1-12/31	山口県（吉母、吉見、下関ひびき、伊崎、六連島、彦島、下関南風泊）
		いか巣網漁業	2/1-5/31	
	第 3 種	地びき網漁業	1/1-12/31	
共第 41 号	第 1 種	あらめ、かじめ、ほんだわら、あさり、あわび、かき、さざえ、たいらぎ、とこぶし、にし、にな、ばい、みるくい、うに、えむし、しゃこ、たこ、なまこ	1/1-12/31	山口県（伊崎、六連島、彦島、下関南風泊、壇之浦）
		いぎす	4/1-8/31	
		いわのり	12/1-4/30	
		てんぐさ	2/1-8/31	
		ひじき	10/1-6/30	
		もずく	1/1-6/30	
		わかめ	12/1-6/30	
	第 2 種	建網漁業、小型定置網漁業、かご漁業	1/1-12/31	
		いか巣網漁業	2/15-5/31	

出典：「福岡県農林水産部漁業管理課資料」（令和 2 年 3 月、福岡県農林水産部漁業管理課）
「漁業権について」（令和 5 年 3 月、山口県ホームページ）

表 4.2-18 区画漁業権の設定状況

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業権者
筑区 110 号	第 1 種	わかめ養殖業	10/1-5/31	北九州市（馬島）
筑区 111 号	第 1 種	わかめ養殖業	10/1-5/31	北九州市（馬島）
筑区 112 号	第 1 種	わかめ養殖業	10/1-5/31	北九州市（大里）
区第 14 号	第 1 種	ひじき養殖業	11/1-5-31	山口県（六連島）
区第 15 号	第 1 種	ひじき養殖業	11/1-5-31	山口県（六連島）
区第 16 号	第 1 種	ひじき、わかめ養殖業	10/1-5/31	山口県（伊崎）
区第 17 号	第 1 種	ひじき、わかめ養殖業	10/1-5/31	山口県（伊崎）
区第 18 号	第 1 種	かき垂下式養殖業	1/1-12/31	山口県（彦島）
区第 19 号	第 1 種	ひじき、わかめ養殖業	10/1-5/31	山口県（彦島）
区第 20 号	第 1 種	わかめ養殖業	10/1-4/30	山口県（南風泊）
区第 21 号	第 1 種	かき垂下式養殖業	1/1-12/31	山口県（南風泊）
区第 22 号	第 1 種	わかめ養殖業	10/1-4/30	山口県（南風泊）
区第 23 号	第 1 種	わかめ養殖業	10/1-4/30	山口県（南風泊）
区第 3002 号	第 2 種	あわび養殖業	1/1-12/31	山口県（南風泊）

出典：「福岡県農林水産部漁業管理課資料」（令和 2 年 3 月、福岡県農林水産部漁業管理課）
「漁業権について」（令和 5 年 3 月、山口県ホームページ）

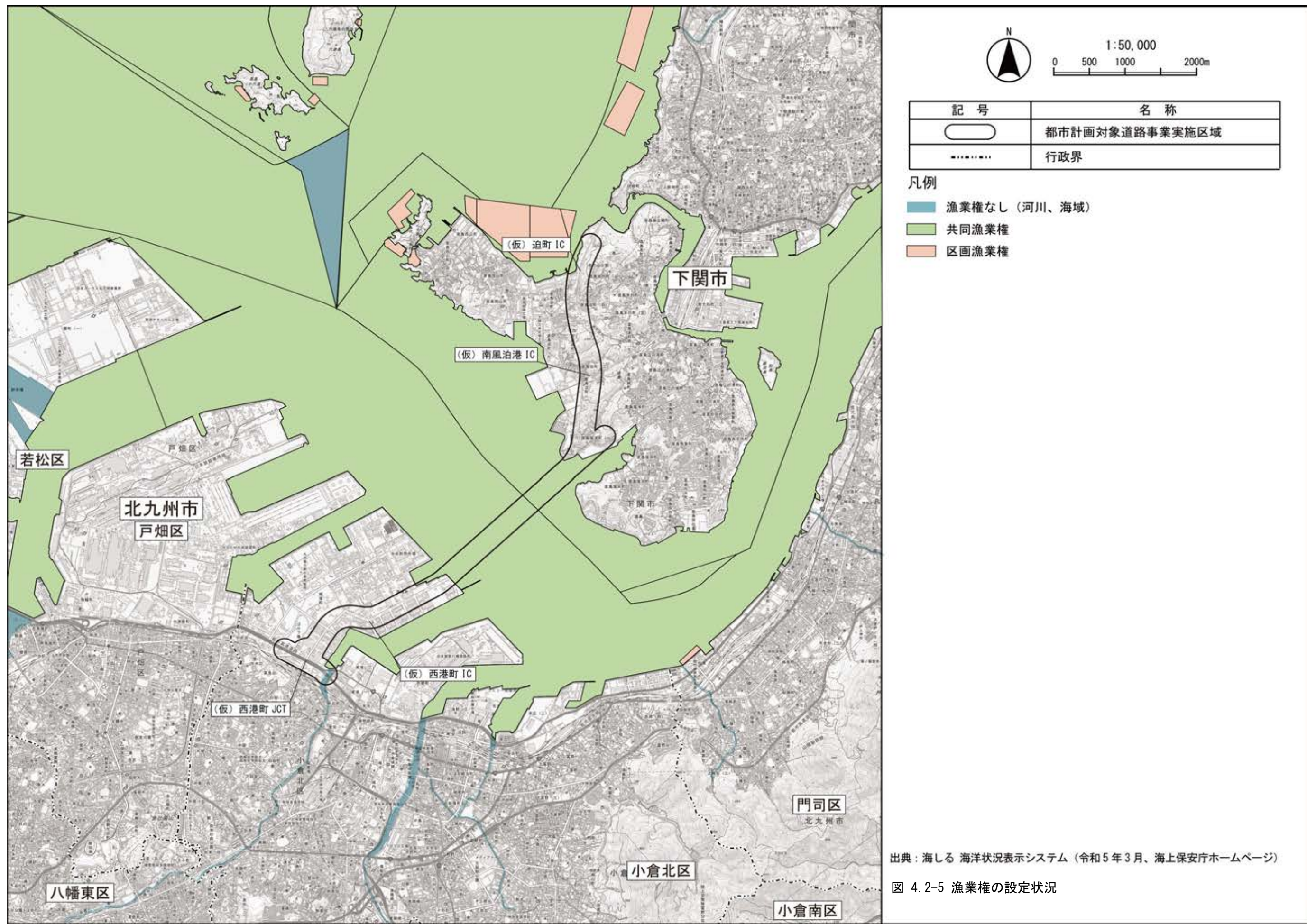


図 4.2-5 漁業権の設定状況

2) 利水状況

北九州市及び下関市における上水道に利用される年間取水量の水源別内訳は、表 4.2-19 に示すとおりです。

北九州市では表流水の利用が最も多く、下関市では原水受水が多くなっています。

また、北九州市及び下関市における工業用水量（30 人以上の事業所）は、表 4.2-20 に示すとおりです。

両市とも工業用水量のうち工業用水道の利用が最も多くなっています。

表 4.2-19(1) 年間取水実績（令和 3 年度）（北九州市）

[単位：千 m³]

種別 事業主体名	計	表流水			伏流水
		ダム直接	ダム放流	自流	
北九州市	107,250	60,198	12,401	31,667	2,984

出典：「福岡県の水道 令和 3 年度」（令和 5 年 3 月、福岡県ホームページ）

表 4.2-19(2) 年間取水量の水源別内訳（令和 2 年度）（下関市）

[単位：千 m³]

種別 事業主体名	年間取水量	地表水		地下水		原水受水
		ダム直接	表流水自流	浅井戸水	深井戸水	
下関市	35,122	8,829	1,190	1,857	7	23,239

出典：「令和 2 年度版 山口県の水道の現況」（令和 4 年 4 月、山口県環境生活部生活衛生課）

表 4.2-20 工業用水量（30 人以上の事業所）

[単位：m³/日]

区分 市町名	事業所数	総用水量				
			工業用水道	上水道	井戸水	その他淡水
北九州市	281	185,383	136,044	11,378	927	37,034
下関市	99	49,048	41,190	7,326	58	474

出典：「福岡県の工業 令和 2 年工業統計調査結果表」（令和 2 年 6 月、福岡県企画・地域振興部調査統計課）

「平成 31 年(令和元年) 山口県の工業」（令和 3 年 10 月、山口県統計分析課）

北九州市及び下関市における地下水の利用状況は、表 4.2-21 に示すとおりです。地下水の年間取水量は、北九州市で 2,984 千 m³、下関市で 1,864 千 m³ となっています。

表 4.2-21(1) 北九州市の地下水の利用状況(令和 3 年度)

県名	市名	年間取水量(千 m ³)
福岡県	北九州市	2,984

出典：「福岡県の水道 令和 3 年度」(令和 5 年 3 月、福岡県ホームページ)

表 4.2-21(2) 下関市の地下水の利用状況(令和 2 年度)

県名	市名	年間取水量(千 m ³)
山口県	下関市	1,864

出典：「令和 2 年度版 山口県の水道の現況」(令和 4 年 4 月、山口県環境生活部生活衛生課)

4.2.4 交通の状況

1) 陸上交通

調査区域の主要な交通網及び調査地点は図 4.2-6 に、平成 27 年度の道路交通量の調査結果は表 4.2-22 に、平成 30 年の各駅の乗降客数は表 4.2-23 に示すとおりです。

調査区域には、都市高速道路として北九州高速 2 号線、北九州高速 4 号線があります。また、主要な一般国道として一般国道 3 号、一般国道 191 号、一般国道 199 号等が、主要地方道及び一般都道府県道として八幡戸畑線、南風泊港線、福浦港金比羅線等があります。鉄道は、山陽新幹線、JR 山陽本線、JR 鹿児島本線、JR 日豊本線、JR 筑豊本線及び、私鉄の北九州高速鉄道があります。

実施区域には、北九州高速 2 号線、一般国道 199 号、県道南風泊港線、県道福浦港金比羅線があります。

表 4.2-22(1) 主要路線における交通量（北九州市：平成 27 年度）

道路種別	路線番号	路線名	調査単位 区間 番号	観測地点名	12 時間 交通量 (台)	24 時間 交通量 (台)	昼夜率
都市高速道路	2	北九州高速 2 号線	5030	北九州市小倉北区	7,393	8,800	1.19
	4	北九州高速 4 号線	5070	北九州市小倉北区	19,725	24,536	1.24
一般国道	3	一般国道 3 号	10050	門司区中町	15,391	19,700	1.28
			10060	北九州市門司区大里新町	27,359	36,009	1.32
			10100	—	22,350	30,396	1.36
			10160	北九州市戸畑区福柳木 1 丁目	36,351	51,868	1.43
	10	一般国道 10 号	10310	—	37,874	52,645	1.39
	199	一般国道 199 号	10440	門司区大里本町 3 丁目	18,410	23,381	1.27
			10450	北九州市門司区大里本町 3 丁目	20,858	28,670	1.37
			10460	小倉北区浅野 2 丁目	34,379	45,380	1.32
			10480	北九州市戸畑区中原西 1 丁目	16,679	21,349	1.28
			10530	—	7,467	9,334	1.25
			10540	小倉北区室町 1 丁目	12,661	17,472	1.38
			10560	北九州市戸畑区中原西 3 丁目	12,003	15,124	1.26
			10570	戸畑区元宮町	3,744	4,605	1.23
主要地方道	36	小倉停車場線	40180	小倉北区魚町 1 丁目	8,409	10,595	1.26
	50	八幡戸畑線	40250	戸畑区初音町	21,196	27,343	1.29
	63	長行田町線	40370	小倉北区城内	8,370	10,546	1.26
一般都道府県道	265	城野砂津線	60200	小倉北区明和町	13,010	16,523	1.27
	270	堅町到津線	60260	小倉北区下到津 1 丁目	18,631	23,848	1.28
	271	下到津戸畑線	60270	北九州市戸畑区仙水町	13,363	16,837	1.26
	296	大蔵到津線	60400	八幡東区祝町 2 丁目	23,965	30,675	1.28

注) 斜体表示の交通量は推定値

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」（令和 5 年 3 月、国土交通省ホームページ）

表 4.2-22(2) 主要路線における交通量（下関市：平成 27 年度）

道路種別	路線 番号	路線名	調査 単位 区間 番号	観測地点名	12 時間 交通量 (台)	24 時間 交通量 (台)	昼夜率
一般国道	9	一般国道 9 号	10740	下関市南部町	24,895	31,617	1.27
	191	一般国道 191 号	11230	下関市金比羅町	15,191	19,165	1.26
			11240	下関市汐入町	25,339	31,791	1.25
主要地方道	57	下関港線	41880	下関市南部町	12,298	16,356	1.33
			41890	下関市貴船町三丁目	20,854	26,006	1.25
一般都道府県道	248	下関港安岡線	62180	下関市山の口町	13,911	18,502	1.33
			62190	下関市後田二丁目	10,776	13,729	1.27
	250	南風泊港線	62250	下関市彦島迫町七丁目	4,935	6,218	1.26
			62260	下関市江の浦町一丁目	16,240	19,372	1.19
			62270	下関市大和町一丁目	17,655	23,658	1.34
	251	田ノ首下関線	62280	下関市彦島江の浦町六丁目	6,628	8,351	1.26
			62290	下関市彦島本村町六丁目	6,720	8,534	1.27
	252	福浦港金比羅線	62300	下関市彦島江の浦町二丁目	14,078	18,865	1.34
			62320	下関市彦島迫町六丁目	15,898	20,349	1.28
			62330	下関市金比羅町	15,047	19,365	1.29
	323	下関停車場線	63240	下関市竹崎町四丁目	3,567	4,530	1.27

注) 斜体表示の交通量は推定値

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」（令和 5 年 3 月、国土交通省ホームページ）

表 4.2-23 鉄道駅及び乗降客数

市町	事業者	駅名	乗降客数（人/日）（2020 年）
北九州市	JR 九州	戸畑	7,521
		九州工大前	3,359
		西小倉	3,985
		南小倉	4,168
		小倉	25,014
		門司	4,876
		小森江	1,165
	JR 西日本	小倉	13,402
	北九州高速鉄道	小倉	12,439
		平和通	4,828
		旦過	2,705
		香春口三萩野	4,356
		片野	3,641
下関市	JR 西日本	下関	14,450

出典：「国土数値情報ダウンロードサービス」（令和 5 年 3 月、国土交通省ホームページ）

2) 海上交通

調査区域の海域には、「港湾法」（昭和 25 年 5 月 31 日法律第 218 号、最終改正：令和 2 年 6 月 12 日法律第 49 号）に定める国際拠点港湾である北九州港、下関港があり、両港を結ぶ関門航路があります。令和元年の入港船舶数は表 4.2-24 に、港湾区域は図 4.2-7 に示しております。

実施区域には、北九州港、下関港の港湾区域があります。

表 4.2-24 入港船舶総数（令和 3 年）

種別 港名	区分	総数	外航商船	内航商船	自動車航送船	漁船その他
北九州	隻数（隻）	46,011	3,614	36,498	2,286	3,613
	総トン数（トン）	95,526,111	46,977,533	17,270,374	28,622,892	2,655,312
下関	隻数（隻）	26,454	588	21,366	344	4,156
	総トン数（トン）	8,981,630	2,908,678	2,425,660	2,699,024	948,268

出典：「港湾調査」（令和 5 年 3 月、国土交通省ホームページ）

4.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

調査区域において、環境の保全について配慮が特に必要な施設は表 4.2-25～表 4.2-34 に、それらの施設の位置は図 4.2-8 に示すとおりです。

調査区域には、小学校が 49 箇所、中学校が 32 箇所、高等学校が 24 箇所、大学、短期大学、専修学校、特別支援学校が 38 箇所、幼稚園が 32 箇所、保育所が 73 箇所、認定こども園が 22 箇所、社会福祉施設が 138 箇所、病院が 33 箇所、図書館が 11 箇所あります。

実施区域には、保育所が 1 箇所、社会福祉施設が 3 箇所あります。

なお、住宅の状況については、図 4.2-2 及び図 4.2-4 に示すとおり、集落・市街地及び人口集中地区の分布を把握しました。調査区域の集落・市街地は、北九州市及び下関市ともに低地から丘陵地にかけて広く分布しています。

表 4.2-25(1) 環境への配慮が特に必要な施設（小学校：北九州市）

No.	施設名	所在地
1	福岡教育大学附属小倉小学校	北九州市小倉北区下富野三丁目 13-1
2	小森江小学校	北九州市門司区羽山一丁目 12-1
3	大里東小学校	北九州市門司区中二十町 7-1
4	大里南小学校	北九州市門司区新原町 15-1
5	大里柳小学校	北九州市門司区不老町二丁目 1-1
6	西門司小学校	北九州市門司区東新町一丁目 10-1
7	萩ヶ丘小学校	北九州市門司区寺内二丁目 7-1
8	藤松小学校	北九州市門司区藤松一丁目 19-1
9	足原小学校	北九州市小倉北区足原二丁目 8-1
10	足立小学校	北九州市小倉北区宇佐町一丁目 6-7
11	泉台小学校	北九州市小倉北区泉台一丁目 3-1
12	到津小学校	北九州市小倉北区上到津一丁目 9-1
13	井堀小学校	北九州市小倉北区井堀三丁目 15-1
14	貴船小学校	北九州市小倉北区白銀二丁目 8-1
15	清水小学校	北九州市小倉北区清水二丁目 13-1
16	小倉中央小学校	北九州市小倉北区堺町二丁目 4-1
17	桜丘小学校	北九州市小倉北区赤坂二丁目 21-1
18	三郎丸小学校	北九州市小倉北区三郎丸三丁目 13-1
19	寿山小学校	北九州市小倉北区大島三丁目 10-1
20	富野小学校	北九州市小倉北区常盤町 3-1
21	中井小学校	北九州市小倉北区中井二丁目 12-1
22	中島小学校	北九州市小倉北区昭和町 16-1
23	西小倉小学校	北九州市小倉北区城内 6-1
24	日明小学校	北九州市小倉北区日明四丁目 4-1
25	南小倉小学校	北九州市小倉北区新高田一丁目 1-1
26	枝光小学校	北九州市八幡東区枝光四丁目 12-1
27	高見小学校	北九州市八幡東区高見四丁目 1-1
28	ひびきが丘小学校	北九州市八幡東区諏訪二丁目 7-1
29	あやめが丘小学校	北九州市戸畑区沢見二丁目 3-1
30	一枝小学校	北九州市戸畑区一枝二丁目 7-1
31	大谷小学校	北九州市戸畑区菅原四丁目 6-1
32	鞘ヶ谷小学校	北九州市戸畑区東鞘ヶ谷町 4-1
33	天籟寺小学校	北九州市戸畑区夜宮二丁目 1-1
34	戸畑中央小学校	北九州市戸畑区新池二丁目 1-12
35	中原小学校	北九州市戸畑区中原西三丁目 1-1
36	牧山小学校	北九州市戸畑区丸町二丁目 15-25
37	敬愛小学校	北九州市門司区大里新町 11-7
38	明治学園小学校	北九州市戸畑区仙水町 5-1

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「学校一覧」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

表 4.2-25(2) 環境への配慮が特に必要な施設（小学校：下関市）

No.	施設名	所在地
39	文関小学校	下関市上田中町一丁目 14-1
40	名陵小学校	下関市名池町 10-1
41	関西小学校	下関市関西町 12-1
42	桜山小学校	下関市上新地町二丁目 5-10
43	向山小学校	下関市向山町 14-1
44	生野小学校	下関市幡生本町 7-14
45	本村小学校	下関市彦島本村町三丁目 16-1
46	西山小学校	下関市彦島迫町五丁目 13-21
47	江浦小学校	下関市彦島江の浦町三丁目 4-1
48	角倉小学校	下関市彦島角倉町三丁目 5-5
49	向井小学校	下関市彦島向井町二丁目 20-1

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「学校一覧」（令和 5 年 3 月、下関市教育委員会学校教育課）

表 4.2-26(1) 環境への配慮が特に必要な施設（中学校：北九州市）

No.	施設名	所在地
1	福岡教育大学附属小倉中学校	北九州市小倉北区下富野三丁目 12-1
2	緑丘中学校	北九州市門司区緑ヶ丘 6-1
3	柳西中学校	北九州市門司区柳原町 1-1
4	足立中学校	北九州市小倉北区萩崎町 3-1
5	板櫃中学校	北九州市小倉北区白萩町 8-1
6	菊陵中学校	北九州市小倉北区下富野一丁目 2-1
7	思永中学校	北九州市小倉北区大門一丁目 5-1
8	篠崎中学校	北九州市小倉北区原町二丁目 8-1
9	白銀中学校	北九州市小倉北区白銀一丁目 13-1
10	富野中学校	北九州市小倉北区常盤町 8-1
11	南小倉中学校	北九州市小倉北区高尾一丁目 4-1
12	枝光台中学校	北九州市八幡東区枝光五丁目 8-1
13	大蔵中学校	北九州市八幡東区大蔵一丁目 4-1
14	高見中学校	北九州市八幡東区高見四丁目 4-1
15	大谷中学校	北九州市戸畑区東大谷一丁目 9-1
16	高生中学校	北九州市戸畑区高峰一丁目 6-1
17	飛幡中学校	北九州市戸畑区小芝一丁目 8-20
18	中原中学校	北九州市戸畑区境川二丁目 6-1
19	敬愛中学校	北九州市門司区別院 6-1
20	小倉日新館中学校	北九州市小倉北区片野新町一丁目 3-1
21	照曜館中学校	北九州市小倉北区清水四丁目 10-1
22	西南女学院中学校	北九州市小倉北区上到津一丁目 10-1
23	九州国際大学付属中学校	北九州市八幡東区枝光五丁目 9-1
24	明治学園中学校	北九州市戸畑区仙水町 5-1

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「学校一覧」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

表 4.2-26(2) 環境への配慮が特に必要な施設（中学校：下関市）

No.	施設名	所在地
25	日新中学校	下関市上田中町一丁目 15-1
26	向洋中学校	下関市向洋町一丁目 14-1
27	文洋中学校	下関市上新地町五丁目 6-1
28	名陵中学校	下関市丸山町一丁目 13-3
29	彦島中学校	下関市彦島江の浦町二丁目 25-1
30	玄洋中学校	下関市彦島本村町二丁目 8-1
31	梅光学院中学校	下関市丸山町二丁目 9-1
32	下関中等教育学校	下関市彦島老町二丁目 21-1

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「学校一覧」（令和 5 年 3 月、下関市教育委員会学校教育課）

表 4.2-27(1) 環境への配慮が特に必要な施設（高等学校：北九州市）

No.	施設名	所在地
1	門司大翔館高等学校	北九州市門司区藤松二丁目 7-1
2	小倉高等学校	北九州市小倉北区愛宕二丁目 8-1
3	小倉工業高等学校	北九州市小倉北区白萩町 6-1
4	小倉西高等学校	北九州市小倉北区下津五丁目 7-1
5	戸畑高等学校	北九州市戸畑区夜宮三丁目 1-1
6	戸畑工業高等学校	北九州市戸畑区丸町三丁目 10-1
7	ひびき高等学校	北九州市戸畑区天籟寺一丁目 2-1
8	北九州市立高等学校	北九州市戸畑区浅生一丁目 10-1
9	敬愛高等学校	北九州市門司区別院 6-1
10	豊国学園高等学校	北九州市門司区柳町四丁目 5-1
11	慶成高等学校	北九州市小倉北区皿山町 15-1
12	真颯館高等学校	北九州市小倉北区中井口 5-1
13	西南女学院高等学校	北九州市小倉北区上津一丁目 10-1
14	東筑紫学園高等学校	北九州市小倉北区清水四丁目 10-1
15	美萩野女子高等学校	北九州市小倉北区片野新町一丁目 3-1
16	九州国際大学附属高等学校	北九州市八幡東区枝光五丁目 9-1
17	明治学園高等学校	北九州市戸畑区仙水町 5-1

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「学校一覧」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

表 4.2-27(2) 環境への配慮が特に必要な施設（高等学校：下関市）

No.	施設名	所在地
18	下関商業高等学校	下関市後田町四丁目 11-1
19	下関西高等学校	下関市後田町四丁目 10-1
20	下関南高等学校	下関市後田町一丁目 8-1
21	下関双葉高等学校	下関市後田町四丁目 25-1
22	梅光学院高等学校	下関市丸山町二丁目 9-1
23	早鞆高等学校	下関市上田中町八丁目 3-1
24	下関短期大学附属高等学校	下関市桜山町 1-1

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「学校一覧」（令和 5 年 3 月、下関市教育委員会学校教育課）

表 4.2-28(1) 環境への配慮が特に必要な施設
(大学・短期大学・高等専門学校／特別支援学校／専修学校：北九州市)

No	種別	施設名	所在地
1	大学	九州工業大学（戸畑キャンパス）	北九州市戸畑区仙水町 1-1
2		九州歯科大学	北九州市小倉北区真鶴二丁目 6-1
3		九州栄養福祉大学（小倉北区キャンパス）	北九州市小倉北区下到津五丁目 1-1
4		西南女学院大学	北九州市小倉北区井堀一丁目 3-5
5		西日本工業大学（デザイン学部）	北九州市小倉北区室町 1 丁目 2-11
6	短期大学	西南女学院短期大学	北九州市小倉北区井堀一丁目 3-2
7		東筑紫短期大学	北九州市小倉北区下到津五丁目 1-1
8	特別支援学校	北九州視覚特別支援学校	北九州市八幡東区高見五丁目 1-12
9		小倉聴覚特別支援学校	北九州市小倉北区三郎丸二丁目 9-1
10		門司総合特別支援学校	北九州市門司区矢筈町 13-1
11		小倉北特別支援学校	北九州市小倉北区下到津四丁目 3-1
12		北九州中央高等学園	北九州市戸畑区沢見一丁目 3-47
13	専修学校	戸畑高等専修学校	北九州市戸畑区沢見一丁目 3-47
14		看護専門学校	北九州市小倉北区馬借二丁目 1-1
15		麻生情報ビジネス専門学校北九州校	北九州市小倉北区浅野二丁目 11-33
16		麻生公務員専門学校北九州校	北九州市小倉北区室町三丁目 2-62
17		大原医療福祉製菓専門学校小倉校	北九州市小倉北区京町三丁目 15-4
18		大原簿記公務員専門学校小倉校	北九州市小倉北区京町三丁目 9-20
19		河合塾北九州校	北九州市小倉北区室町二丁目 10-8
20		北九州小倉看護専門学校	北九州市小倉北区中島一丁目 19-17
21		北九州調理製菓専門学校	北九州市小倉北区浅野二丁目 18-28
22		北九州予備校小倉駅校	北九州市小倉北区浅野一丁目 3-27
23		九州医療スポーツ専門学校	北九州市小倉北区馬借一丁目 1-2
24		専門学校九州テクノカレッジ	北九州市小倉北区清水四丁目 8-1
25		九州ビジネス専門学校	北九州市小倉北区大門二丁目 2-16
26		K C S 北九州情報専門学校	北九州市小倉北区浅野二丁目 4-1
27		健和看護学院	北九州市小倉北区大手町 15-1
28		美萩野臨床医学専門学校	北九州市小倉北区片野新町一丁目 3-1
29		福岡美容専門学校北九州校	北九州市小倉北区上富野一丁目 5-59
30		専門学校麻生医療福祉&観光カレッジ	北九州市戸畑区小芝三丁目 3-1
31		北九州市戸畑看護専門学校	北九州市戸畑区正津町 2-10
32	各種学校	北九州予備校小倉校	北九州市小倉北区中島一丁目 19-8
33		北九州 Y M C A 学院	北九州市小倉北区鍛冶町二丁目 3-9
34	年長者 研修大学校	年長者研修大学校「周望学舎」	北九州市小倉北区新高田二丁目 29-1

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「学校一覧」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

「高齢者・介護に関する施設」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

表 4.2-28(2) 環境への配慮が特に必要な施設
(大学・短期大学／特別支援学校／専修学校：下関市)

No	種別	施設名	所在地
35	大学	梅光学院大学	下関市向洋町一丁目 1-1
36		梅光学院大学大学院	下関市向洋町一丁目 1-1
37	短期大学	下関短期大学	下関市桜山町 1-1
38	特別支援学校	下関南総合支援学校	下関市幡生町一丁目 1-22

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「学校一覧」（令和 5 年 3 月、下関市教育委員会学校教育課）

表 4.2-29(1) 環境への配慮が特に必要な施設（幼稚園：北九州市）

No.	施設名	所在地
1	小倉幼稚園	北九州市小倉北区堺町二丁目 4-21
2	八幡東幼稚園	北九州市八幡東区高見三丁目 1-32
3	敬愛幼稚園	北九州市門司区別院 6-1
4	西門司幼稚園	北九州市門司区社ノ木一丁目 14-8
5	日の丸幼稚園	北九州市門司区大里戸ノ上二丁目 3-37
6	門司こぼと幼稚園	北九州市門司区東新町一丁目 9-21
7	門司聖母幼稚園	北九州市門司区別院 1-21
8	門司瞳幼稚園	北九州市門司区柳町四丁目 5-1
9	あおば幼稚園	北九州市小倉北区上富野三丁目 9-32
10	あかつき幼稚園	北九州市小倉北区黄金二丁目 8-31
11	いづみ幼稚園	北九州市小倉北区三郎丸三丁目 10-36
12	栄美幼稚園	北九州市小倉北区上富野三丁目 17-10
13	おひさま幼稚園	北九州市小倉北区堅町一丁目 2-13
14	光沢寺中井幼稚園	北九州市小倉北区中井二丁目 17-36
15	小倉カトリック幼稚園	北九州市小倉北区昭和町 14-7
16	森林幼稚園	北九州市小倉北区妙見町 1-32
17	西南女学院短大附属シオン山幼稚園	北九州市小倉北区井堀一丁目 3-4
18	天心幼稚園	北九州市小倉北区清水二丁目 7-1
19	富野幼稚園	北九州市小倉北区下富野三丁目 5-6
20	東筑紫短期大学附属幼稚園	北九州市小倉北区下津五丁目 3-14
21	聖ヶ丘幼稚園	北九州市小倉北区清水四丁目 5-1
22	木町幼稚園	北九州市小倉北区原町二丁目 7-6
23	高見幼稚園	北九州市八幡東区川淵町 3-23
24	八幡カトリック幼稚園	北九州市八幡東区八王寺町 1-40
25	教学寺幼稚園	北九州市戸畑区新池二丁目 10-1
26	第二明泉寺幼稚園	北九州市戸畑区西大谷一丁目 9-52
27	戸畑天使園幼稚園	北九州市戸畑区千防一丁目 11-22
28	宝福寺幼稚園	北九州市戸畑区中原西一丁目 3-23
29	明泉寺幼稚園	北九州市戸畑区正津町 1-9

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「学校一覧」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

表 4.2-29(2) 環境への配慮が特に必要な施設（幼稚園：下関市）

No.	施設名	所在地
30	第一幼稚園	下関市貴船町三丁目 11-12
31	暁の星幼稚園	下関市上田中町二丁目 10-14
32	めぐみ幼稚園	下関市上田中町二丁目 13-26

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「令和 5 年度教育・保育施設一覧（令和 4 年 8 月現在）」（令和 5 年 3 月、下関市子ども未来部幼児保育課）

表 4.2-30(1) 環境への配慮が特に必要な施設（保育所：北九州市 1/2）

No.	施設名	所在地
1	花かご保育園	北九州市門司区上馬寄一丁目 5-2
2	萩ヶ丘保育園	北九州市門司区大里戸ノ上三丁目 9-26
3	大川保育園	北九州市門司区下二十町 1-28
4	門司保育所（みどり園）	北九州市門司区不老町二丁目 2-25
5	広済寺保育園	北九州市門司区大里東四丁目 11-11
6	鎮西保育園	北九州市門司区別院 6-48
7	西光保育園	北九州市門司区大里本町一丁目 6-13
8	すみれ保育所	北九州市門司区南本町 3-2
9	藤松保育園	北九州市門司区藤松二丁目 2-36
10	NINARU ふじまつ保育園	北九州市門司区藤松二丁目 6-24
11	下富野保育所	北九州市小倉北区神幸町 4-20
12	白銀保育所	北九州市小倉北区白銀二丁目 2-25
13	東篠崎保育所	北九州市小倉北区東篠崎一丁目 10-1
14	小倉北ふれあい保育所（乳児部）（乳児専門保育所）	北九州市小倉北区馬借一丁目 7-1
15	小倉北ふれあい保育所（夜間部）（夜間保育所）	北九州市小倉北区馬借一丁目 7-1
16	到津乳児保育園（乳児専門保育所）	北九州市小倉北区下到津三丁目 7-36
17	あおば乳児保育園（乳児専門保育所）	北九州市小倉北区上富野三丁目 3-28
18	金田保育園	北九州市小倉北区金田一丁目 1-10
19	光沢寺保育園	北九州市小倉北区緑ヶ丘一丁目 8-14
20	三郎丸保育園	北九州市小倉北区三郎丸二丁目 9-3
21	貴船保育園	北九州市小倉北区貴船町 9-5
22	神岳保育園	北九州市小倉北区神岳二丁目 10-31
23	片野保育園	北九州市小倉北区三萩野一丁目 12-24
24	西教寺保育園（乳児受入保育所）	北九州市小倉北区砂津二丁目 11-41
25	井堀保育園	北九州市小倉北区井堀二丁目 7-1
26	れんげ心の花保育園（乳児受入保育所）	北九州市小倉北区三萩野二丁目 8-18
27	光沢寺第二保育園	北九州市小倉北区中井二丁目 4-33
28	清水保育所	北九州市小倉北区弁天町 10-1
29	到津保育所	北九州市小倉北区金鶏町 5-33
30	上富野保育所	北九州市小倉北区上富野三丁目 18-7
31	三萩野保育園	北九州市小倉北区明和町 5-9
32	篠崎保育園	北九州市小倉北区泉台一丁目 11-24
33	北九州ソレイユ保育園	北九州市小倉北区西港町 30-6
34	新栄たてまち保育園	北九州市小倉北区堅町二丁目 2-16
35	さわやかあだちのもり保育園	北九州市小倉北区山門町 5-1
36	おぐまの保育園	北九州市小倉北区新高田一丁目 10-3
37	堂山保育所	北九州市八幡東区枝光四丁目 15-1
38	西戸畑保育所	北九州市戸畑区南鳥旗町 3-17
39	千防保育所	北九州市戸畑区千防一丁目 1-15
40	戸畑保育所（わかば園）	北九州市戸畑区東大谷一丁目 13-10
41	ナオミ愛児園（乳児受入保育所）	北九州市戸畑区中本町 12-34
42	沢見あやめのもり保育所	北九州市戸畑区仙水町 1-2
43	中原保育園	北九州市戸畑区中原西二丁目 6-13
44	さかい川保育園	北九州市戸畑区境川二丁目 14-9
45	牧山保育園	北九州市戸畑区牧山一丁目 1-4

表 4.2-30(2) 環境への配慮が特に必要な施設（保育所：北九州市 2/2）

No.	施設名	所在地
46	さんろくこどもえん	北九州市戸畑区三六町 10-6
47	はつねほいくえん	北九州市戸畑区新川町 3-5
48	てんらいじほいくえん	北九州市戸畑区菅原一丁目 5-7
49	カフェ&託児ルーム スマイルハウス	北九州市門司区社ノ木一丁目 11-8
50	香春口保育園	北九州市小倉北区江南町 2-26 201 号室
51	アニマルクラブ	北九州市小倉北区鍛冶町二丁目 1-7 201 号室
52	託児所マミー	北九州市小倉北区京町三丁目 13-12 サトルビル 2 階
53	一般社団法人とまり枝の会にこにこ保育園	北九州市小倉北区中井五丁目 11-33
54	キッズルーム Angel	北九州市小倉北区中津口一丁目 1-6 小文字ビル 2 階
55	ブライトキッズガーデン	北九州市小倉北区室町三丁目 2-27 グローカルビル 5 階
56	ママトモ魚町	北九州市小倉北区魚町三丁目 3-20 中屋ビル 2 階
57	International Preschool・OWLS Garden	北九州市小倉北区馬借一丁目 13-29 村上ビル 2 階
58	Piccoli	北九州市小倉北区吉野町 12-16
59	そらまめほいくえん	北九州市小倉北区京町 4 丁目 4-38 404 号室
60	オハナ インターナショナルキンダーガーデン	北九州市戸畑区初音町 8-20 202 号室
61	北九州市立子育てふれあい交流プラザ子ども一時預かり室	北九州市小倉北区浅野三丁目 8-1 AIMビル 3 階
62	たかみロンパールーム	北九州市八幡東区荒生田三丁目 5-25

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「保育所等一覧」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

「認可外保育施設一覧」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

表 4.2-30(3) 環境への配慮が特に必要な施設（保育所：下関市）

No.	施設名	所在地
63	幸町保育園	下関市幸町 18-6
64	名池保育園	下関市名池町 10-2
65	彦島第一保育園	下関市彦島福浦町二丁目 17-1
66	東光保育園	下関市赤間町 3-12
67	小波保育園	下関市汐入町 19-18
68	ひまわり保育園	下関市長崎町一丁目 1-4
69	和光保育園	下関市大平町 10-20
70	慈光保育園	下関市伊崎町一丁目 11-16
71	弥生保育園	下関市幡生町二丁目 27-2
72	専立寺保育園	下関市彦島本村町五丁目 9-26
73	New Beginning Preschool	下関市大和町 1-6-7

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「令和 5 年度教育・保育施設一覧（令和 4 年 8 月現在）」（令和 5 年 3 月、下関市子ども未来部幼児保育課）

「認可外保育施設一覧」（令和 5 年 3 月、下関市ホームページ）

表 4.2-31(1) 環境への配慮が特に必要な施設（認定こども園：北九州市）

No.	施設名	所在地
1	愛の園保育園	北九州市小倉北区下津二丁目 15-25
2	あおば幼稚園	北九州市小倉北区上富野三丁目 9-32
3	足原だきしめ保育園	北九州市小倉北区足原一丁目 7-1
4	キンダーポート保育園	北九州市小倉北区明和町 3-8
5	三郎丸保育園	北九州市小倉北区三郎丸二丁目 9-3
6	とみの幼稚園	北九州市小倉北区下富野三丁目 5-6
7	長浜保育園	北九州市小倉北区長浜町 2-27
8	東筑紫短期大学附属幼稚園	北九州市小倉北区下津五丁目 3-14
9	れんげの花保育園	北九州市小倉北区昭和町 16-3
10	清心保育園	北九州市八幡東区松尾町 3-27
11	高見の森保育園	北九州市八幡東区高見五丁目 3-6
12	槻田杉の実保育園	北九州市八幡東区槻田二丁目 11-10
13	つばさ保育園	北九州市八幡東区山王二丁目 18-8

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「北九州市内の認定こども園一覧表」（令和 5 年 3 月、北九州市）

表 4.2-31(2) 環境への配慮が特に必要な施設（認定こども園：下関市）

No.	施設名	所在地
14	中央こども園	下関市幡生新町 1-10
15	ひがし子ども園	下関市東向山町 13-31
16	下関短期大学付属第一幼稚園	下関市桜山町 1-1
17	下関天使幼稚園	下関市細江町一丁目 9-15
18	しおかぜの里こども園	下関市彦島迫町六丁目 7-22
19	聖母園	下関市彦島緑町 11-6
20	でしまつ子ども園	下関市彦島杉田町二丁目 3-10
21	くりのみ子供園	下関市彦島田の首町二丁目 6-10
22	下関短期大学付属第二幼稚園	下関市彦島塩浜町二丁目 2-21

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「令和 5 年度教育・保育施設一覧（令和 4 年 8 月現在）」（令和 5 年 3 月、下関市こども未来部幼児保育課）

表 4.2-32(1) 環境への配慮が特に必要な施設（社会福祉施設：北九州市 1/2）

No.	種別	施設名	所在地
1	住宅型有料 老人ホーム	青葉の家	北九州市門司区青葉台 9-6
2		あさひ門司	北九州市門司区西新町二丁目 1-25
3		海峡つばさ館	北九州市門司区松原一丁目 6-18
4		ケアホーム門司	北九州市門司区大里東二丁目 10-4
5		シルバーホームなすな	北九州市門司区矢筈町 6-18
6		あさひ小倉	北九州市小倉北区泉台二丁目 2-8
7		いこいの家きよみず	北九州市小倉北区堅林町 20-3
8		到津の森別館	北九州市小倉北区上致津四丁目 16-7
9		ヴィオレきふね	北九州市小倉北区貴船町 3-6
10		オプリ	北九州市小倉北区日明三丁目 10-8
11		グループリビング芙蓉峰	北九州市小倉北区高峰町 3-5
12		グループリビング都の杜	北九州市小倉北区都一丁目 12-12
13		サニーライフ小倉	北九州市小倉北区黄金一丁目 6-32
14		さわやか大島壺番館	北九州市小倉北区大島三丁目 3-51
15		さわやか大島参番館	北九州市小倉北区大島一丁目 6-37
16		サンカルナ小倉大手町	北九州市小倉北区大手町 12-6
17		四季の郷小倉	北九州市小倉北区東篠崎三丁目 5-47
18		シュポール	北九州市小倉北区真鶴一丁目 4-11
19		ナーシングホームこくら	北九州市小倉北区下富野三丁目 11-8
20		ねむの郷	北九州市小倉北区清水五丁目 11-35
21		ひなたの家小倉	北九州市小倉北区東篠崎一丁目 11-11
22		ふぁみりい	北九州市小倉北区金鷄町 3-28
23		メディケアハウス富野	北九州市小倉北区下富野二丁目 10-31
24		モナトリエ	北九州市小倉北区魚町四丁目 3-8
25		山田くん家	北九州市小倉北区井堀四丁目 8-19
26		らくらす浅野	北九州市小倉北区浅野三丁目 1-3
27		老人ホームひとみ	北九州市小倉北区上富野四丁目 5-1
28		シルバーメイト館白川町	北九州市八幡東区白川町 12-23
29		生協ホームほばしらのいえ	北九州市八幡東区枝光本町 5-5
30		さとみ	北九州市戸畑区丸町二丁目 12-3
31		さわやか福ふく館	北九州市戸畑区福柳木一丁目 18-22
32		サンセリテ明治町	北九州市戸畑区明治町 10-18
33	介護付有料 老人ホーム	SJR 別院	北九州市門司区柳原町 11-30
34		ラ・ナシカふじまつ	北九州市門司区藤松一丁目 10 - 25
35		到津の森	北九州市小倉北区上到津四丁目 16-5
36		小文字の郷	北九州市小倉北区大島一丁目 7-15
37		桜倶楽部	北九州市小倉北区須賀町 1-26
38		たいしんかていな赤坂	北九州市小倉北区赤坂一丁目 2-32
39		なかい和楽園	北九州市小倉北区中井二丁目 4-36
40		ラ・ナシカこくら	北九州市小倉北区東篠崎三丁目 2-22
41		リンデンバウム日明	北九州市小倉北区日明二丁目 13-4
42		さわやかパークサイド新川	北九州市戸畑区新川町 2-13
43	サービス付き 高齢者向け 住宅	アスティー花ごよみ	北九州市小倉北区木町四丁目 3-10
44		あべりあ浅野	北九州市小倉北区浅野三丁目 1-26
45		ハイコート浅野	北九州市小倉北区浅野三丁目 1-3
46		ハピネス花	北九州市小倉北区赤坂一丁目 8-7

表 4.2-32(2) 環境への配慮が特に必要な施設（社会福祉施設：北九州市 2/2）

No.	種別	施設名	所在地
47	サービス付き 高齢者向け 住宅	はびりば	北九州市小倉北区下到津一丁目 12-14
48		パレス三萩野	北九州市小倉北区白銀二丁目 11-4
49		パレス三萩野（介護付）	北九州市小倉北区白銀二丁目 11-4
50		ヴィラ・みどりの風	北九州市戸畑区銀座二丁目 6-35
51		エスパレス一枝	北九州市戸畑区一枝二丁目 3-20
52	特別養護老人 ホーム	ちろりん村	北九州市戸畑区中原西三丁目 2-10
53		かざし園	北九州市門司区南本町 3-3
54		ひかりの丘	北九州市門司区上藤松三丁目 2-1
55		好日苑大里の郷	北九州市門司区大里戸ノ上四丁目 1-40
56		サポートセンター門司	北九州市門司区松原一丁目 3-8
57		すみれそう	北九州市門司区風師四丁目 12-31
58		シルバー・サン・ホーム	北九州市小倉北区大手町 17-15
59		北九州シティーホーム	北九州市小倉北区萩崎町 1-32
60		足原のぞみ苑	北九州市小倉北区熊本三丁目 12-9
61		愛香苑	北九州市小倉北区鋳物師 9-21
62		ハートフル片野	北九州市小倉北区片野三丁目 13-15
63		かざはな園	北九州市小倉北区江南町 2-20
64		ソレイユ中井	北九州市小倉北区中井一丁目 7-14
65		ゆーとびあ宇佐町	北九州市小倉北区宇佐町二丁目 5-1
66		三萩野	北九州市小倉北区白銀二丁目 11-4
67		ソレイユ北小倉	北九州市小倉北区西港町 30-52
68		足原のぞみ苑ユニット	北九州市小倉北区熊本三丁目 12-9
69		北九州シティーホーム絆館	北九州市小倉北区萩崎町 1-32
70		新栄きよみずの杜	北九州市小倉北区弁天町 6-13
71		ソレイユ浅野	北九州市小倉北区浅野三丁目 1-25
72		ひだまりテラス	北九州市小倉北区東篠崎三丁目 2-28
73		誠光園	北九州市八幡東区藤見町 3-1
74		誠光園アネックス	北九州市八幡東区藤見町 3-2
75		さわみ園	北九州市戸畑区沢見二丁目 5-2
76		戸畑大谷園	北九州市戸畑区西大谷一丁目 6-22
77		やすらぎの郷牧山	北九州市戸畑区新川町 3-33
78		とばた	北九州市戸畑区千防一丁目 1-6
79		ルグネットとばた	北九州市戸畑区丸町一丁目 2-38
80		プロムナードとばた	北九州市戸畑区金比羅町 4-40
81	養護老人 ホーム	長寿園	北九州市戸畑区中原西二丁目 2 番 21 号
82	軽費老人 ホーム(A型)	やはず荘	北九州市門司区羽山二丁目 12-67
83		階寿園	北九州市小倉北区篠崎一丁目 9-5
84		望玄荘	北九州市小倉北区小文字一丁目 12-1
85	ケアハウス	椎ノ木荘	北九州市戸畑区椎ノ木町 16-15
86		好日苑	北九州市門司区大里戸ノ上四丁目 1-40
87		小倉	北九州市小倉北区片野新町一丁目 1-14
88		北九州	北九州市小倉北区中井五丁目 17-5
89		金刀比羅	北九州市戸畑区金比羅町 4-21
90		あやめ	北九州市戸畑区小芝二丁目 4-31
91		らいふ戸畑	北九州市戸畑区新池一丁目 5-4
92		とばた	北九州市戸畑区千防一丁目 1-6

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「高齢者・介護に関する施設」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

表 4. 2-32(3) 環境への配慮が特に必要な施設（社会福祉施設：下関市 1/2）

No.	種別	施設名	所在地
93	特別養護 老人ホーム	アイユウの苑	下関市彦島迫町三丁目 17-2
94		貴船園	下関市貴船町三丁目 4-1
95		サテライト型新型特養フロイデハイム	下関市彦島西山町三丁目 12-14
96		アイユウの苑しおはま	下関市彦島塩浜町三丁目 14-47
97		フロイデ金比羅	下関市金比羅町 10-1
98		夢の里	下関市新地町 3-28
99	軽費老人	ケアハウスあかつき	下関市汐入町 36-6
100	ホーム	ケアハウスフロイデ彦島	下関市彦島西山町三丁目 12-1
101	デイサービス センター	アイユウの苑デイサービスセンター	下関市彦島迫町三丁目 17-2
102		あおぞらの里下関デイサービスセンター	下関市今浦町 10-11
103		デイサービスセンターすずらん後田	下関市後田町三丁目 1-28
104		いろは詩デイサービスセンター	下関市棕野町一丁目 18-54
105		デイサービス白雲台	下関市上田中町八丁目 14-5
106		あおぞらの里下関幡生 デイサービスセンター	下関市幡生本町 12-5
107		アイユウの苑 デイサービスセンターしおはま	下関市彦島田の首町一丁目 1-32
108		フロイデ彦島デイサービスセンター	下関市彦島西山町三丁目 12-1
109		デイサービス新遊楽	下関市彦島江の浦町三丁目 11-12
110		デイサービス遊とびあ	下関市彦島弟子待東町 8-1
111		あみいデイサービス	下関市丸山町二丁目 1-23
112		デイサービスセンターすずらん	下関市神田町二丁目 13-5
113		福浦リハビリデイサービス	下関市彦島福浦町三丁目 6-22
114		紫苑デイサービス	下関市幡生町二丁目 16-12
115		デイグリーンしものせき	下関市東神田町 1-10
116		林田クリニックデイ サービスセンターそよ風	下関市山の口町 1-30
117		ハートケアしおはまデイサービス	下関市彦島塩浜町三丁目 14-52
118		伊崎町デイサービス	下関市伊崎町一丁目 1-5
119		デイハウスうちん家	下関市南大坪町 2-9
120		通い所歩き道	下関市赤間町 3-24
121		本村リハビリデイサービス	下関市彦島本村町六丁目 2-6
122		デイサービス隣ご縁唐戸	下関市幸町 11-1
123		デイサービス笑笑歩	下関市西大坪町 18-12
124		デイサービス華	下関市彦島本村町六丁目 12-15
125		デイサービスありすの丘	下関市東向山町 13-9
126		げんきDAY	下関市上新地町三丁目 5-1
127		リラックスデイ唐楽	下関市唐戸町 3-14 白鳥ビル 1 階
128		早稲田イーライフ彦島	下関市彦島角倉町一丁目 11-30
129		済生会貴船福祉ケアセンター貴船園 デイサービスセンター	下関市貴船町三丁目 4-1
130		デイサービス夢の里	下関市新地町 3-28
131		スマートエイジングラボそらおと	下関市中之町 8-13
132		リハビリデイサービスさくらやま	下関市上新地町三丁目 2-3

表 4.2-32(4) 環境への配慮が特に必要な施設（社会福祉施設：下関市 2/2）

No.	種別	施設名	所在地
133	デイサービスセンター	西山リハビリデイサービス	下関市彦島西山町二丁目 4-41
134		ハートケアデイサービス	下関市神田町一丁目 14-26
135		デイサービスぽぷり	下関市後田町四丁目 4-3
136		T r y Q（トライク）デイフィットネス	下関市武久町二丁目 3-3 第二はまのビル1階
137		デイサービスサライ	下関市新地西町 10-9
138		グループホーム元町	下関市元町 1-7

注）表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「保健福祉施設等名簿（2022 年 4 月 1 日現在）について」（令和 5 年 3 月、山口県ホームページ）

表 4.2-33(1) 環境への配慮が特に必要な施設（病院：北九州市）

No.	施設名	所在地
1	九州鉄道記念病院	北九州市門司区高田二丁目 1-1
2	北九州市立門司病院	北九州市門司区南本町 3-1
3	新小文字病院	北九州市門司区大里新町 2-5
4	医療法人社団響会 緑ヶ丘病院	北九州市門司区緑ヶ丘 3-5
5	大手町リハビリテーション病院	北九州市小倉北区大手町 14-18
6	北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借二丁目 1-1
7	公立大学法人 九州歯科大学附属病院	北九州市小倉北区真鶴二丁目 6-1
8	健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町 13-1
9	小倉到津病院	北九州市小倉北区下到津五丁目 10-31
10	小倉記念病院	北九州市小倉北区浅野三丁目 2-1
11	小倉きふね病院	北九州市小倉北区貴船町 3-3
12	小倉第一病院	北九州市小倉北区下到津一丁目 12-14
13	北九州小倉病院	北九州市小倉北区上富野三丁目 19-1
14	小倉リハビリテーション病院	北九州市小倉北区篠崎一丁目 5-1
15	新栄会病院	北九州市小倉北区弁天町 12-11
16	国家公務員共済組合連合会 新小倉病院	北九州市小倉北区金田一丁目 3-1
17	北九州中央病院	北九州市小倉北区香春口一丁目 13-1
18	小倉中井病院	北九州市小倉北区中井五丁目 11-8
19	林田病院	北九州市小倉北区神幸町 2-33
20	日明病院	北九州市小倉北区日明三丁目 3-32
21	三萩野病院	北九州市小倉北区三萩野一丁目 12-18
22	社会医療法人共愛会 戸畑共立病院	北九州市戸畑区沢見二丁目 5-1
23	戸畑けんわ病院	北九州市戸畑区新池一丁目 5-5
24	戸畑総合病院	北九州市戸畑区福柳木一丁目 3-33
25	社会医療法人共愛会 戸畑リハビリテーション病院	北九州市戸畑区小芝二丁目 4-31
26	療養介護事業所 牧山療養院	北九州市戸畑区初音町 13-13

注）表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「北九州市 医療機関名簿【病院】」（令和 4 年 4 月、北九州市保険福祉局）

表 4.2-33(2) 環境への配慮が特に必要な施設（病院：下関市）

No.	施設名	所在地
27	下関医療センター	下関市上新地町三丁目 3-8
28	西尾病院	下関市竹崎町一丁目 16-3
29	森山病院	下関市宮田町二丁目 8-20
30	桃崎病院	下関市田中町 1-10
31	下関リハビリテーション病院	下関市今浦町 9-6
32	よしみず病院	下関市後田町一丁目 1-1
33	下関市立市民病院	下関市向洋町一丁目 13-1

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「病院一覧」（令和 5 年 3 月、山口県ホームページ）

表 4.2-34(1) 環境への配慮が特に必要な施設（図書館：北九州市）

No.	施設名	所在地
1	門司図書館大里分館	北九州市門司区高田二丁目 2-18
2	中央図書館	北九州市小倉北区内 4-1
3	子ども図書館	北九州市小倉北区内 4-1
4	ムーブ図書・情報室	北九州市小倉北区大手町 11-4
5	戸畑図書館	北九州市戸畑区新池一丁目 1-1

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「図書館の一覧」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

表 4.2-34(2) 環境への配慮が特に必要な施設（図書館：下関市）

No.	施設名	所在地
6	下関市立彦島図書館	下関市彦島江の浦町一丁目 4-28
7	下関市立中央図書館	下関市細江町三丁目 1-1（下関市生涯学習プラザ内）
8	山口県盲人福祉協会点字図書館	下関市関西町 1-10
9	梅光学院大学図書館	下関市向洋町一丁目 1-1
10	下関短期大学図書館	下関市桜山町 1-1
11	下関市立下関図書館	下関市上田中町 1-16-3

注) 表中の番号は図 4.2-8 に対応。

出典：「国土数値情報ダウンロードサービス 文化施設データ（平成 25 年度）」（令和 5 年 3 月、国土交通省国土政策局国土情報課）

「しものせき情報マップ」（令和 5 年 3 月、下関市ホームページ）

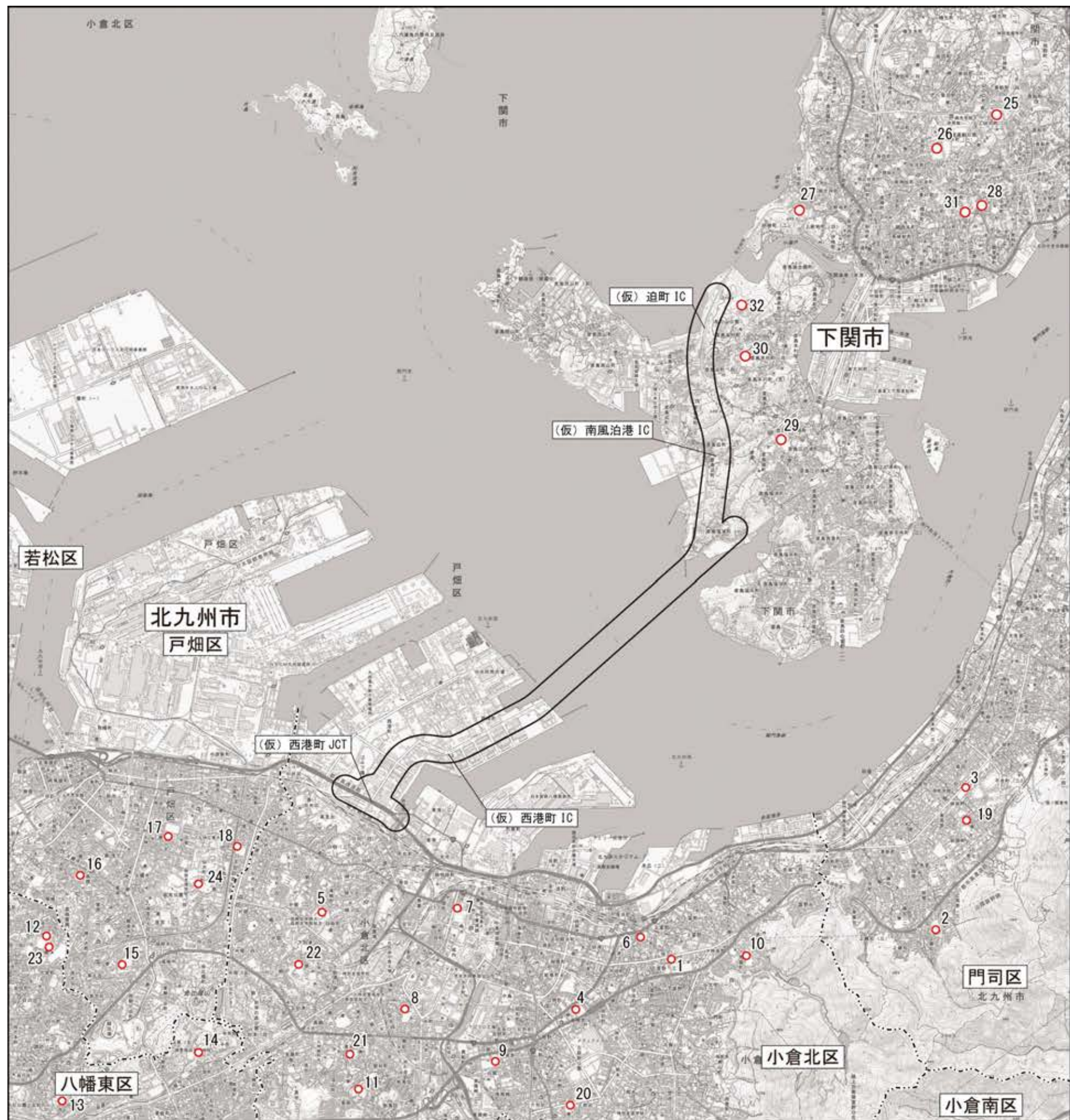


凡例

● 小学校

出典：学校一覧（令和5年3月、北九州市ホームページ）
学校一覧（令和5年3月、下関市ホームページ）

図 4.2-8(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設位置図



記 号	名 称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例
○ 中学校

出典：学校一覧（令和5年3月、北九州市ホームページ）
学校一覧（令和5年3月、下関市ホームページ）

図 4.2-8(2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設位置図



記 号	名 称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例
◆ 高等学校

出典：学校一覧（令和5年3月、北九州市ホームページ）
学校一覧（令和5年3月、下関市ホームページ）

図 4.2-8(3) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設位置図



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

◇ 大学，短期大学，特別支援学校，専修学校，各種学校

出典：学校一覧（令和5年3月、北九州市ホームページ）
 高齢者・介護に関する施設（令和5年3月、北九州市ホームページ）
 学校一覧（令和5年3月、下関市ホームページ）

図 4.2-8(4) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設位置図



記 号	名 称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

▲ 幼稚園

出典：学校一覧（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）
 令和 5 年度 教育・保育施設一覧（令和 4 年 8 月現在）
 （令和 5 年 3 月、下関市こども未来部幼児保育課）

図 4.2-8(5) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設位置図



凡例

▲ 保育所

出典：保育所等一覧（令和5年3月、北九州市ホームページ）
認可外保育施設一覧（令和5年3月、北九州市ホームページ）
令和5年度 教育・保育施設一覧（令和4年8月現在）
（令和5年3月、下関市こども未来部幼児保育課）
認可外保育施設一覧（令和5年3月、下関市ホームページ）

図 4.2-8(6) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設位置図



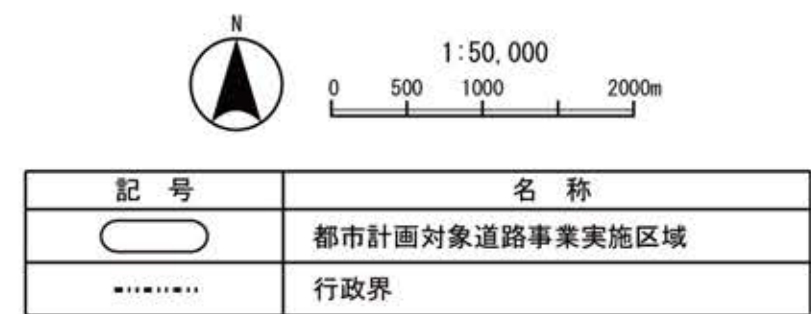
記 号	名 称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

▲ 認定こども園

出典：北九州市内の認定こども園一覧表（令和5年3月、北九州市ホームページ）
 令和5年度 教育・保育施設一覧（令和4年8月現在）
 （令和5年3月、下関市こども未来部幼児保育課）

図 4.2-8(7) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設位置図

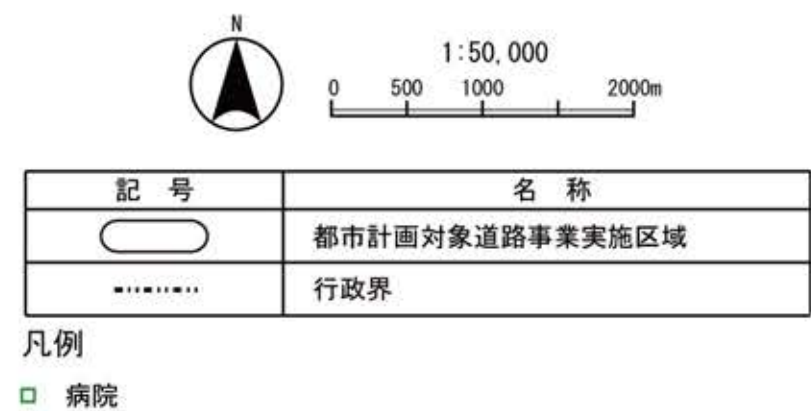


凡例

■ 福祉施設

出典：高齢者・介護に関する施設（令和5年3月、北九州市ホームページ）
保健福祉施設等名簿（2022年4月1日現在）について
（令和5年3月、山口県ホームページ）

図 4.2-8(8) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設位置図



出典：北九州市 医療機関名簿【病院】（令和4年4月、北九州市保険福祉局）
 病院一覧（令和5年3月、山口県ホームページ）

図 4.2-8(9) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設位置図



記 号	名 称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

▲ 図書館

出典：図書館の一覧（令和5年3月、北九州市ホームページ）
 国土数値情報ダウンロードサービス 文化施設データ（平成25年度）
 （令和5年3月、国土交通省国土政策局国土情報課）
 しものせき情報マップ（令和5年3月、下関市ホームページ）

図 4.2-8(10) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設位置図

4.2.6 上水道の整備の状況

北九州市及び下関市における上水道普及率の状況は、表 4.2-35 に示すとおりです。
上水道普及率は、北九州市では約 100%、下関市では約 97%となっています。

表 4.2-35 市町別水道普及率

北九州市：令和 3 年度、下関市：令和 2 年度

市町名	給水人口（人）				管内人口 (B)（人）	普及率（%）
	上水道	簡易水道	専用水道	計 (A)		(A) ÷ (B) ×100
北九州市	921,081	0	2,138	923,219	925,002	99.8
下関市	245,478	0	669	246,147	253,359	97.2

出典：「福岡県の水道 令和 3 年度」（令和 5 年 3 月、福岡県ホームページ）

「令和 2 年度版 山口県の水道の現況」（令和 4 年 4 月、山口県環境生活部生活衛生課）

4.2.7 下水道の整備の状況

北九州市及び下関市における下水道整備率及び水洗化率の状況は、表 4.2-36 に示すとおりです。

下水道整備率は、北九州市では約 100%、下関市では約 79%となっています。

表 4.2-36 下水道普及率と生活排水処理率

令和 3 年度末現在

市町名	下水道整備率 (%)	水洗化率 (%)
北九州市	99.9	99.6
下関市	79.0	97.0

出典：「令和 3 年度 福岡県の下水道」（令和 4 年 3 月、福岡県建築都市部下水道課）

「令和 3 年度末 公共下水道普及率状況」（令和 4 年 3 月、山口県土木建築部都市計画課）

4.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域

調査区域における「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第5条の2第1項の規定により定められた指定地域は、表4.2-37に示すとおりです。

調査区域は、硫黄酸化物の総量規制地域に指定されていますが、窒素酸化物の総量規制地域の指定はありません。

硫黄酸化物の総量規制基準の基本式は、使用する原燃料が増大するに応じて、排出の許容量が低減するような規制式で表されます。(原燃料使用量方式)

$$Q = a \cdot W^b$$

Q ：排出許容量(単位：温度零度・圧力1気圧の状態に換算した m^3 毎時)

W ：特定工場等における全ばい煙発生施設の使用原燃料の量(重油換算、 kL 毎時)

a ：削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める定数

b ：0.80以上1.0未満で、都道府県知事が定める定数

新設された特定工場等及び増設のあった特定工場等に対しては、一般の総量規制基準より厳しい特別の総量規制基準が適用できます。

$$Q = a \cdot W^b + r \cdot a \{ (W + W_i)^b - W^b \}$$

W_i ：都道府県知事が定める日以後に特定工場等に新設又は増設される全ばい煙発生施設において使用される原燃料の量

r ：0.3以上0.7以下の範囲内で定める定数

さらに、総量規制基準の対象外となる小規模な工場等については、燃料規制基準(工場単位の基準)が定められており、重油その他の石油系燃料について、硫黄分を都道府県知事が定めます。

表 4.2-37 総量規制基準・燃料規制基準（硫黄酸化物）

適用地域	対象		規制値
北九州市	特定工場等	昭和 51 年 12 月 28 日より前に設置された工場・事業場であって同日以後ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更がない特定工場等	① $Q = 3.78 W^{0.84}$
		昭和 51 年 12 月 28 日以後新たにばい煙発生施設が設置された特定工場等（一工場・一事業場でばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された特定工場等	② $Q = 3.78 W^{0.84} + 0.3 \cdot 3.78 \{ (W + W_i)^{0.84} - W^{0.84} \}$
	一般の工場・事業場		③0.6%以下※

注) ①：総量規制基準、②：特別総量規制基準、③：燃料使用基準

※) 排煙脱硫装置が設置されている施設で使用される燃料の硫黄含有率は、当該排煙脱硫施設の捕集効率に応じたものとする。(昭和 51 年 12 月 28 日福岡県告示第 1878 号、最終改正：平成 3 年 2 月 22 日福岡県告示第 338 号) また、非常用のガスタービン及びディーゼル機関については、燃料使用基準が当分の間、適用されない。(昭和 63 年 1 月 28 日福岡県告示第 153 号)

出典：「ばい煙発生施設」(令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ)

2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

調査区域では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日法律第 14 号) 第 6 条第 1 項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び同法第 8 条第 1 項の規定により定められた粒子状物質対策地域はありません。

3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和 55 年 5 月 1 日法律第 34 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号) 第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路はありません。

4) 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の地域

調査区域には、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 5 条第 2 項の規定により指定された国定公園があります。指定状況は表 4.2-38 に、位置は図 4.2-9 に示すとおりです。

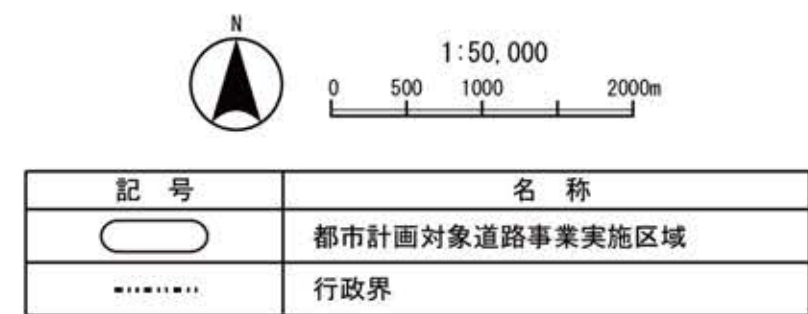
実施区域には国定公園はありません。

なお、調査区域には、「自然公園法」第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園及び同法第 72 条の規定により指定された都道府県立自然公園はありません。

表 4.2-38 自然公園の指定状況

名称	特別地域				総面積	関係市町村
	特別 保護地区	第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域		
北九州 国定公園	320 ha	345 ha	1,010 ha	6,432 ha	8,107 ha	北九州市・行橋市・直方市・ 福智町・苅田町

出典：「福岡県自然公園区域図」（平成 18 年 3 月、福岡県）
「北九州国定公園」（令和 5 年 3 月、福岡県ホームページ）



凡例

自然公園
(北九州国定公園)

出典：福岡県自然公園区域図（平成 18 年 3 月、福岡県）
北九州国定公園（令和 5 年 3 月、福岡県ホームページ）

図 4.2-9 自然公園位置図

5) 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五條第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域

調査区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県立自然環境保全地域はありません。

6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）第 11 条第 2 項に基づく文化遺産及び自然遺産の区域はありません。

7) 首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

調査区域には、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和 41 年 6 月 30 日法律第 101 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域はありません。

8) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

調査区域には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和 42 年 7 月 31 日法律第 103 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区はありません。

9) 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された緑地保全地域はありません。同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区が 5 箇所あります。指定状況は表 4.2-39 に、位置は図 4.2-10 に示すとおりです。

実施区域には、緑地保全地域及び特別緑地保全地区はありません。

表 4.2-39 特別緑地保全地区の指定状況

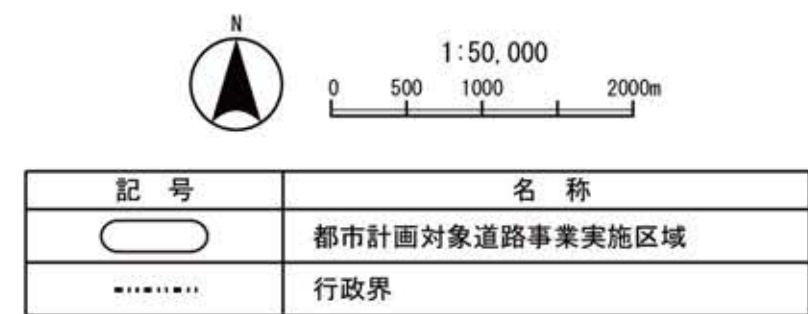
No.	名称	面積(ha)	指定年月日
1	夜宮特別緑地保全地区	1.3	昭和 49.8.20
2	番所跡特別緑地保全地区	1.0	昭和 50.3.8
3	大谷池特別緑地保全地区	1.6	昭和 56.12.15
4	須賀特別緑地保全地区	2.2	昭和 56.12.15
5	小文字特別緑地保全地区	2.1	昭和 62.6.20

注) 表中の番号は図 4.2-10 に対応。

出典：「都市緑化データベース 特別緑地保全地区 地区別一覧表」（令和 5 年 3 月、国土交通省都市局ホームページ）

「北九州市広域都市計画総括図」（令和 5 年 3 月、北九州市）

「地域情報ポータルサイト G-motty 都市計画図」（令和 5 年 3 月、一般社団法人 G-motty）



凡例

- 特別緑地保全地区
- 1: 夜宮特別緑地保全地区
 - 2: 番所跡特別緑地保全地区
 - 3: 大谷池特別緑地保全地区
 - 4: 須賀特別緑地保全地区
 - 5: 小文字特別緑地保全地区

出典：北九州市広域都市計画総括図（令和5年3月、北九州市）
 地域情報ポータルサイト G-motty 都市計画図
 （令和5年3月、一般社団法人 G-motty）

図 4.2-10 特別緑地保全地区位置図

10) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

調査区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区はありません。

11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

調査区域には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区が 4 箇所あります。指定状況は表 4.2-40 に、位置は図 4.2-11 に示すとおりです。

実施区域には、鳥獣保護区はありません。

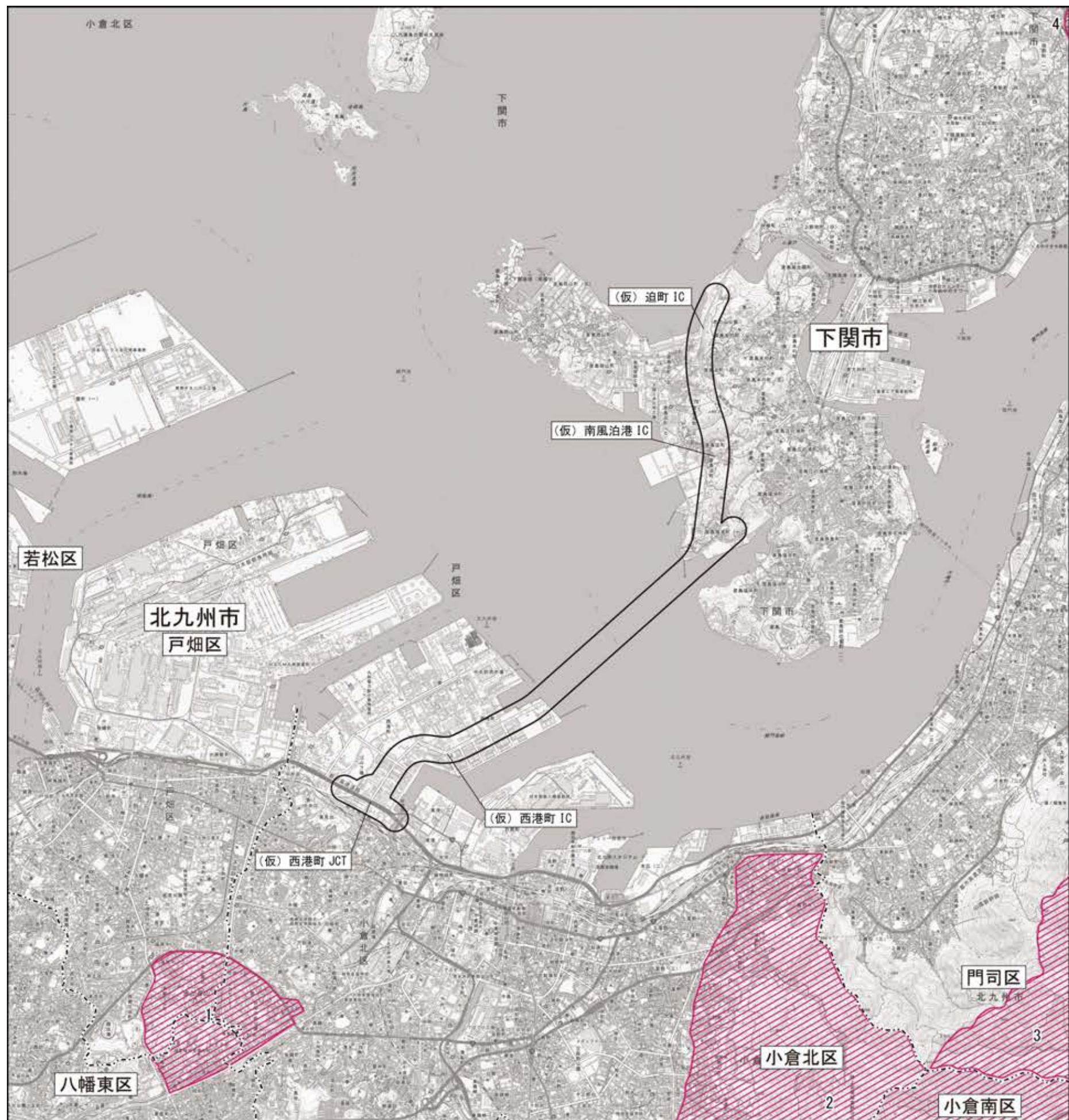
表 4.2-40 鳥獣保護区の指定状況

No.	市名	名称	期限	面積 (約・ha)	区分	所在地
1	北九州市	到津鳥獣保護区	令和 12 年 11 月 14 日	205	県指定	北九州市小倉北区、戸畑区、八幡東区
2		足立山鳥獣保護区	令和 5 年 11 月 14 日	1,903	県指定	北九州市小倉北区、小倉南区
3		松ヶ江鳥獣保護区	令和 10 年 11 月 14 日	680	県指定	北九州市門司区
4	下関市	火の山、霊鷲山鳥獣保護区	令和 14 年 10 月 31 日	900	県指定	下関市前田町火の山

注) 表中の番号は図 4.2-11 に対応。

出典：「令和 4 年度福岡県鳥獣保護区等位置図」（令和 4 年 9 月、福岡県農林水産部農山漁村振興課）

「令和 4 年度山口県鳥獣保護区等概要図」（令和 4 年 11 月、山口県環境生活部自然保護課）



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

- 鳥獣保護区
- 1: 到津鳥獣保護区
 - 2: 足立山鳥獣保護区
 - 3: 松ヶ江鳥獣保護区
 - 4: 火の山、霊鷲山鳥獣保護区

出典：令和4年度福岡県鳥獣保護区等位置図
 (令和4年9月、福岡県農林水産部農山漁村振興課)
 令和4年度山口県鳥獣保護区等概要図
 (令和4年11月、山口県環境生活部自然保護課)

図 4.2-11 鳥獣保護区位置図

12) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域

調査区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日条約第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された重要な湿地はありません。

13) 文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）

調査区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 109 条第 1 項の規定により指定された名勝はありませんが、「文化財保護法」第 109 条第 1 項または「下関市文化財保護条例」（平成 17 年 2 月 13 日下関市条例第 118 号、最終改正：平成 17 年 3 月 18 日下関市条例第 331 号）第 4 条第 7 項の規定により指定された天然記念物があります。天然記念物の指定状況は表 4.2-41 に、位置は図 4.2-12 に示すとおりです。

また、調査区域には、「福岡県文化財保護条例」（昭和30年4月1日福岡県条例第25号、最終改正：平成16年12月27日福岡県条例第65号）第37条第1項または各市条例の規定により指定された史跡、「文化財保護法」第27条第1項または各県条例、各市条例の規定により指定された建造物及び「文化財保護法」第57条第1項の規定により登録された建造物があります。史跡の指定状況は表 4.2-42 に、位置は図 4.2-12 に、建造物の指定・登録状況は表 4.2-43 に、位置は図 4.2-12 に示すとおりです。

実施区域には、天然記念物、史跡及び建造物はありません。

表 4.2-41 記念物（天然記念物）の状況

番号	市名	区分	名称	指定年月日	所在地
1	北九州市	国指定	夜宮の大珪化木	昭和 32 年 2 月 22 日	戸畑区夜宮二丁目 1 番内
2	下関市	国指定	六連島の雲母玄武岩	昭和 9 年 1 月 22 日	大字六連島字辻
3	下関市	市指定	彦島西山の化石層	昭和 46 年 7 月 24 日	大字彦島

注）表中の番号は図 4.2-12 に対応。

出典：「指定文化財」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

「令和 4 年度教育要覧」（令和 4 年 10 月、下関市教育委員会）

表 4.2-42 記念物（史跡）の状況

番号	市名	区分	名称	指定年月日	所在地
1	北九州市	県指定	広寿山福聚寺	昭和 44 年 5 月 1 日	小倉北区寿山町 6 番 7 号
2	北九州市	市指定	一本松塚古墳 1 基	昭和 48 年 3 月 22 日	小倉北区日明 3 丁目 11 番内
3	北九州市	市指定	森鷗外旧居 1 棟	昭和 49 年 3 月 22 日	小倉北区鍛冶町 1 丁目 7 番 2 号
4	北九州市	市指定	三条の国境石 1 基	昭和 50 年 3 月 22 日	八幡東区高見 2 丁目 2 番内
5	北九州市	市指定	九州鉄道茶屋町橋梁	昭和 51 年 3 月 22 日	八幡東区茶屋町 4 番内
6	下関市	市指定	櫻山招魂場	平成 27 年 4 月 21 日	上新地町 2 丁目 2406 番 1

注) 表中の番号は図 4.2-12 に対応。

出典：「指定文化財」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

「令和 4 年度教育要覧」（令和 4 年 10 月、下関市教育委員会）

表 4.2-43(1) 有形文化財（建造物）の状況

番号	市名	区分	名称	指定年月日	所在地
1	北九州市	国指定	旧松本家住宅 洋館、日本館、 壺號藏、式號藏 4 棟 附 東渡廊下 1 棟、棟札 5 枚	昭和 47 年 5 月 15 日 (昭和 57 年 2 月 16 日追加指定)	戸畑区一枝 1 丁目 4 番 33 号
2	北九州市	県指定	八坂神社石造燈籠	昭和 38 年 1 月 16 日	小倉北区城内 2 番 2 号
3	北九州市	県指定	八坂神社石鳥居	昭和 38 年 12 月 24 日	小倉北区城内 2 番 2 号
4	北九州市	市指定	旧安川家住宅 本館棟 1 棟、大 座敷棟 1 棟、南蔵 1 棟、北蔵 1 棟、洋館棟 1 棟 附 正門、塀、渡り廊下、棟札 3 枚、洋館棟家具 9 点	平成 30 年 8 月 1 日	戸畑区一枝 1 丁目 4 番 23 号 他
5	北九州市	国登録	旧サッポロビール九州工場事 務所棟	平成 19 年 7 月 31 日	門司区大里本町 3 丁目 6 番 1 号
6	北九州市	国登録	旧サッポロビール九州工場倉 庫	平成 19 年 7 月 31 日	門司区大里本町 3 丁目 6 番 1 号
7	北九州市	国登録	旧サッポロビール九州工場醸 造棟	平成 19 年 7 月 31 日	門司区大里本町 3 丁目 6 番 1 号
8	北九州市	国登録	旧サッポロビール九州工場組 合棟	平成 19 年 7 月 31 日	門司区大里本町 3 丁目 6 番 1 号
9	北九州市	国登録	旧小倉警察署庁舎（旧岡田医 院）1 棟	平成 24 年 8 月 13 日	小倉北区室町 2 丁目 2 番 1 号

注) 表中の番号は図 4.2-12 に対応。

出典：「指定文化財」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

「令和 4 年度教育要覧」（令和 4 年 10 月、下関市教育委員会）

表 4.2-43(2) 有形文化財（建造物）の状況

番号	市名	区分	名称	指定年月日	所在地
10	下関市	国指定	旧下関英国領事館 2 棟 本館・附属屋 附 煉瓦塀 1 基・幣串 1 本	平成 11 年 5 月 13 日	唐戸町 4 番 11 号
11	下関市	国指定	六連島灯台 1 基 附 旧時計 石垣 旧俎礁標	令和 2 年 12 月 23 日	大字六連島
12	下関市	県指定	山口銀行旧本店 付 棟札	平成 17 年 10 月 4 日	観音崎町 10 番 6
13	下関市	市指定	引接寺三門	昭和 58 年 5 月 26 日	中之町
14	下関市	市指定	旧通信省下関郵便局電話課庁 舎（下関市役所第一別館）	平成 14 年 2 月 15 日	田中町
15	下関市	市指定	旧金ノ弦岬灯台	平成 16 年 4 月 13 日	大字彦島金ノ弦岬（公有 水面上）
16	下関市	市指定	旧内務省下関土木出張所下関 機械工場乾船渠	平成 27 年 10 月 27 日	阿弥陀寺町 15 番 16、同 15 番 22、同 15 番 23
17	下関市	市指定	旧秋田商会ビル	平成 27 年 10 月 27 日	南部町 9 番 1
18	下関市	国登録	下関市水道局高尾浄水場着水 井	平成 10 年 1 月 16 日	春日町 8-1
19	下関市	国登録	下関市水道局高尾浄水場 4 号 円形濾過池	平成 10 年 1 月 16 日	春日町 8-1
20	下関市	国登録	下関市水道局高尾浄水場 4 号 円形濾過池付設調節井	平成 10 年 1 月 16 日	春日町 8-1
21	下関市	国登録	下関市水道局高尾浄水場配水 池	平成 10 年 1 月 16 日	春日町 8-1
22	下関市	国登録	下関市水道局水道資料室（旧 日和山浄水場事務所）	平成 10 年 1 月 16 日	長崎中央町 7-1
23	下関市	国登録	下関南部町郵便局庁舎（旧赤 間関郵便電信局）	平成 13 年 8 月 28 日	南部町 22-8
24	下関市	国登録	護國寺本堂	平成 15 年 3 月 18 日	上田中町 2-11-10
25	下関市	国登録	護國寺清正公堂	平成 25 年 12 月 24 日	上田中町 2-15-7
26	下関市	国登録	護國寺納骨堂	平成 25 年 12 月 24 日	上田中町 2-15-7 他
27	下関市	国登録	護國寺門柱	平成 25 年 12 月 24 日	上田中町 2-15-7
28	下関市	国登録	日本基督教団下関丸山教会 （旧日本メソヂスト下関教 会）会堂	平成 16 年 2 月 17 日	丸山町 4-1-8
29	下関市	国登録	藤原義江記念館（旧リンガー 邸）	平成 18 年 11 月 9 日	阿弥陀寺町 3-14
30	下関市	国登録	めぐみ幼稚園第一園舎（旧下 関バプテスト教会）	平成 19 年 5 月 15 日	上田中町 2-13-26
31	下関市	国登録	めぐみ幼稚園第二園舎（旧宣 教師住宅）	平成 19 年 5 月 15 日	上田中町 2-13-26
32	下関市	国登録	蜂谷ビル（旧東洋捕鯨株式会 社下関支店）	平成 25 年 3 月 29 日	岬之町 3-21 他
33	下関市	国登録	旧宮崎商館	平成 25 年 12 月 24 日	田中町 2-15

注）表中の番号は図 4.2-12 に対応。

出典：「指定文化財」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

「令和 4 年度教育要覧」（令和 4 年 10 月、下関市教育委員会）

14) 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日法律第 87 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により定められた風致地区が 7 箇所あります。指定状況は表 4.2-44 に、位置は図 4.2-13 に示すとおりです。

実施区域には、風致地区はありません。

表 4.2-44 風致地区の指定状況

令和 3 年 3 月 31 日現在

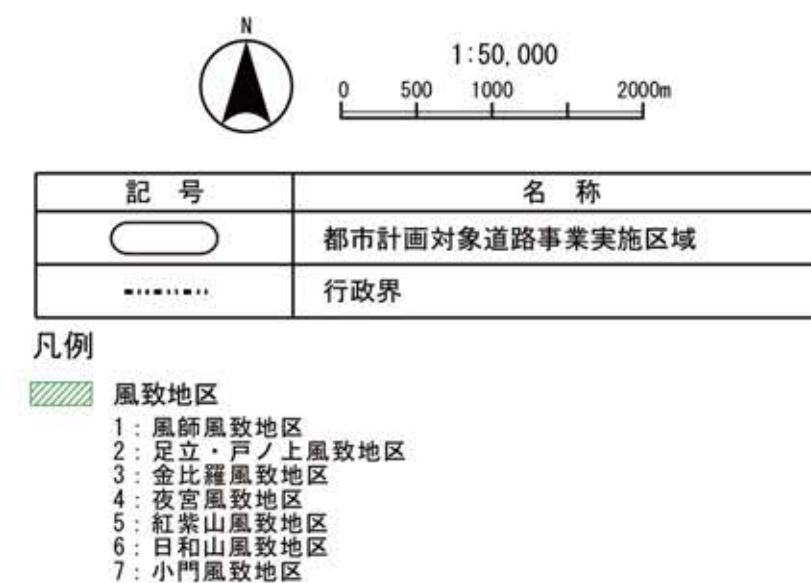
No.	市名	名称	指定面積（ha）
1	北九州市	風師風致地区	1,130.7
2		足立・戸ノ上風致地区	1,872.7
3		金比羅風致地区	161.3
4		夜宮風致地区	11.5
5	下関市	紅紫山風致地区	11.8
6		日和山風致地区	16.6
7		小門風致地区	37.9

注）表中の番号は図 4.2-13 に対応。

出典：「都市緑化データベース 風致地区地区別一覧表」（令和 5 年 3 月、国土交通省都市局ホームページ）

「北九州市 風致地区 GIS データ」（平成 31 年 3 月、北九州市建設局緑政課）

「しものせき情報マップ」（令和 5 年 3 月、下関市ホームページ）



出典：北九州市 風致地区 GIS データ（平成 31 年 3 月、北九州市建設局緑政課）
しものせき情報マップ（令和 5 年 3 月、下関市ホームページ）

図 4.2-13 風致地区位置図

15) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第16条第1項の規定により定められた大気汚染に係る環境基準は、表4.2-45に示すとおりです。

表 4.2-45 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。	
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	
3. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日環境庁告示第73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日環境庁告示第74号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日環境省告示第100号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：令和4年11月25日環境省告示第89号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

(2) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定により定められた騒音に係る環境基準は表 4.2-46に、調査区域における地域のタイプの指定状況は表 4.2-47 及び図 4.2-14 に示すとおりです。

騒音に係る環境基準については、主に住居専用地域は A 類型及び B 類型、商業、工業地域は C 類型に指定されています。

表 4.2-46(1) 騒音に係る環境基準【一般環境騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）】

地域の類型	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 4.2-46(2) 騒音に係る環境基準【道路交通騒音に係る環境基準（道路に面する地域）】

地域の区分	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間 (6～22 時)	夜間 (22～6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

表 4.2-46(3) 騒音に係る環境基準【道路交通騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)】

基準値 (L_{Aeq})	
昼間 (6～22 時)	夜間 (22～6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

注 1) 幹線交通を担う道路とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・「道路法」(昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号、最終改正：令和 3 年 3 月 31 日法律第 9 号) 第三条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。))。
- ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって「都市計画法施行規則」(昭和 44 年 8 月 25 日建設省令第 49 号、最終改正：令和 2 年 12 月 23 日国土交通省令第 98 号) 第七条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

注 2) 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15m
- ・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20m

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年 9 月 30 日環大企第 257 号)

表 4.2-47(1) 騒音に係る環境基準の種類の指定状況(北九州市)

地域の類型	当てはめる地域	都市計画法における用途地域
A	騒音規制法に基づく第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	騒音規制法に基づく第 2 種区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
C	騒音規制法に基づく第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	騒音規制法に基づく第 4 種区域※	工業地域

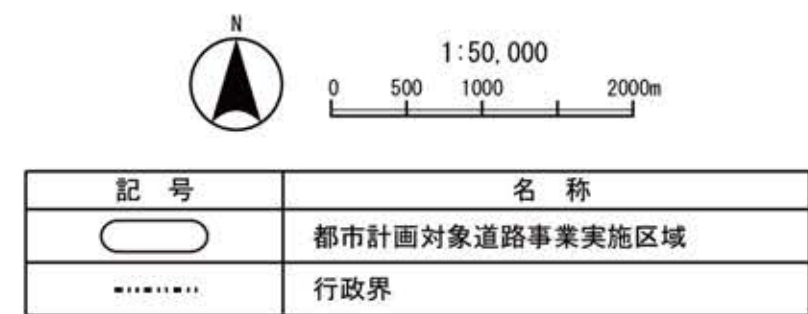
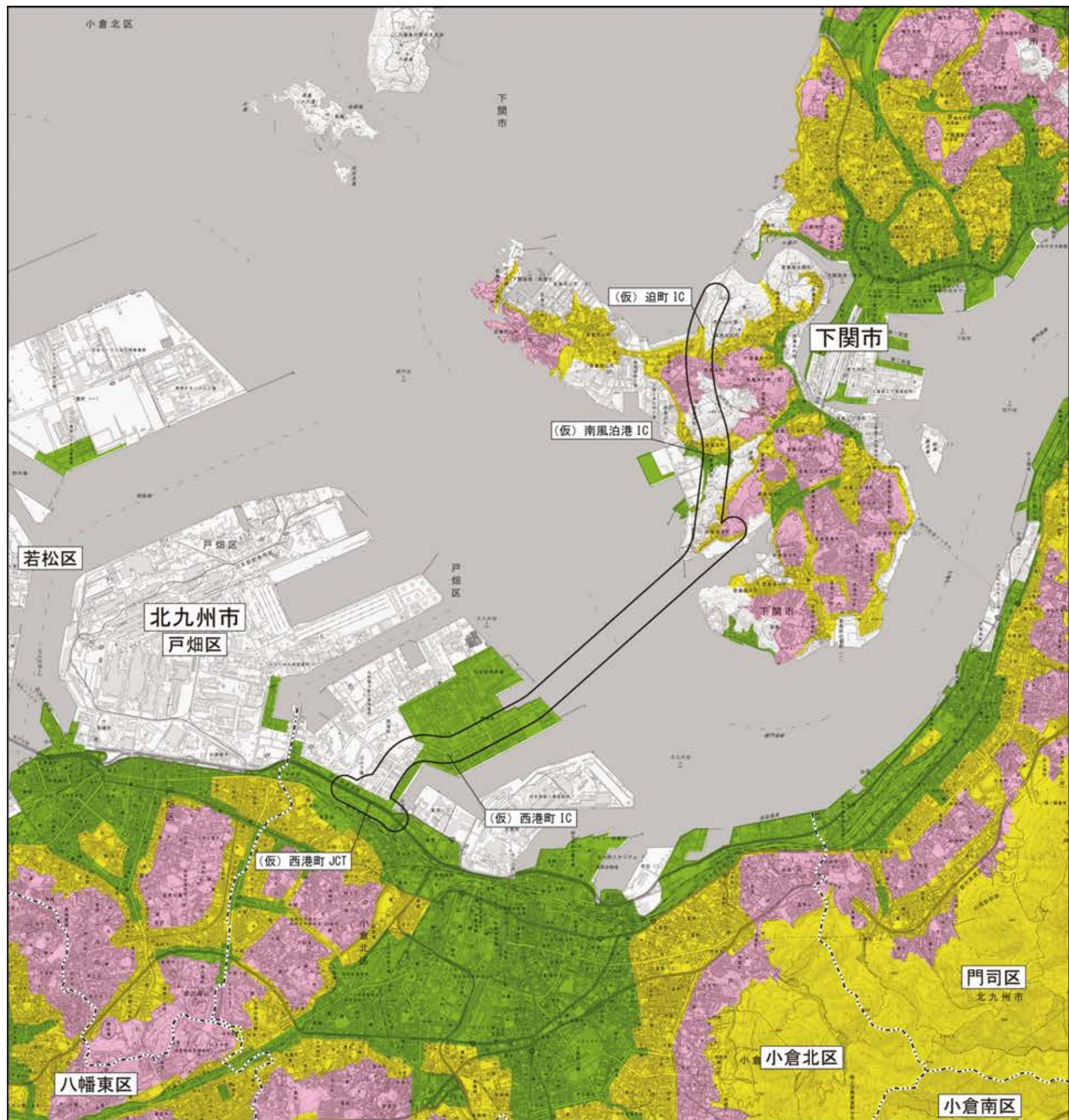
※) 都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区については適用しない。

出典：「騒音と振動の手引き」(令和 4 年 2 月、北九州市環境局環境監視部環境監視課)

表 4.2-47(2) 騒音に係る環境基準の種類の指定状況(下関市)

地域の類型	都市計画法における用途地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の地域の種類の指定に関する告示」(平成 24 年 4 月 1 日下関市告示第 523 号)



凡例

A 類型

B 類型

C 類型

出典：騒音と振動の手引き（令和4年2月、北九州市環境局環境監視部環境監視課）
騒音に係る環境基準の地域の類型の指定に関する告示
（平成24年4月1日 下関市告示第523号）

図 4.2-14 騒音に係る環境基準類型の指定地域図

(3) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表4.2-48に、生活環境の保全に関する環境基準は表4.2-49～表4.2-50に示すとおりです。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第7条の規定に基づくダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準は、表4.2-51に示すとおりです。

人の健康の保護に関する環境基準については、すべての公共用水域に一律に適用されています。

生活環境の保全に関する環境基準について、調査区域における河川及び海域の類型指定状況は、表4.2-52～表4.2-53及び図4.2-15に示すとおりです。河川では、紫川上流、板堰川中流でA類型、紫川下流、神嶽川、板堰川下流、大川、村中川、武久川でB類型、水生生物の保全に係る類型指定については紫川で生物B類型に指定されています。海域では、響灘及び周防灘、響灘でA類型、洞海湾湾口部でB類型、その他の洞海湾水域でC類型、全窒素・全リンについては響灘及び周防灘（ホ）でⅡ類型、洞海湾でⅣ類型、水生生物の保全に係る類型指定については響灘及び周防灘で海域生物A類型、響灘及び周防灘（イ）で海域生物特A類型に指定されています。

また、ダイオキシン類の汚染に係る環境基準については、公共用水域及び地下水について適用されています。

表 4.2-48 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日環境省告示第6号）

表 4. 2-49(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。						
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						
4. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。						
5. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）

表 4.2-49(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）				

表 4.2-50(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴 自然環境保全及び B 以下の 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下	検出され ないこと
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考 1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。 2. アルカリ性法とは次のものをいう。 試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mm/L)10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mL とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。 $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ (a)：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b)：蒸留水について行なった空試験値(mL) $f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$ ：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価 3. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注 3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）

表 4.2-50(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種、工業用水生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考			
1. 基準値は、年間平均値とする。			
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注 3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）

表 4.2-50(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）

表 4.2-50(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考		
1. 基準値は、日間平均値とする。		
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）

表 4.2-51 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 基準値は、年間平均値とする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号）

表 4.2-52(1) 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況（河川）

名称	範囲	類型	達成期間
紫川上流	紫川取水堰から上流（ます淵ダム貯水池を除く）	A	イ
紫川下流	紫川取水堰から下流	B	イ
神嶽川	全域	B	イ
板櫃川中流	指場取水堰から日明井堰まで（槻田川を含む）	A	イ
板櫃川下流	日明井堰から下流	B	イ
大川	全域	B	イ
村中川	全域	B	イ
武久川水系	全域	B	ハ

注）イ：直ちに達成、ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「類型指定一覧（福岡県）」（令和 5 年 3 月、福岡県）

「環境基準類型指定水域概要図」（令和 5 年 3 月、福岡県）

「水域類型指定状況 生活環境項目」（令和 5 年 3 月、山口県ホームページ）

「公共用水域水質測定地点」（令和 5 年 3 月、山口県ホームページ）

表 4.2-52(2) 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況（河川）

名称	範囲	類型	達成期間
紫川	ます淵ダム貯水池を除く全域	生物 B	イ

注）イ：直ちに達成

出典：「類型指定一覧（福岡県）」（令和 5 年 3 月、福岡県）

「環境基準類型指定水域概要図（水生生物保全環境基準）」（令和 5 年 3 月、福岡県）

表 4.2-53(1) 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況（海域）

水域名	名称	類型	達成期間
洞海湾水域	響灘及び周防灘	A	イ
	奥洞海	C	ロ
	新日鉄戸畑泊地	C	イ
	堺川泊地	C	イ
	洞海湾湾口部	B	ロ
	響灘	A	イ

注）イ：直ちに達成、ロ：5 年以内に可及的速やかに達成

出典：「類型指定一覧（福岡県）」（令和 5 年 3 月、福岡県）

「環境基準類型指定水域概要図」（令和 5 年 3 月、福岡県）

「水域類型指定状況 生活環境項目」（令和 5 年 3 月、山口県ホームページ）

表 4.2-53(2) 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況（海域）

水域名	名称	類型	達成期間
響灘及び周防灘	響灘及び周防灘(ホ)	Ⅱ	イ
洞海湾水域	洞海湾	Ⅳ	イ

注) イ：直ちに達成

出典：「類型指定一覧（福岡県）」（令和5年3月、福岡県）

「環境基準類型指定水域概要図」（令和5年3月、福岡県）

「水域類型指定状況 全室素及び全りん」（令和5年3月、山口県ホームページ）

表 4.2-53(3) 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況（海域）

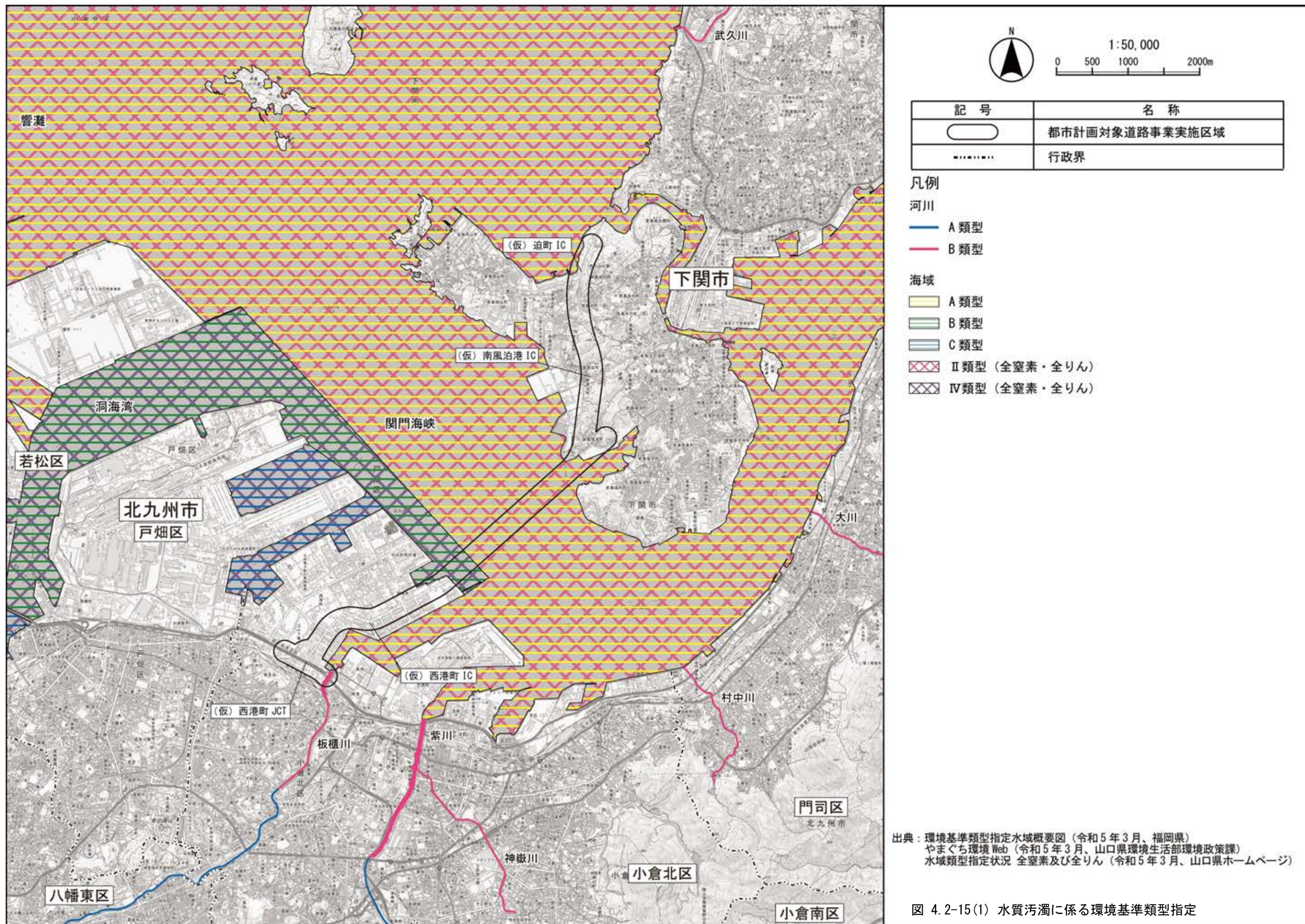
水域名	名称	類型	達成期間
響灘及び周防灘	響灘及び周防灘	海域生物 A	イ
	響灘及び周防灘(イ)	海域生物特 A	イ

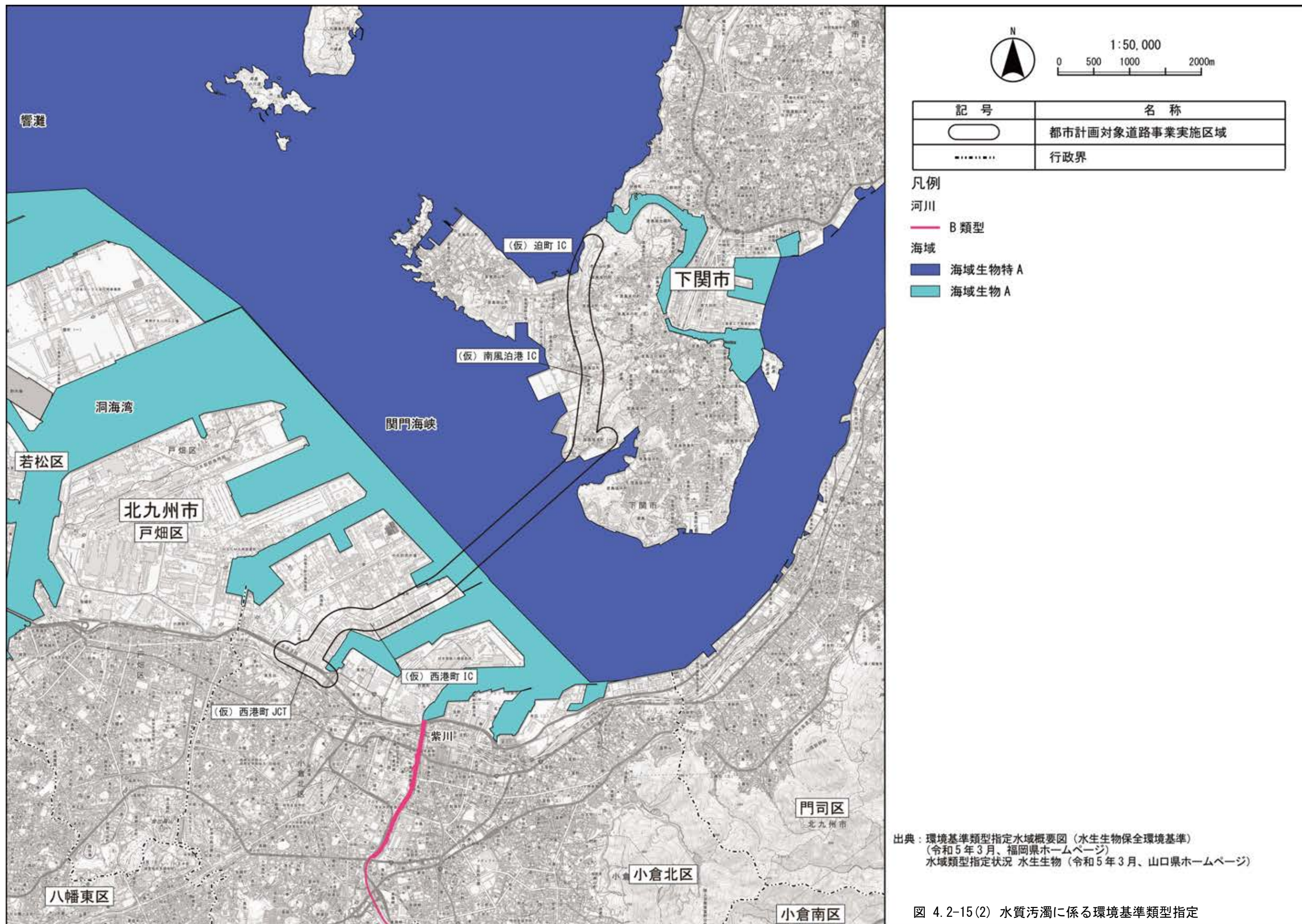
注) イ：直ちに達成

出典：「類型指定一覧（福岡県）」（令和5年3月、福岡県）

「環境基準類型指定水域概要図（水生生物保全環境基準）」（令和5年3月、福岡県）

「水域類型指定状況 水生生物」（令和5年3月、山口県ホームページ）





(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定により定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 4.2-54 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」第 7 条の規定により定められたダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準は表 4.2-55 に示すとおりです。

表 4.2-54 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと企画 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日環境省告示第 63 号）

表 4.2-55 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 基準値は、年間平均値とする。	

注）水質の汚濁に係る環境基準は、公共水域及び地下水について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号）

(5) 水底の底質に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」第 7 条の規定により定められたダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準は、表 4.2-56 に示すとおりです。

表 4.2-56 ダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下
備考 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

注) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号）

(6) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境基準は表 4.2-57 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」第 7 条の規定により定められたダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は表 4.2-58 に示すとおりです。

表 4.2-57 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日環境省告示第 44 号）

表 4.2-58 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」
（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号）

16) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

調査区域には、「環境基本法」第 17 条の規定により策定された公害防止計画はありません。

17) 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項及び第 17 条第 1 項に基づき定められた自動車騒音の限度（以下、「自動車騒音の要請限度」という。）及び時間の区分は表 4.2-59 に、調査区域における自動車騒音の要請限度に係る規制区域の地域指定状況及び区域の区分は表 4.2-60 に、位置は図 4.2-16 に示すとおりです。

自動車騒音の要請限度について、主に、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域は a 区域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域は b 区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域は c 区域に定められています。

表 4.2-59 自動車騒音の要請限度及び時間の区分

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考 a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ以下に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長）が定めた区域をいう。 a 区域：専ら住居の用に供される区域 b 区域：主として住居の用に供される区域 c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域		

注 1) 昼間とは午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。

注 2) 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

注 3) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 4) 幹線交通を担う道路とは、「道路法」（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第三条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに「道路運送法」（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて「都市計画法施行規則」（昭和 44 年 8 月 25 日建設省令第 49 号、最終改正：令和 2 年 12 月 23 日国交省令第 48 号）第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号）

表 4.2-60(1) 自動車騒音の要請限度に係る規制区域の地域指定状況及び区域の区分（北九州市）

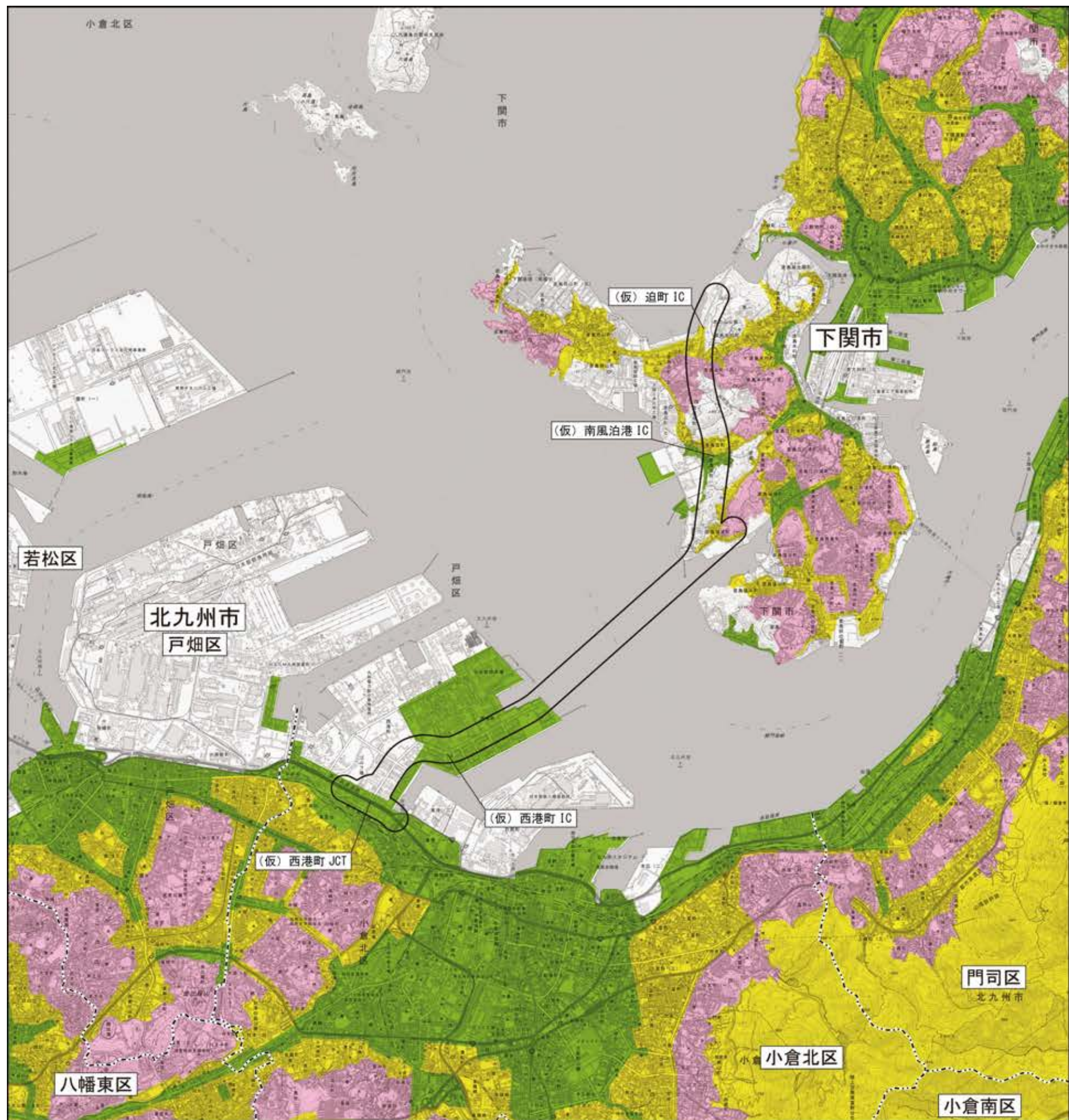
区域の区分	都市計画法における用途地域
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「令和 4 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 4 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

表 4.2-60(2) 自動車騒音の要請限度に係る規制区域の地域指定状況及び区域の区分（下関市）

区域の区分	都市計画法における用途地域
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型の指定に関する告示」（平成 24 年 4 月 1 日下関市告示第 523 号）



記 号	名 称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

- a 区域
- b 区域
- c 区域

出典：令和4年度版 北九州の環境 資料編（令和4年9月、北九州市総政策部総務課）
騒音に係る環境基準の地域の類型の指定に関する告示
（平成24年4月1日下関市告示第523号）

図 4.2-16 自動車騒音の要請限度に係る規制区域図

18) 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、
地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 66 号）が適用される地域があります。

特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準及び時間の区分は表 4.2-61 に、規制区域の地域指定状況及び区域の区分は表 4.2-62 に、位置は図 4.2-17 に示すとおりです。

また、調査区域では、騒音規制法及び山口県公害防止条例に基づいて特定建設作業が指定されており、指定状況は、表 4.2-63 及び表 4.2-64 に示すとおりです。

表 4.2-61 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準及び時間の区分

区域	敷地の境界における騒音の基準	作業時刻	1 日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第 1 号区域	85dB を超えないこと	午後 7 時から翌日午前 7 時までの時間内でないこと	10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
第 2 号区域		午後 10 時から翌日午前 6 時までの時間内でないこと	14 時間を超えないこと		

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 66 号）

表 4.2-62 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域の地域指定状況及び区域の区分

区域	該当地域（都市計画法における用途地域）	
	北九州市	下関市
第 1 号区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、市街化調整区域、 近隣商業地域、商業地域、準工業地域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、 準工業地域
第 2 号区域	工業地域、工業専用地域、臨港地区 ※ただし、そのうち、学校・病院・図書館・ 特別養護老人ホーム等の周囲 80m 以内は第 1 号区域に該当する。	工業地域 ※ただし、そのうち、学校・保育所・病院・ 診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼 保連携型認定こども園の周囲おおむね 80m 以内は第 1 号区域に該当する。

出典：「騒音と振動の手引き」（令和 4 年 2 月、北九州市環境局環境監視部環境監視課）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域指定について」（平成 27 年 5 月 15 日下関市告示第 914 号）

表 4.2-63 騒音規制法に基づく特定建設作業

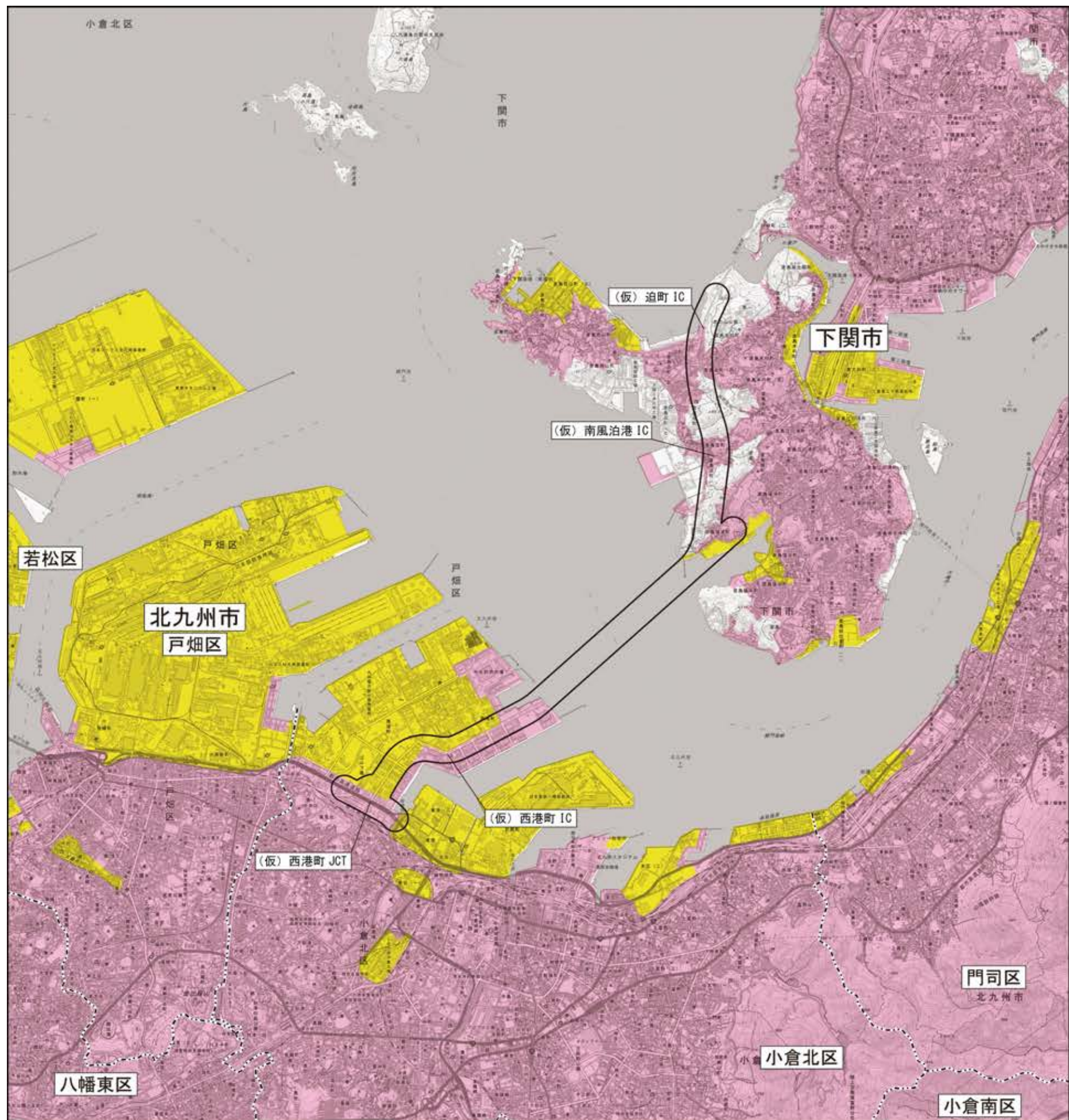
番号	特定建設作業
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号、最終改正：令和 3 年 12 月 24 日政令第 346 号）

表 4.2-64 山口県公害防止条例に基づく特定建設作業

番号	特定建設作業
1	鋼球解体作業
2	コンクリートバイブレーターを使用する作業
3	コンクリートカッター又はアスファルトカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

出典：「山口県公害防止条例施行規則」（昭和 48 年 7 月 17 日山口県規則第 46 号、最終改正：令和 4 年 12 月 13 日山口県規則第 48 号）



記 号	名 称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

第 1 号区域

第 2 号区域

出典：騒音と振動の手引き（令和 4 年 2 月、北九州市環境局環境監視部環境監視課）
 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域指定について
 （平成 27 年 5 月 15 日下関市告示第 914 号）

図 4.2-17 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制区域図

19) 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第16条第1項に基づき定められた道路交通振動の限度(以下、「道路交通振動の要請限度」という。)及び時間の区分は表4.2-65に、調査区域における道路交通振動の要請限度に係る規制区域の地域指定状況及び区域の区分は表4.2-66に、位置は図4.2-18に示すとおりです。

道路交通振動の要請限度について、主に、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街地化調整区域は第1種区域に、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域は第2種区域に定められています。

表 4.2-65 道路交通振動の要請限度及び時間の区分

区域の区分	要請限度	
	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

出典：「騒音と振動の手引き」(令和4年2月、北九州市環境局環境監視部環境監視課)

「下関市環境白書-資料編- (資料編2 環境の状況 (3 騒音・振動))」(令和4年11月、下関市環境部)

表 4.2-66(1) 道路交通振動の要請限度に係る規制区域の地域指定状況及び区域の区分 (北九州市)

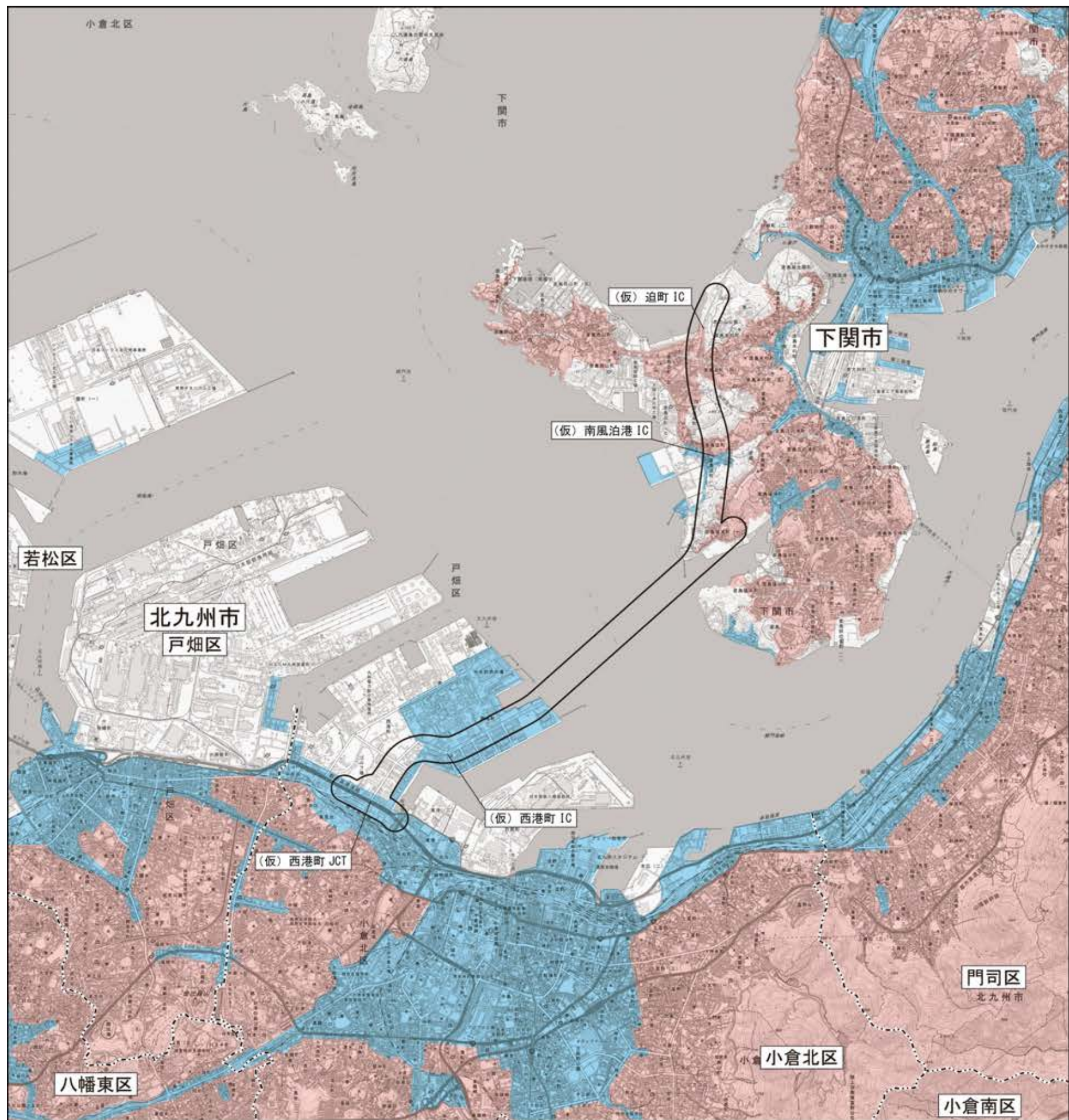
区域の区分	該当地域 (都市計画法における用途地域)
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街地化調整区域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音と振動の手引き」(令和4年2月、北九州市環境局環境監視部環境監視課)

表 4.2-66(2) 道路交通振動の要請限度に係る規制区域の地域指定状況及び区域の区分 (下関市)

区域の区分	該当地域 (都市計画法における用途地域)
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「下関市環境白書-資料編- (資料編2 環境の状況 (3 騒音・振動))」(令和4年11月、下関市環境部)



記 号	名 称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

凡例

- 第1種区域
- 第2種区域

出典：騒音と振動の手引き（令和4年2月、北九州市環境局環境監視部環境監視課）
下関環境白書－資料編－（資料編2 環境の状況（3 騒音・振動））
（令和4年11月、下関市環境部）

図 4.2-18 道路交通振動の要請限度に係る規制区域図

20) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、
地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」第3条第1項及び第15条第1項の規定に基づき、特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制が適用される地域があります。

特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準及び時間の区分は表 4.2-67 に、規制区域の地域指定状況及び区域の区分は表 4.2-68 に、位置は図 4.2-19 に示すとおりです。また、調査区域では、「振動規制法」に基づいて特定建設作業が指定されており、指定状況は表 4.2-69 に示すとおりです。

表 4.2-67 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準及び時間の区分

区域	敷地の境界における騒音の基準	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	75dB を超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
第2号区域		午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	14時間を超えないこと		

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）

表 4.2-68 特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域の地域指定状況及び区域の区分

区域	該当地域（都市計画法における用途地域）	
	北九州市	下関市
第1号区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、市街化調整区域、 近隣商業地域、商業地域、準工業地域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、 準工業地域
第2号区域	工業地域 ※ただし、そのうち、学校・病院・図書館・ 特別養護老人ホーム等の周囲80m以内は 第1号区域に該当する。	工業地域 ※ただし、そのうち、学校・保育所・病院・ 診療所・図書館・特別養護老人ホーム・ 幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 80m以内は第1号区域に該当する。

出典：「騒音と振動の手引き」（令和4年2月、北九州市環境局環境監視部環境監視課）
「騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出」（令和5年3月、下関市ホームページ）

表 4.2-69 振動規制法に基づく特定建設作業

番号	特定建設作業
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日政令第280号、最終改正：令和3年12月24日政令第346号）

21) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた区域

(1) 全国一律の排水基準

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 12 月 25 日法律 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)では有害物質による汚染として 28 項目、その他の汚染として 15 項目について全国一律の排水基準を定めています。排水基準は、表 4.2-70 に示すとおりです。

表 4.2-70(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質による汚染）

項目		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mg Cd/L
シアン化合物		1mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg Pb/L
六価クロム化合物		0.2mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg Hg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	10mg B/L
	海域に排出されるもの：	230mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	8mg F/L
	海域に排出されるもの：	15mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L
備考		
1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」(昭和 49 年 12 月 24 日政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 125 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。		

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：令和 4 年 5 月 17 日環境省令第 17 号)

表 4.2-70(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の汚染）

項目		許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの：	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）		200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量		120mg/L（日間平均 60mg/L）
リン含有量		16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考		
1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7. リン（りん）含有量についての排水基準は、リン（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 ※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年 5 月 30 日環境庁告示第 27 号、改定：平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号（排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼） ※「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年 8 月 27 日環境庁告示第 67 号、改定：平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号（排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域）		

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：令和 4 年 5 月 17 日環境省令第 17 号）

(2) 「水質汚濁防止法第三条第三項の排水基準に関する条例」による上乗せ排水基準

福岡県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和48年3月31日福岡県条例第8号、最終改正：令和4年10月4日福岡県条例第33号）により上乗せ排水基準を定め、規制が行われています。調査区域では、瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域が適用を受ける区域となっています。「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」による上乗せ排水基準は、表 4.2-71 に示すとおりです。

山口県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月31日山口県条例第5号、最終改正：平成18年7月11日山口県条例第45号）により上乗せ排水基準を定め、規制が行われています。調査区域では、瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域が適用を受ける区域となっています。排出水の量が1日平均50m³未満である特定事業場の区分は表 4.2-72 に、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」による上乗せ排水基準は表 4.2-73 に示すとおりです。

表 4.2-71(1) 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する福岡県条例による上乗せ排水基準

業種(施設)		項目及び物質並びにその許容限度(mg/L)						適用の日
		BOD 又は COD	SS	n-Hex		フェノール 類	シアン 化合物	
				動植物 油脂類	鉱油類			
①下水道整備地域に所在する特定事業場								
全業種		30(20)	100(70)					平成2年4月1日
②下水道整備地域以外地域に所在する新規特定事業場(昭和45年11月21日以後に特定施設(これに相当する施設を含む。)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)								
化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び金属製品製造業		15(10)	25(20)	2	2	1	0.5	
し尿処理施設		45(30)						
指定地域特定施設(平成3年8月1日以後に設置されたもの)		45(30)						
その他の業種(施設)	通常の排水量が2,000m³/日以上のもの	15(10)	25(20)	2	2	1	0.5	
	通常の排水量が2,000m³/日未満のもの	30(20)	30(25)	2	2	1		
備考								
1. 「瀬戸内海水域」とは山国川及び山国川河口左岸から北九州市若松区妙見崎灯台に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域の範囲をいう。								
2. この表に掲げる上乗せ排水基準は、瀬戸内海水域における洞海湾・響灘(北九州市若松区妙見崎灯台から日明下水処理場(同市小倉北区西港町96番地の2)に至る陸岸の地先海域)及びこれに流入する公共用水域について適用する。								
3. 「指定地域特定施設」とは、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年10月2日法律第110号、最終改正:平成27年10月2日法律第78号)第12条の2の規定により水質汚濁防止法第2条第3項に定める指定地域特定施設とみなされた施設をいう。								
4. 「特定施設」とは水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいう。								
5. 「既設事業場」とは、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年12月24日政令第363号)による改正前の水質汚濁防止法施行令(以下「昭和49年改正政令による改正前の施行令」という)別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。								
6. ()内の数値は日間平均値による許容限度で1日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものである。								
7. この表に掲げる上乗せ排水基準は、通常の排水量が50m³/日以上である特定事業場に係る排出水について適用する。								
8. BODに係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、CODに係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水(し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く)に限って適用する。								
9. 「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和33年4月24日法律第79号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。								
10. 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。								
(1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。								
(2) 下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。								
11. 水質汚濁防止法施行令(昭和46年6月17日政令第188号、最終改正:令和2年12月18日政令第356号。以下「施行令」という)別表第1第72号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。								
12. 一の特定事業場が二以上の業種(施設)に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。								
(1) 施行令別表第1第66号の3、第66号の6から第66号の8まで、第68号の2又は第71号の2に掲げる施設を設置する特定事業場(製造業に係る特定事業場を除く)が施行令別表第1第72号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成3年8月1日以後に指定地域特定施設を設置する場合にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。								
(2) (1)以外の特定事業場にあつては、当該事業場の主たる業種(製造業に係る特定事業場にあつては工業出荷額の数値が最大のものをいう)に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となった場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。								
13. 備考12の規定にかかわらず、一の特定事業場の二以上の業種の一に合成染料製造業が該当するときは、当該合成染料製造業に係る上乗せ排水基準に限り、当該合成染料製造業につき定められた上乗せ排水基準を適用する。								
14. 昭和63年12月1日における行政区画その他の区域によって表示されたものについて、この表に掲げる上乗せ排水基準を準用する。								

出典:「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月31日福岡県条例第8号、最終改正:令和4年10月4日福岡県条例第33号)

表 4.2-71(2) 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する福岡県条例による上乗せ排水基準

業種(施設)		項目及び物質並びにその許容限度(mg/L)					適用の日
		BOD 又は COD	SS	n-Hex		フェノール 類	
				動植物 油脂類	鉱油類		
①下水道整備地域に所在する特定事業場							
全業種		30(20)	100(70)				
②下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場(昭和49年8月2日以後に特定施設(これに相当する施設を含む)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)							
化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業(武器製造業を含む)及びセメント製品製造業		15(10)	25(20)	2	2	1	平成4年 4月1日
し尿処理施設		45(30)	100(70)				
指定地域特定施設(平成3年8月1日以後に設置されたもの)		45(30)					
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				
その他の 業種 (施設)	通常の排水量が2,000m³/日以上のもの	15(10)	25(20)	2	2	1	
	通常の排水量が500m³/日以上 2,000m³/日未満のもの	30(20)	30(25)	2	2	1	
	通常の排水量が500m³/日未満のもの	50(40)	70(50)	10	2	1	
備考							
1. 「瀬戸内海水域」とは山国川及び山国川河口左岸から北九州市若松区妙見崎灯台に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域の範囲をいう。							
2. この表に掲げる上乗せ排水基準は、瀬戸内海水域における洞海湾・響灘(北九州市若松区妙見崎灯台から日明下水処理場(同市小倉北区西港町96番地の2)に至る陸岸の地先海域)及びこれに流入する公共用水域を除く瀬戸内海水域について適用する。							
3. 「指定地域特定施設」とは、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年10月2日法律第110号、最終改正:平成27年10月2日法律第78号)第12条の2の規定により水質汚濁防止法第2条第3項に定める指定地域特定施設とみなされた施設をいう。							
4. 「特定施設」とは水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいう。							
5. 「既設事業場」とは、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年12月24日政令第363号)による改正前の水質汚濁防止法施行令(以下「昭和49年改正政令による改正前の施行令」という)別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。							
6. ()内の数値は日間平均値による許容限度で1日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものである。							
7. この表に掲げる上乗せ排水基準は、通常の排水量が50m³/日以上である特定事業場に係る排出水について適用する。							
8. BODに係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、CODに係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水(し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く)に限って適用する。							
9. 「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和33年4月24日法律第79号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。							
10. 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。							
(1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在とした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。							
(2) 下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。							
11. 水質汚濁防止法施行令(昭和46年6月17日政令第188号、最終改正:令和2年12月18日政令第356号。以下「施行令」という)別表第1第72号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。							
12. 一の特定事業場が二以上の業種(施設)に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。							
(1) 施行令別表第1第66号の3、第66号の6から第66号の8まで、第68号の2又は第71号の2に掲げる施設を設置する特定事業場(製造業に係る特定事業場を除く)が施行令別表第1第72号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成3年8月1日以後に指定地域特定施設を設置する場合にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。							
(2) (1)以外の特定事業場にあつては、当該事業場の主たる業種(製造業に係る特定事業場にあつては工業出荷額の数値が最大のものをいう)に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となった場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。							
13. 備考12の規定にかかわらず、一の特定事業場の二以上の業種の一に合成染料製造業が該当するときは、当該合成染料製造業に係る上乗せ排水基準に限り、当該合成染料製造業につき定められた上乗せ排水基準を適用する。							
14. 昭和63年12月1日における行政区画その他の区域によって表示されたものについて、この表に掲げる上乗せ排水基準を準用する。							

出典:「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月31日福岡県条例第8号、最終改正:令和4年10月4日福岡県条例第33号)

表 4.2-72 排出水の量が1日平均 50m³未満である特定事業場の区分(山口県)

特定事業場の区分	特定施設
畜産食料品製造業に係るもの	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。原料処理施設、洗浄施設（洗びん施設を含む。）、湯煮施設
水産食料品製造業に係るもの	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもののうち水産かん詰製造業、冷凍水産物製造業又は生すり身製造業の用に供する施設。水産動物原料処理施設、洗浄施設、脱水施設、ろ過施設、湯煮施設
動物系飼料又は有機質肥料の製造業に係るもの	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、真空濃縮施設、水洗式脱臭施設
動植物油脂製造業に係るもの	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、分離施設
生コンクリート製造業に係るもの	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
砕石業に係るもの	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。水洗式破碎施設、水洗式分別施設
砂利採取業に係るもの	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
備考 畜産食料品製造業及び水産食料品製造業に係るものにあつては、排出水の量が1日平均 10m ³ 以上のものに限る。	

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 3 月 31 日山口県条例第 5 号、最終改正：平成 18 年 7 月 11 日山口県条例第 45 号）

表 4.2-73(1) 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する山口県条例による上乗せ排水基準
(排出水の量が1日平均 50m³未満である特定事業場)

項目		許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量(mg/L)		160(日間平均 120)
化学的酸素要求量(mg/L)		160(日間平均 120)
浮遊物質量(mg/L)		200(日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)(mg/L)		5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)(mg/L)		30
フェノール類含有量(mg/L)		5
銅含有量(mg/L)		3
亜鉛含有量(mg/L)		5
溶解性鉄含有量(mg/L)		10
溶解性マンガン含有量(mg/L)		10
クロム含有量(mg/L)		2
弗素含有量(mg/L)		15
大腸菌群数(個/cm ³)		日間平均 3,000

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 3 月 31 日山口県条例第 5 号、最終改正：平成 18 年 7 月 11 日山口県条例第 45 号）

表 4.2-73(2) 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する山口県条例による上乗せ排水基準
(排出水の量が1日平均50m³以上である特定事業場)

[単位：mg/L]

項目		生物化学的酸素 要求量又は化学 的酸素要求量	浮 遊 物 質 量	ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量		フ エ ノ ール 類 含 有 量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	弗素含有量
				鉱 油 類 含 有 量	動 植 物 油 脂 類 含 有 量						
特定施設											
し尿処理施設		40 (日間平均 30)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下水道終末 処理施設	簡易処理をするもの	150 (日間平均 120)	190 (日間平均 150)	-	-	-	-	-	-	-	-
	中級処理をするもの	80 (日間平均 60)	150 (日間平均 120)	-	-	-	-	-	-	-	-
	高級処理をするもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のもの	排出水の量が 100m³ 未 満のもの	120 (日間平均 90)	90 (日間平均 70)	-	15	1	5	3	3	2	15
	排出水の量が 100m³ 以 上 1,000m³ 未満のもの	80 (日間平均 60)	90 (日間平均 70)	-	15	1	5	3	3	2	15
	排出水の量が 1,000m³ 以上 10,000m³ 未満の もの	50 (日間平均 40)	40 (日間平均 30)	2	10	1	5	3	3	2	15
	排出水の量が 10,000m³ 以上 100,000m³ 未満のもの	25 (日間平均 20)	40 (日間平均 30)	2	10	1	5	3	3	2	15
	排出水の量が 100,000m³ 以上のもの	15 (日間平均 10)	20 (日間平均 15)	1	5	1	5	3	3	2	15

注1) その他のもの：水質汚濁防止法施行令（昭和46年6月17日政令第188号、最終改正：令和4年12月23日政令第396号）別表第1に掲げる施設（同表第72号及び第73号に掲げる施設を除く。）

注2) 建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月31日山口県条例第5号、最終改正：平成18年7月11日山口県条例第45号）

22) 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域

調査区域には、「水質汚濁防止法」第4条の2第1項に規定する総量削減基本方針に係る規制の指定地域があります。指定状況は、表 4.2-74 に示すとおりです。

表 4.2-74 総量削減基本方針に係る規制の指定地域

対象物質	関係市
化学的酸素要求量	北九州市
窒素含有量	下関市
りん含有量	

出典：「水質総量削減制度の概要・指定地域及び指定水域（第9次水質総量削減の在り方について(答申)抜粋）」（令和5年3月、福岡県ホームページ）
「福岡県の指定地域」（令和5年3月、福岡県ホームページ）
「第9次総量削減計画（全体）」（令和4年10月、山口県環境政策課）

23) 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する関係府県の区域

調査区域では、全域が「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年10月2日法律第110号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第5条第1項に規定する関係府県の区域に指定されています。

24) 瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の七の規定により指定された自然海浜保全地区

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の7の規定により指定された自然海浜保全地区はありません。

25) 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の規定により指定された指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年7月27日法律第61号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第3条第2項の規定により指定された指定地域はありません。

26) 排水基準を定める省令別表第二の備考六に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和4年5月17日環境省令第17号)別表第2の備考6に規定する窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域があります。指定状況は表4.2-75に、位置は図4.2-20に示すとおりです。

実施区域には、瀬戸内海があります。

表 4.2-75 窒素含有量についての排水基準に係る海域

対象	名称	所在地
海域	瀬戸内海	—

出典：「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷(りん)含有量についての排水基準に係る海域」(平成5年8月27日環境庁告示67号、最終改正：平成12年12月14日環境庁告示78号)

27) 排水基準を定める省令別表第二の備考七に規定する湖沼及び海域

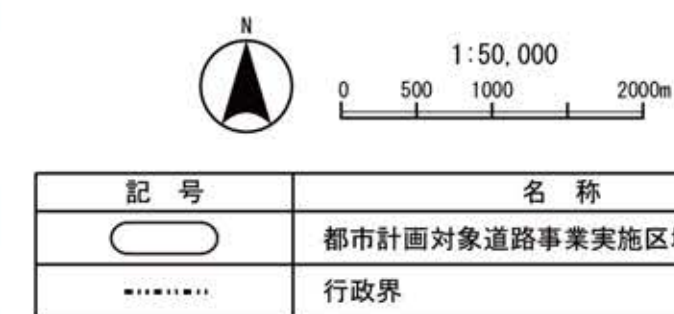
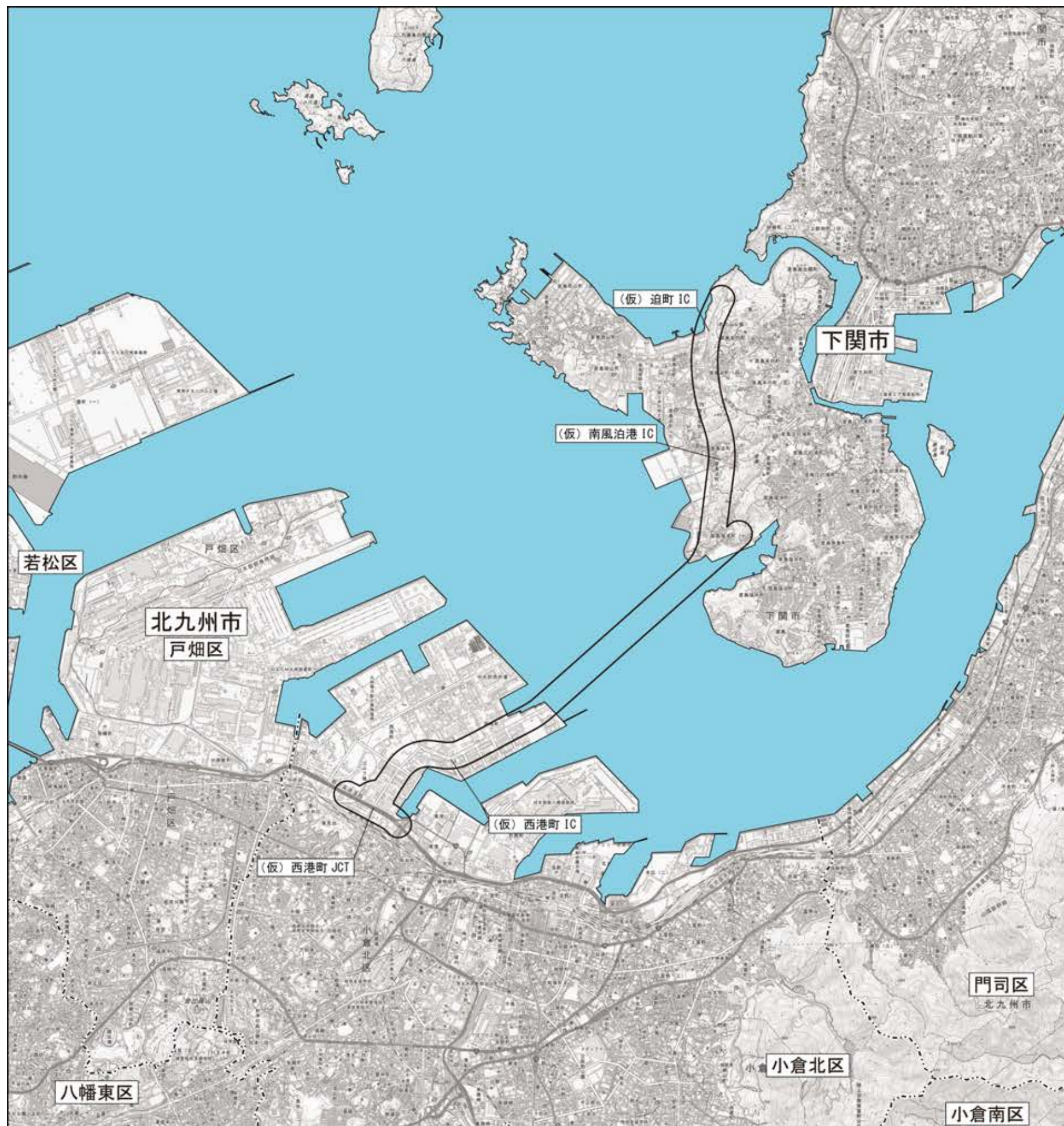
調査区域には、「排水基準を定める省令」別表第2の備考7に規定する磷(りん)含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域があります。指定状況は表4.2-76に、位置は図4.2-20に示すとおりです。

実施区域には、瀬戸内海があります。

表 4.2-76 磷(りん)含有量についての排水基準に係る海域

対象	名称	所在地
海域	瀬戸内海	—

出典：「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷(りん)含有量についての排水基準に係る海域」(平成5年8月27日環境庁告示67号、最終改正：平成12年12月14日環境庁告示78号)



凡例

窒素含有量及び磷（りん）含有量についての排水基準に係る海域

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和4年5月17日環境省令第17号）

図 4.2-20 排水基準を定める省令に規定する海域図

28) 土壌汚染対策法第六条第一項、第十一条第一項の規定により指定された区域

調査区域には、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 11 条第 1 項の規定により指定された形質変更時要届出区域があります。指定状況は表 4.1-28 に、位置は図 4.1-9 に示すとおりです。

実施区域には、形質変更時要届出区域が 1 箇所あります。

なお、調査区域には、同法第 6 条第 1 項の規定により指定された要措置区域はありません。

29) ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域はありません。

30) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域はありません。

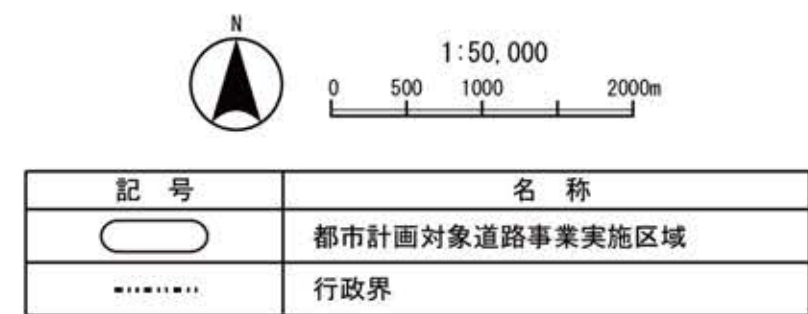
31) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号、平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

32) 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

調査区域には、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 25 条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林があります。保安林の指定状況は、図 4.2-21 に示すとおりです。

実施区域には、「森林法」第 25 条の規定により指定された保安林はありません。



凡例

保安林

出典：国土数値情報 森林地域データ 保安林（平成 27 年度）
（令和 5 年 3 月、国土交通省国土政策局国土情報課）

図 4.2-21 保安林位置図

33) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）

調査区域では、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 4 条第 1 項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、北九州市、下関市で緑の基本計画が策定されています。

34) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形式に関する計画（景観計画）

調査区域では、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 8 条第 1 項により定められた良好な景観の形式に関する計画として、表 4.2-77～表 4.2-93 に示すとおり、北九州市では「北九州市景観計画」（令和 2 年 4 月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）が、下関市では「下関市景観計画」（平成 22 年 8 月、下関市）が策定されています。

「北九州市景観計画」において、北九州市全域が景観計画区域に定められており、調査区域では、大里地区、小倉駅周辺地区、日明地区等が臨海部産業景観形成誘導地域として、門司港地区、小倉都心地区、若松地区等が景観重点整備地区として、関門海峡に面した地域が関門景観形成地域として定められています。また、「下関市景観計画」において、下関市全域が景観計画区域に定められており、調査区域では、関門海峡に面した地域が関門景観形成地域として定められています。調査区域における景観計画区域の臨海部産業景観形成誘導地域、景観重点整備地区、関門景観形成地域の位置は、図 4.2-22 に示すとおりです。

さらに、関門景観の一層の魅力向上を図るため、両市が連携して「関門景観条例」（平成 17 年 2 月 13 日下関市条例第 284 号、最終改正：平成 23 年 12 月 21 日下関市条例第 55 号）（平成 13 年 10 月 2 日北九州市条例第 35 号、最終改正：平成 23 年 12 月 21 日北九州市条例第 37 号）を制定しており、本条例に基づき、「関門景観基本構想」（平成 14 年 4 月、下関市・北九州市）が定められています。

(1) 北九州市景観計画

① 景観計画区域

表 4.2-77 届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	○次のいずれかに該当するもの。 ・高さが31mを超えるもの。 ・延べ面積が10,000㎡を超えるもの。 ・店舗、遊戯場その他規則で定める用途※に供するもののうち、延べ面積が1,000㎡を超えるもの。
工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	・高さが31mを超えるもの。
その他、景観の形成に重大な影響を与えると市長が認めるもの。	

※) 工業専用地域（都市計画法第8条第1項第1号）における行為は除く。

注) 北九州市景観法及び北九州市都市景観条例の施行に関する規則第5条

(1) 劇場、映画館、演芸場、公会堂及び集会場 (2) 展示場及びマーケット

(3) ホテル及び旅館 (4) 公衆浴場

出典：「北九州市景観計画」（令和2年4月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-78(1) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限（建築物）

項目	景観形成基準
共通事項	○まちなみや通りの連続性の確保 ・形態・意匠を協調させるよう努める。 ○建築物の魅力向上 ・建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が持続可能で周辺景観から突出した印象とならないものとする。 ○景観資源との協調 ・屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮 ○自然条件を考慮した配置 ・地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める。
	壁面位置 ○壁面位置による快適なまちなみ空間の創出 ・周囲の基調を確認し、壁面線を協調させるよう努める。
高さ	スカイライン ○連続性の確保 ・まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。 ○突出の低減 ・山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとするよう努める。
	眺望の確保 ○眺望確保 ・道路や公園等の公共空間から、背景の山の稜線やランドマークが眺望できるよう配慮する。
壁面	形態・意匠 ○デザインの工夫 ・建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとするよう配慮する。 ○アイストップとなる場合の景観配慮 ・公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠とするよう努める。 ○大規模壁面の単調感・圧迫感の低減 ・開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。
	開口部 ○まちなみと協調した開口部の位置、大きさ ・まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に配慮する。 ・窓面を利用した広告は掲出しないよう努める。
	素材 ○地域の基調を踏まえた素材の使用 ・周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努める。 ・汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いもの、反射光を生じないものを用いる。

出典：「北九州市景観計画」（令和2年4月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-78(2) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限（建築物）

項目		景観形成基準
壁面	色彩	○メインカラー(基調色) ・暖色系(R、YR、Y)は彩度6以下、寒色系(R、YR、Y以外)は彩度3以下とする。 ・周辺景観との調和に努める。 ・高彩度色や低明度色の使用を避け、落ち着いた色彩を用いるよう努める。 ・色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くないよう努める。 ・グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。 ○アクセントカラー(強調色) ・見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。
	形態・意匠	○眺望への配慮 ・高い所から見下ろす眺望に対して、屋上や屋根、塔屋等の色彩、素材等の意匠に配慮する。 ・反射光を生じる素材は使用しないよう努める。
部分	色彩	○基調色 ・周辺景観との調和に努める。
	ベランダ・バルコニー	○ベランダ・バルコニーの修景 ・建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。
	屋外階段	○屋外階段の修景 ・道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。(推奨例：見える位置に設置する場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等建築物本体と調和するなど。)
建築整備等	低層部	○連続性の確保、遮蔽性と閉鎖感の低減 ・統一感のあるまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。(推奨例：パイプシャッター等の利用による透過性の確保をするなど。)
	屋上の整備	○屋上整備等の修景 ・道路や公園等の公共空間から、容易に見える位置に設置しないよう努める。(推奨例：見える場合は、ルーバーで覆うなど。)
	壁面の整備	○配管・ダクト等の修景 ・道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう努める。(推奨例：露出する場合は、壁面と同一の色調とする等建築物全体と調和するなど。)
緑化	敷地	○敷地の緑化、屋根・屋上の緑化 ・まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。(推奨例：まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化する。ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化をするなど。)
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	○まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり ・まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。(推奨例：柵やフェンス等は、高さや構造、面積などを工夫し、圧迫感がなく、透過性があるものとするなど)
	駐車場	○平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景 ・主要な道路や公園等の公共空間に面して設けないよう努める。(推奨例：設ける場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。建築物本体と形態や色彩、外壁素材等を一体的なデザインとするなど。)
	倉庫・駐輪場・ゴミ置き場等の施設	○倉庫、駐輪場、ゴミ置き場等の修景 ・道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設けるよう努める。(推奨例：建築物等と調和する形態や色彩とする。緑化など。)
	擁壁・法面	○圧迫感のない構造 ・段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。
夜間景観	照明	○魅力的な夜間景観の創出、光害(ネオン点滅・グレア等の抑制) ・施設のライトアップを行う場合は、地域の特性に応じた魅力的な演出に努める。
	光害	・点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

出典：「北九州市景観計画」（令和2年4月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-79 建築物等の形態意匠に関する行為の制限（工作物）

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突・鉄筋コンクリートの柱等	配置	連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないよう努める。

出典：「北九州市景観計画」（令和２年４月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

② 景観重点整備地区

表 4.2-80 届出対象行為(小倉都心地区)

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	規模にかかわらず全て
工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	建築確認申請を要するもの
その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

出典：「北九州市景観計画」（令和２年４月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-81(1) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限（小倉都心地区：建築物）

項目		景観形成基準
共通事項		○まちなみや通りの連続性の確保 ・形態・意匠を協調させるよう努める。 ・人通りの多い場所では、通りのにぎわいを演出する形態・意匠とするよう努める。 ○建築物の魅力向上 ・建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が周辺景観から突出した印象とならないものとする。 ・地域の景観特性や環境に配慮した持続可能なデザインを取り入れるなど、周辺との調和に配慮する。 ○景観資源との協調 ・屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮	○自然条件を考慮した配置 ・地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める ・樹姿又は樹勢が優れた樹木は、これを修景に生かせるように配慮する。
	壁面位置	○壁面位置による快適なまちなみ空間の創出 ・周囲の基調を確認し、壁面線を協調させるよう努める。特に1階部分を後退させることで開放感のある空間形成に努める。 ・角地等において、アイストップとなるランドマーク等の眺望確保に有効な場合は、壁面線の後退による眺望確保に配慮する。 ・商店街や歩行者の多い通り等で、にぎわい創出や開放感のある空間形成のため、連続して1階部分を後退させている場合は、協調するよう努める。 ・壁面を後退させる場合は、道路と段差を設けず、仕上げる素材や色彩は公共空間と協調する等、一体的な空間の形成に努める。
高さ	スカイライン	○連続性の確保 ・まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。 ○突出の低減 ・山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとする。
	眺望の確保	○眺望確保 ・道路や公園等の公共空間から、背景の山の稜線やランドマークが眺望できるよう配慮する。
壁面	形態・意匠	○デザインの工夫 ・建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとする。 ・前面は、通りの壁面線や高さをそろえる等、まちなみの魅力向上に努める。 ・道路や公園等の公共空間、また河岸、対岸、海から見える側面や背面も、前面意匠に準じるよう努める。 ・まちなみの連続性を形成するため、低層部の外壁面の形態を協調させるよう努める。 ○アイストップとなる場合の景観配慮 ・公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠とするよう努める。 ○大規模壁面の単調感・圧迫感の低減 ・開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。
	開口部	○まちなみと協調した開口部の位置、大きさ ・まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に努める。 ・窓面を利用した広告は掲出しないよう努める。
	素材	○地域の基調を踏まえた素材の使用 ・周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努めるとともに、汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いものを用いる。 ・反射光を生じる素材は使用しない。

出典：「北九州市景観計画」（令和2年4月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-81(2) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限（小倉都心地区：建築物）

項目		景観形成基準
壁面	色彩	○メインカラー(基調色) ・暖色系(R、YR、Y)は彩度6以下、寒色系(R、YR、Y以外)は彩度3以下とする。 ・周辺景観や地域特性の基調を踏まえた色彩を使用するよう努める。 ・高彩度色や低明度色の使用を避け、落ち着いた色彩を用いるよう努める。 ・色数は、多用しない。複数を色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くないよう努める。 ・グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。 ○アクセントカラー(強調色) ・見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。
	形態・意匠	○眺望への配慮 ・高い所から見下ろす眺望に対して、屋上や屋根、塔屋等の色彩、素材等の意匠に配慮する。 ・反射光を生じる素材は使用しないよう努める。
屋根・屋上	色彩	○基調色 ・彩度4以下とする。
	部分	○ベランダ・バルコニーの修景 ・建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。 ・洗濯物や室外機等が、道路等の公共空間、また川岸や対岸から見えない構造、意匠とするよう配慮する。
部分	屋外階段	○屋外階段の修景 ・道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう努める。
	低層部	○連続性の確保 ・低層部の階高を周囲と協調させるよう努める。 ・統一感のある連続したまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。 ○遮蔽性と閉鎖感の低減 ・ショーウィンドウでは、パイプシャッター等の利用による透過性の確保に努める。
建築整備等	屋上の整備	○屋上整備等の修景 ・道路や公園等の公共空間から、容易に見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う等、修景に努める。
	壁面の整備	○配管・ダクト等の修景 ・道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させない。やむを得ない場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物全体と調和するよう努める。
	テレビ・携帯アンテナ等	○テレビ・携帯アンテナ等の修景 ・道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、形状や色彩などが建築物から突出しないよう努める。
緑化	敷地	○敷地の緑化 ・まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 ・まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化に努める。 ・季節や周辺景観を考慮し、高木、中木、低木の適切な配置と適切な樹種を選定する。
	屋根・屋上	○屋根・屋上の緑化 ・潤いを創出するため、屋上を活用した緑化に配慮する。特に、ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化に努める。
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	○まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり ・まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。 ・敷地内舗装の材質や色彩は、前面道路との調和に配慮する。 ・柵やフェンス等は、設置しないよう努める。
	駐車場	○平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景 ・主要な道路や公園等の公共空間に面して設けない。やむを得ない場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。 ・建築物本体と形態や色彩、外壁素材等が一体的なデザインとなるよう努める。
	倉庫・駐輪場・ゴミ置き場等の施設	○倉庫、駐輪場、ゴミ置き場等の修景 ・道路や公園等の公共空間から見にくい場所に設ける。やむを得ない場合は、建築物等と調和する形態や色彩とする。また、緑化等による修景に努める。

出典：「北九州市景観計画」（令和2年4月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-81(3) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限（小倉都心地区：建築物）

項目		景観形成基準
外構・その他の施設	擁壁・法面	○圧迫感のない構造 ・段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。 ・自然素材の活用や前面の緑化等、周辺景観との調和に努める。
夜間景観	照明	○魅力的な夜間景観の創出 ・「小倉都心地区夜間景観ガイドライン」で示すあかりの考え方に沿って、建築物やその敷地、看板、ショーウィンドウ等、地域の特性に応じた魅力的な夜間のライトアップに努める。 ・ランドマークのライトアップ、または周囲の基調を確認し、色温度や照度を協調させるよう努める。 ・店舗等では、閉店後にも看板やショーウィンドウ等のあかりを一定時間点灯延長する等、夜間の賑わい創出を前提とした照明設計に配慮する。
	光害	○光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制 ・まちなみや夜間景観等の地域特性に配慮し、光環境を損なわない照明整備を行う。 ・点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

出典：「北九州市景観計画」（令和２年４月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-82 建築物等の形態意匠に関する行為の制限（小倉都心地区：工作物）

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突・鉄筋コンクリートの柱等	配置	連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	主要な道路 からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

出典：「北九州市景観計画」（令和２年４月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-83 届出対象行為（戸畑地区）

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	規模にかかわらず全て
工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	建築確認申請を要するもの
その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

出典：「北九州市景観計画」（令和２年４月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-84(1) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限（戸畑地区：建築物）

項目		景観形成基準
共通事項		○まちなみや通りの連続性の確保 ・形態・意匠を協調させるよう努める。 ・人通りの多い場所では、通りのにぎわいを演出する形態・意匠とするよう努める。 ○建築物の魅力向上 ・建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が持続可能で周辺景観から突出した印象とならないものとする。 ・地域の景観特性や環境に配慮した持続可能なデザインを取り入れるなど、周辺との調和に配慮する。 ○景観資源との協調 ・屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮	○自然条件を考慮した配置 ・地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める ・樹姿又は樹勢が優れた樹木は、これを修景に生かせるように配慮する。 ・銀座汐井町1号線及び国道199号に面した建築物は、ファサードは海側に設けるよう努める。
	壁面位置	○壁面位置による快適なまちなみ空間の創出 ・ランドマーク等の眺望を損なわないように、又、快適なまちなみ空間を演出するため、壁面線の後退による空間の創出に努める。 ・後退部分は、道路と段差を設けず、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調する等、一体的な空間の形成に努める。
高さ	スカイライン	○連続性の確保 ・まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。 ○突出の低減 ・山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとする。
	眺望の確保	○眺望確保 ・道路や公園等の公共空間から、背景の山の稜線や若戸大橋等のランドマークが眺望できるよう配慮する。
壁面	形態・意匠	○デザインの工夫 ・建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとする。特に、銀座汐井町号1線、国道199号、戸畑停車場線に面する建築物のデザインは、海及び港町をイメージしたものとする。 ・前面は、通りの壁面線や高さをそろえる等、まちなみの魅力向上に努める。 ・道路や公園等の公共空間から見える側面や背面も、前面意匠に準じるよう努める。 ・まちなみの連続性を形成するため、低層部の外壁面の形態を協調させるよう努める。 ○アイストップとなる場合の景観配慮 ・公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠とするよう努める。 ○大規模壁面の単調感・圧迫感の低減 ・開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。
	開口部	○まちなみと協調した開口部の位置、大きさ ・まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に努める。 ・窓面を利用した広告は掲出ししないよう努める。
	素材	○地域の基調を踏まえた素材の使用 ・周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努めるとともに、汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いものを用いる。 ・反射光を生じる素材は使用しない。

出典：「北九州市景観計画」（令和2年4月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4. 2-84(2) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限（戸畑地区：建築物）

項目		景観形成基準
壁面	色彩	○メインカラー(基調色) ・暖色系(R、YR、Y)は彩度6以下、寒色系(R、YR、Y以外)は彩度3以下とする。但し、海岸通区域では、臨海部産業景観形成誘導地域(戸畑地区)の色彩基準によるものとする。 ・周辺景観や地域特性の基調を踏まえた色彩を使用するよう努める。 ・高彩度色や低明度色の使用を避け、落ち着いた色のある色彩を用いるよう努める。 ・色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くないよう努める。 ・グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。 ○アクセントカラー(強調色) ・見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。
	形態・意匠	○眺望への配慮 ・高い所から見下ろす眺望に対して、屋上や屋根、塔屋等の色彩、素材等の意匠に配慮する。 ・反射光を生じる素材は使用しないよう努める。
部分	色彩	○基調色 ・彩度4以下とする。
	ベランダ・バルコニー	○ベランダ・バルコニーの修景 ・建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。 ・洗濯物や室外機等が、道路等の公共空間、また川岸や対岸から見えない構造、意匠とするよう配慮する。
	屋外階段	○屋外階段の修景 ・道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう努める。
建築整備等	低層部	○連続性の確保 ・低層部の階高を周囲と協調させるよう努める。 ・統一感のある連続したまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。 ○遮蔽性と閉鎖感の低減 ・ショーウィンドウでは、パイプシャッター等の利用による透過性の確保に努める。
	屋上の整備	○屋上整備等の修景 ・道路や公園等の公共空間から、容易に見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う等、修景に努める。
	壁面の整備	○配管・ダクト等の修景 ・道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させない。やむを得ない場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物全体と調和するよう努める。
緑化	テレビ・携帯アンテナ等	○テレビ・携帯アンテナ等の修景 ・道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、形状や色彩などが建築物から突出しないよう努める。
	敷地	○敷地の緑化 ・まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 ・まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化に努める。特に、新池2号線沿いでは、広がりある空間形成のため、浅生1号公園との植栽の調和に配慮する。 ・季節や周辺景観を考慮し、高木、中木、低木の適切な配置と適切な樹種を選定する。
	屋根・屋上	○屋根・屋上の緑化 ・潤いを創出するため、屋上を活用した緑化に配慮する。特に、ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化に努める。
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	○まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり ・まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。 ・敷地内舗装の材質や色彩は、前面道路との調和に配慮する。 ・柵やフェンス等は、設置しないよう努める。(下到津戸畑線沿線を除く)。やむを得ず設置する場合は、圧迫感がないよう、高さや構造、面積などを工夫し、透過性の確保に努める。
	駐車場	○平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景 ・主要な道路や公園等の公共空間に面して設けない。やむを得ない場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。 ・建築物本体と形態や色彩、外壁素材等が一体的なデザインとなるよう努める。

出典：「北九州市景観計画」（令和2年4月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-84(3) 建築物等の形態意匠に関する行為の制限（戸畑地区：建築物）

項目		景観形成基準
外構・その他の施設	倉庫・駐輪場・ゴミ置き場等の施設	○倉庫、駐輪場、ゴミ置き場等の修景 ・道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設ける。やむを得ない場合は、建築物等と調和する形態や色彩とする。また、緑化等による修景に努める。
	擁壁・法面	○圧迫感のない構造 ・段切りや後退、緩々配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。 ・自然素材の活用や前面の緑化等、周辺景観との調和に努める。
夜間景観	照明	○魅力的な夜間景観の創出 ・建築物やその敷地、看板、ショーウィンドウ等、地域の特性に応じた魅力的な夜間のライトアップに努める。 ・ランドマークのライトアップ、または周囲の基調を確認し、色温度や照度を協調させるよう努める。 ・店舗等では、閉店後にも看板やショーウィンドウ等のあかりを一定時間点灯延長する等、夜間の賑わい創出を前提とした照明設計に配慮する。
	光害	○光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制 ・まちなみや夜間景観等の地域特性に配慮し、光環境を損なわない照明整備を行う。 ・点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

出典：「北九州市景観計画」（令和2年4月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-85 建築物等の形態意匠に関する行為の制限（戸畑地区：工作物）

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突・鉄筋コンクリートの柱等	配置	連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	主要な道路 からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

出典：「北九州市景観計画」（令和2年4月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

③ 臨海部産業景観形成誘導地域

表 4.2-86 届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ・高さが10mを超えるもの。 ・延べ面積が1,000㎡を超えるもの。
工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	・高さが10mを超えるもの。
その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

出典：「北九州市景観計画」（令和2年4月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-87 行為の制限（景観形成基準）

色彩に関する基準	[大里地区]			
	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。			
		屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
	色相	10R～10GY N（無彩色）	10R～10GY N（無彩色）	10R～10GY N（無彩色）
	明度	全域	5以上	全域
	彩度	4以下	3以下	8以下(10R～10Y) 6以下(0GY～10GY)
	[小倉駅周辺地区]			
	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。			
		屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
	色相	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）
	明度	全域	5以上	全域
	彩度	4以下	3以下	全域
	[日明地区]			
	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。			
		屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
	色相	5YR～10GY N（無彩色）	5YR～10GY N（無彩色）	5YR～10GY N（無彩色）
	明度	全域	5以上	全域
	彩度	4以下	3以下	全域
	[戸畑地区]			
	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については明度4以上かつ彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度7以上かつ彩度1以下とする。			
		屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
	色相	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）
	明度	4以上	7以上	全域
	彩度	4以下	3以下	全域
	[響灘地区]			
	建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。			
		屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
	色相	5G～5PB N（無彩色）	5G～5PB N（無彩色）	5G～5PB N（無彩色）
	明度	全域	5以上	全域
	彩度	4以下	3以下	全域

出典：「北九州市景観計画」（令和2年4月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

④ 関門景観形成地域（北九州市域）

表 4.2-88 届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更		次のいずれかに該当するもの ・ 高さが 10m 以上のもの。 ・ 延べ面積が 1,000m ² 以上のもの。
工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更		次のいずれかに該当するもの ・ 高さが 10m 以上のもの。 ・ 築造面積が 1,000m ² 以上のもの。 ・ 建築物の上に設置する場合、その高さの合計が 10m 以上のもの。
土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓	土地又は水面	面積が 1,000m ² 以上のもの。
	のり面、擁壁	高さが 3m 以上かつ延長が 10m 以上のもの。
その他、関門景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの。		

出典：「北九州市景観計画」（令和 2 年 4 月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-89(1) 行為の制限（景観形成基準）

大里新市街地地区				
配置	・水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放感や親水性を高めるよう努める。（港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。） ・歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。 ・水際部の建築物等は、できる限り壁面線が連続するように努める。 ・水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。			
高さ	・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 ・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 ・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。			
形態	・建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 ・海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 ・建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。			
色彩	・建築物等は、海峡の歴史と新しい街並みが調和したゲート空間にふさわしい色彩とする。 ・建築物等の色彩は、次の表に示すものをを用いる。 ・見付面積の 1/5 未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。			
		色相	明度	彩度
	屋根	R、YR、Y	5 以下	3 以下
		GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下
		N（無彩色）	6 以下	—
	基調色	R、YR	全域	6 以下
		Y	全域	4 以下
		GY、G、BG、B、PB、P、RP	3 以上 9 以下	1 以下
		N（無彩色）	3 以上 9 以下	—
	アクセント カラー	YR、Y	全域	8 以下
		GY	全域	6 以下
		N（無彩色）	全域	—
建築設備等	・屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 ・屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。			
緑化及び外構等	・既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 ・駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 ・擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。			
夜間照明	・周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） ・海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）			
公共施設	・土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。			
土地の形質等	・形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫に努める。 ・擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 ・海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。			
屋外広告物	・船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 ・広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 ・点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。			

出典：「北九州市景観計画」（令和 2 年 4 月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-89(2) 行為の制限（景観形成基準）

西海岸・片上海岸・小森江地区				
配置	・水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるよう努める。（港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。） ・歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。 ・水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。			
高さ	・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 ・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 ・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。			
形態	・建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 ・海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 ・建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。			
色彩	・建築物等は、建築物等は、海辺の産業ゾーンとして、明るく開放的な色彩とする。 ・建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。 ・見付面積の 1/5 未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。			
	屋根	色相	明度	彩度
		R、YR、Y	5 以下	3 以下
		GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下
		N（無彩色）	6 以下	—
	基調色	R、YR、Y	5 以上	3 以下
		GY	5 以上	1 以下
		G、BG、B、PB、P、RP	6 以上	1 以下
		N（無彩色）	6 以上	—
	アクセントカラー	YR、Y	全域	8 以下
		GY	全域	6 以下
		N（無彩色）	全域	—
建築設備等	・屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 ・屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。			
緑化及び外構等	・既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 ・駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 ・擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。			
夜間照明	・周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） ・海のエッジを浮かび上げさせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）			
公共施設	・土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。			
土地の形質等	・形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫に努める。 ・擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 ・海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。			
屋外広告物	・船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出ししないよう努める。 ・広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 ・点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。			

出典：「北九州市景観計画」（令和 2 年 4 月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-89(3) 行為の制限（景観形成基準）

風師山・矢筈山山裾地区				
配置	- 建築物等は、周辺の緑に調和するように配置する。 - 歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。			
高さ	- 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 - 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 - 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。			
形態	- 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 - 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 - 建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。			
色彩	- 建築物等は、山裾と調和した心地よい住宅地にふさわしく、暖かみのある落ち着いた色彩とする。 - 建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。 - 見付面積の1/5未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。			
		色相	明度	彩度
	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下
		GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下
		N（無彩色）	6以下	—
	基調色	R、YR、Y	全域	3以下
		GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上	1以下
		N（無彩色）	3以上	—
建築設備等	- 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 - 屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。			
緑化及び外構等	- できる限り既存木を残し、周辺の緑と調和した樹種により緑化に努める。 - 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 - 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。			
夜間照明	周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）			
公共施設	土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。			
土地の形質等	- 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないよう工夫に努める。 - 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。			
屋外広告物	- 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 - 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 - 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。			

出典：「北九州市景観計画」（令和2年4月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

表 4.2-89(4) 行為の制限（景観形成基準）

風師山等山並み地区				
配置	・建築物は、周辺の緑を損なわないように配置する。			
高さ	・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 ・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。 ・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。			
形態	・建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 ・海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。 ・建築物等は、周辺の緑に融け込む形態とする。			
色彩	・建築物等は、豊かな緑と融合した穏やかな色彩とする。 ・建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。 ・見付面積の 1/5 未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。			
		色相	明度	彩度
	屋根	R、YR、Y	5 以下	3 以下
		GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下
		N（無彩色）	6 以下	－
	基調色	R、YR、Y	全域	3 以下
		GY、G、BG、B、PB、P、RP	3 以上 9 以下	1 以下
		N（無彩色）	3 以上 9 以下	－
建築設備等	・屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 ・屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。			
緑化及び外構等	・既存樹林の緑を保全する。やむをえない場合は、樹林内の樹種を使って可能な限り緑化する。 ・駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 ・擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。			
夜間照明	・周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）			
公共施設	・土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。			
土地の形質等	・形質の変更は行わないよう努める。やむえない場合は、修景や緑化を行い周辺環境と馴染むようにする。 ・擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。			

出典：「北九州市景観計画」（令和 2 年 4 月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）

(2) 下関市景観計画

① 景観計画区域

表 4.2-90 届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	以下のいずれかに該当するもの ・高さが20mを超えるもの ・延べ床面積が5,000㎡を超えるもの
工作物の新設等	以下のいずれかに該当するもの ・高さが20mを超えるもの ・築造面積が5,000㎡を超えるもの
土地の形質の変更	・当該変更に係る部分の土地の面積の合計が5,000㎡を超えるもの

出典：「下関市景観計画」（平成22年8月、下関市）

表 4.2-91 行為の制限（景観形成基準）

項目		景観形成基準
共通		・良好な景観の形成にかかる各ゾーン別の方針にそった景観形成に配慮したものとする。
建築物 工作物	配置	・前面道路や隣接地の状況を十分に認識し、建築物等の適切な配置に努める。
	高さ	・地域の建築物等の高さや輪郭に配慮し、景観の連続性を損なわないように努める。
	意匠	・通りの魅力を高め、表情豊かな外観を創り出すと共に、地域のまとまりや個性に配慮したデザインに努める。 ・外壁等の素材や色彩は、地域の景観特性に与える影響を認識し、周辺の環境と調和するように努める。
	外構	・駐車場を建物と一体の施設として捉え、形態や配置を工夫する。 ・さく・塀・門・舗装等においては、周辺の景観に調和するよう形態・素材・高さ・色彩等に配慮する。
	敷地内緑化	・既存樹木の保全に努めると共に、敷地内の緑化に努める。
	その他	・看板やサイン等の広告物を設置する際には、周辺の景観と調和するよう規模、材質、デザインや色彩に配慮する。 ・建築物等に付帯する設備は、建物と一体の施設として捉え、形態や配置を工夫する。 ・夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明では、地域の景観特性に応じて景観形成を工夫するとともに、周辺への影響に配慮する。
土地の形質等		・既存の地形や自然環境に十分配慮し、景観上支障となる長大なのり面や高い擁壁が生じないように努める。 ・のり面が生じる場合には、周辺の植生と調和した緑化や修景に努める。

出典：「下関市景観計画」（平成22年8月、下関市）

② 関門景観形成地域（下関市域）

表 4.2-92 届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更		以下のいずれかに該当するもの ・高さが10m以上のもの ・延べ床面積が1,000m ² 以上のもの
工作物の新設等		以下のいずれかに該当するもの ・高さが10m以上のもの ・築造面積が1,000m ² 以上のもの ・建築物の上に設置する場合、その高さの合計が10m以上のもの
土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓	土地又は水面	・面積が1,000m ² 以上のもの
	のり面、擁壁	・高さが3m以上かつ延長10m以上のもの
その他、関門景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの		
屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	【市街地丘陵地地区・下関都心地区・下関第2突堤地区・彦島沿岸部地区・彦島丘陵地区・彦島田の首地区】 ・船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 ・広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、周辺のまちなみから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 ・点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。 【巖流島地区】 ・広告物は、できる限り小規模なものとし、自己表示以外のものは掲出しないよう努める。 ・広告物は、周辺環境に融け込む形態、色彩とする。 ・点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。	

出典：「下関市景観計画」（平成22年8月、下関市）

表 4.2-93(1) 行為の制限（景観形成基準）：市街地丘陵地地区・彦島丘陵地地区

項目		景観形成基準			
共通		・良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・まちなみゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする			
建築物・工作物	配置	・建築物等は、周辺の緑に調和するように配置する。 ・歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。			
	高さ	・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺のまちなみから突出しない高さとする。 ・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。			
	形態	・建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 ・海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。 ・建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。			
	色彩	・建築物等は、山裾と調和した心地よい住宅地にふさわしく、暖かみのある落ち着いた色彩とする。 ・建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。			
			色相	明度	彩度
		屋根	R、YR、Y	5 以下	3 以下
			GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下
			N（無彩色）	6 以下	—
		基調色	R、YR、Y	全域	3 以下
			GY、G、BG、B、PB、P、RP	3 以上	1 以下
N（無彩色）	3 以上		—		
建築設備等	・屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 ・屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。				
緑化及び外構等	・できる限り既存木を残し周辺の緑と調和した樹種により緑化に努める。 ・駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。 ・擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。				
夜間照明	・周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） ・海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）				
公共施設	・土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。				
土地の形質等		・形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。 ・擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。			

出典：「下関市景観計画」（平成 22 年 8 月、下関市）

表 4.2-93(2) 行為の制限（景観形成基準）：下関都心地区

項目		景観形成基準			
共通		・良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・核ゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。			
建築物・工作物	配置	・水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるように努める。（港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。） ・歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。 ・水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。			
	高さ	・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺のまちなみから突出しない高さとする。 ・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。			
	形態	・建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 ・海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。 ・建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。			
	色彩	・建築物等は、商業・業務施設が集積する新しい中心市街地にふさわしい、品格と秩序を感じさせる色彩とする。 ・建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。			
			色相	明度	彩度
		屋根	R、YR、Y	5 以下	3 以下
			GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下
			N（無彩色）	6 以下	—
		基調色	R、YR、Y	5 以上 6 未満の場合	3 以下
				6 以上の場合	6 以下
GY、G、BG、B、PB、P、RP			6 以上	1 以下	
N（無彩色）	6 以上		—		
建築設備等	・屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 ・屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。				
緑化及び外構等	・既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 ・駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。 ・擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。				
夜間照明	・周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） ・海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）				
公共施設	・土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。				
土地の形質等		・形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。 ・擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。 ・海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。			

出典：「下関市景観計画」（平成 22 年 8 月、下関市）

表 4.2-93(3) 行為の制限（景観形成基準）：下関第2突堤地区・彦島沿岸部地区

項目		景観形成基準			
共通		良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・水際ゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。			
建築物・工作物	配置	- 水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるように努める。（港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。） - 歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。 - 水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。			
	高さ	- 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺のまちなみから突出しない高さとする。 - 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。			
	形態	- 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 - 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。 - 建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。			
	色彩	- 建築物等は、海辺の産業ゾーンとして、明るく開放的な色彩とする。 - 建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。			
			色相	明度	彩度
		屋根	R、YR、Y	5 以下	3 以下
			GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下
			N（無彩色）	6 以下	—
		基調色	R、YR、Y	5 以上	3 以下
			GY	5 以上	1 以下
			G、BG、B、PB、P、RP	6 以上	1 以下
			N（無彩色）	6 以上	—
	建築設備等	- 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 - 屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。			
	緑化及び外構等	- 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 - 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。 - 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。			
	夜間照明	- 周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） - 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）			
	公共施設	土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。			
土地の形質等		- 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。 - 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。 - 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。 （彦島沿岸部のみ）自然海岸が残る場所は保全に努める。			

出典：「下関市景観計画」（平成 22 年 8 月、下関市）

表 4.2-93(4) 行為の制限（景観形成基準）：彦島田の首地区

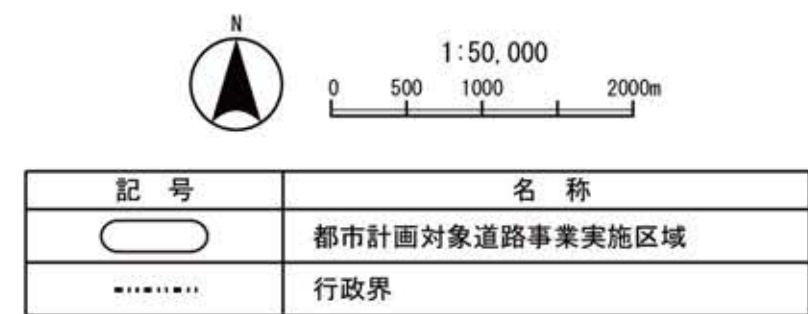
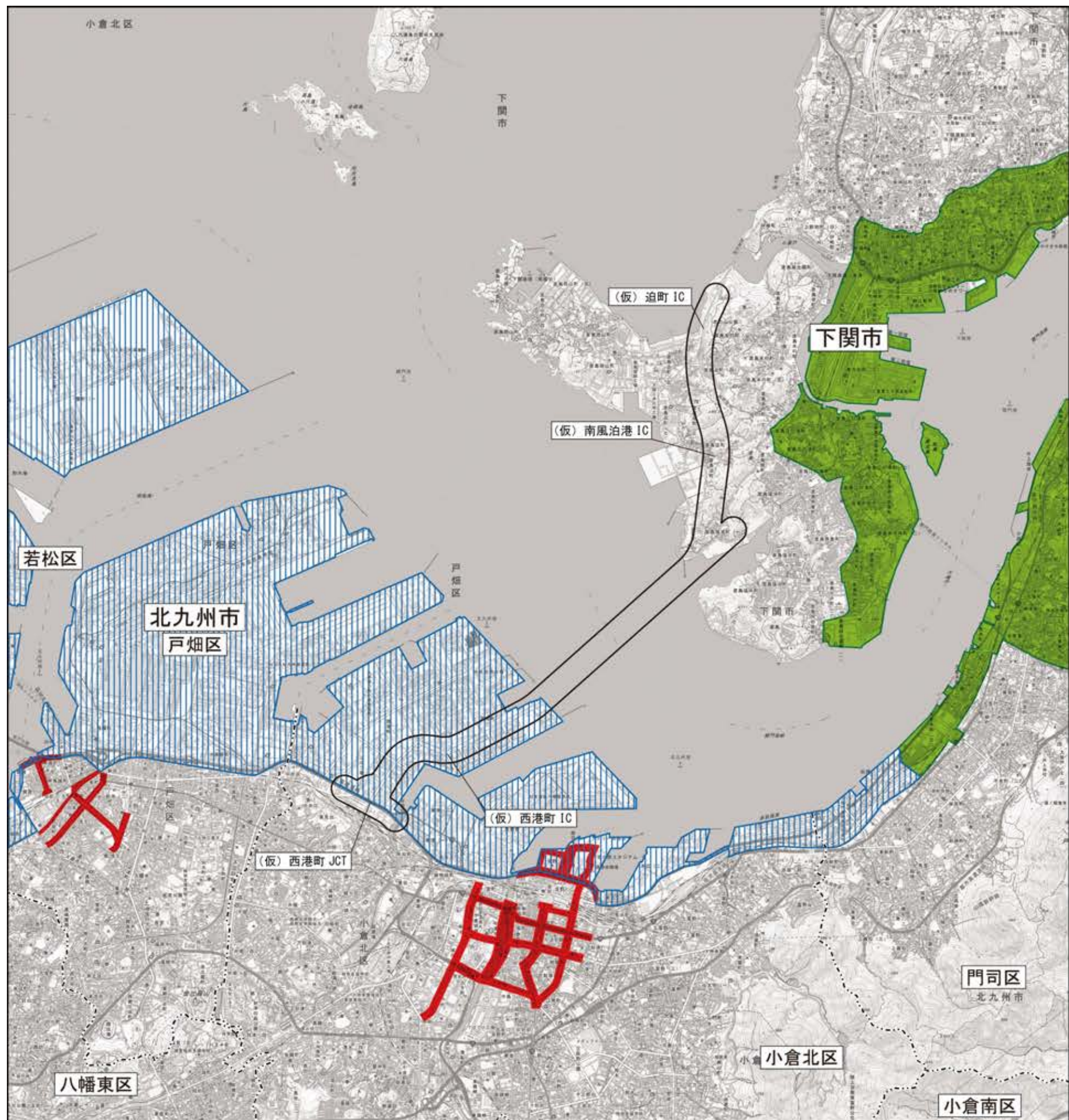
項目		景観形成基準			
共通		良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・ゲートゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。			
建築物・工作物	配置	- 水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるように努める。（港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。） - 歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。 - 水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。			
	高さ	- 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺のまちなみから突出しない高さとする。 - 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。			
	形態	- 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 - 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。 - 建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。			
	色彩	- 建築物等は、海辺の新たなゲートとして、明るく開放的な色彩とする。 - 建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。			
			色相	明度	彩度
		屋根	R、YR、Y	5 以下	3 以下
			GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下
			N（無彩色）	6 以下	—
		基調色	R、YR、Y	5 以上	3 以下
			GY	5 以上	1 以下
			G、BG、B、PB、P、RP	6 以上	1 以下
			N（無彩色）	6 以上	—
	建築設備等	- 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 - 屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。			
	緑化及び外構等	- 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 - 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。 - 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。			
	夜間照明	- 周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） - 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）			
	公共施設	土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。			
土地の形質等		- 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。 - 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。 - 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。			

出典：「下関市景観計画」（平成 22 年 8 月、下関市）

表 4.2-93(5) 行為の制限（景観形成基準）：巖流島地区

項目		景観形成基準			
共通		・良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・水際ゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。			
建築物・工作物	配置	・建築物等は、緑や水際等の周辺環境を損なわないように配置する。 ・歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。			
	高さ	・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、島のシルエットと調和した高さとする。 ・建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。			
	形態	・建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 ・建築物等は、周辺の緑や水際等の周辺環境に融け込む形態とする。			
	色彩	・建築物等は、豊かな緑や水際等と融合する緩やかな色彩とする。 ・建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。			
			色相	明度	彩度
		屋根	R、YR、Y	5 以下	3 以下
			GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下
			N（無彩色）	6 以下	—
		基調色	R、YR、Y	全域	3 以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP		3 以上 9 以下	1 以下	
N（無彩色）	3 以上 9 以下		—		
建築設備等	・屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 ・屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。				
緑化及び外構等	・既存樹木の保全及び修復に努める。				
夜間照明	・周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） ・海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）				
公共施設	・土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。				
土地の形質等		・形質の変更はできるだけ行わない。やむをえない場合は、修景や緑化を行い周辺環境と馴染むようにする。 ・自然海岸が残る場所は保全に努める。			

出典：「下関市景観計画」（平成 22 年 8 月、下関市）



凡例

- 臨海部産業景観形成誘導地域
- 景観重点整備地区
- 関門景観形成地域

出典：北九州市景観計画（令和2年4月、北九州市建築都市局総務部都市景観課）
 下関市景観計画（平成22年8月、下関市）
 地域情報ポータルサイトG-motty 都市計画図
 （令和5年3月、一般社団法人G-motty）
 しものせき情報マップ（令和5年3月、下関市ホームページ）

図 4.2-22 景観計画区域位置図

35) 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域

調査区域では、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日法律第 87 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域があります。指定状況は表 4.2-94 に、位置は図 4.2-23 に示すとおりです。

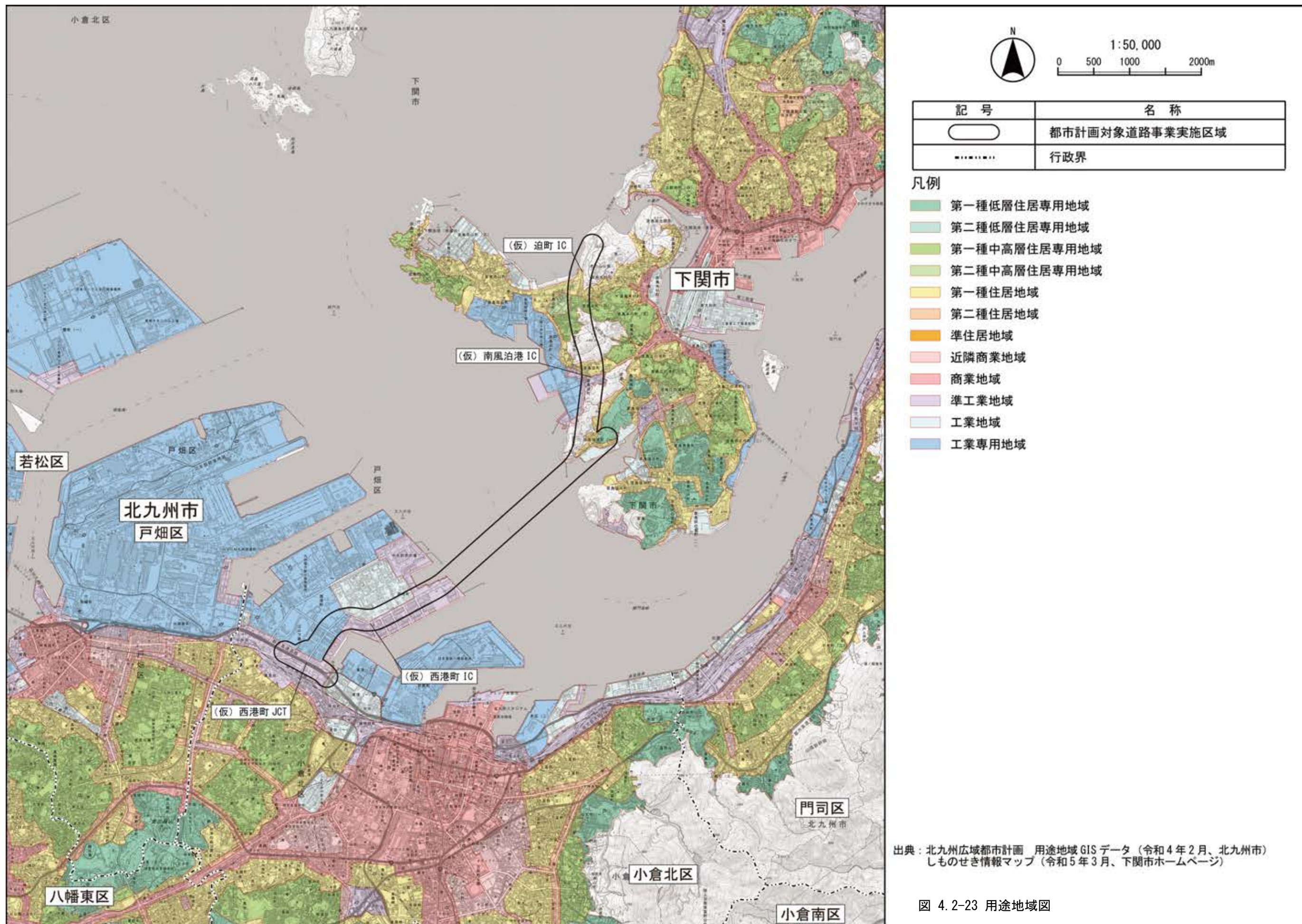
実施区域には、主に準工業地域、工業専用地域、工業地域、第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域があります。

表 4.2-94 都市計画区域の指定状況

[単位：ha]

都市計画区域名		北九州広域	下関
都市名		北九州市	下関市
都市計画区域面積		20,560.0	5,691.0
都市計画区域面積			
用途地域	第一種低層住居専用	3,469.0	780.0
	第二種低層住居専用	303.0	116.0
	第一種中高層住居専用	2,988.0	958.0
	第二種中高層住居専用	6.0	570.0
	第一種住居	4,528.0	1,555.0
	第二種住居	727.0	17.0
	準住居	25.0	10.0
	近隣商業	787.0	162.0
	商業	1,179.0	368.0
	準工業	2,050.0	430.0
	工業	607.0	363.0
	工業専用	3,891.0	362.0

出典：「令和 3 年都市計画現況調査」（令和 5 年 3 月、国土交通省ホームページ）



36) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(1) 港湾法第二条第三項の規定に基づく港湾区域

調査区域には、「港湾法」(昭和 25 年 5 月 31 日法律第 218 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日法律第 87 号) 第 2 条第 3 項の規定に基づく港湾区域があります。港湾区域の指定状況は表 4.2-95 に、位置は図 4.2-7 に示すとおりです。

実施区域には、北九州港、下関港の港湾区域があります。

表 4.2-95 港湾区域の指定状況

種別	港名	管理者
国際拠点港湾	北九州港	北九州市
国際拠点港湾	下関港	下関市

出典：「北九州港港湾計画書」(平成 23 年 12 月、北九州市)
「北九州港港湾計画図」(令和 4 年 3 月、北九州市)
「下関港港湾計画書」(平成 31 年 3 月、下関市)
「下関港港湾計画図」(平成 31 年 3 月、下関市)
「港湾：みたと一覧」(令和 5 年 3 月、国土交通省ホームページ)

(2) 河川法第五十四条第一項の規定に基づく河川保全区域

調査区域には、「河川法」(昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) 第 54 条第 1 項の規定に基づく河川保全区域があり、山口県では、県管理の全ての河川で指定されています。

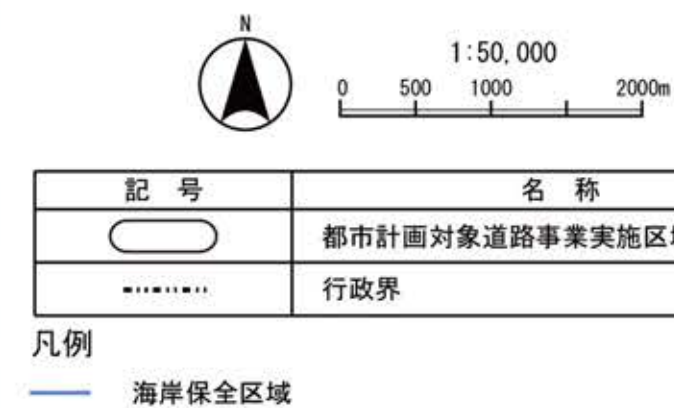
なお、福岡県では、河川保全区域の指定はありません。

(3) 海岸法第三条第一項の規定に基づく海岸保全区域

調査区域には、「海岸法」(昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく海岸保全区域があります。海岸保全区域の状況は、図 4.2-24 に示すとおりです。

(4) 地域における歴史的風致維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」）

調査区域には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日法律第 22 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致維持向上計画はありません。



出典：福岡県の海岸（平成 29 年 9 月、福岡県）
 山口南沿岸海岸保全基本計画 図面その 1（山口南沿岸）
 （平成 29 年 3 月、山口県）

図 4.2-24 海岸保全区域図

(5) 地すべり等防止法第三条第一項の規定に基づく地すべり防止区域

調査区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地すべり等防止区域はありません。

(6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域

調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域が 64 箇所あります。急傾斜地崩壊危険区域の状況は、図 4.2-25 に示すとおりです。

実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域が 6 箇所あります。

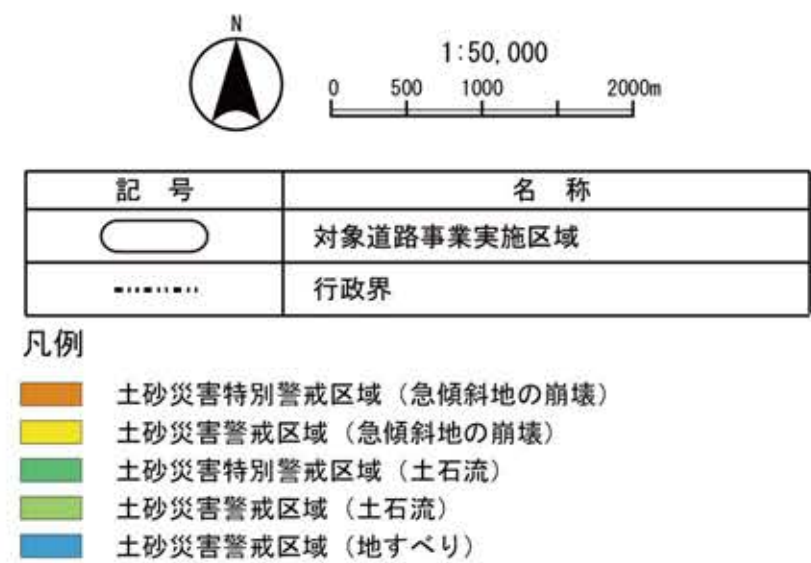
(7) 砂防法第二条の規定に基づく砂防指定地

調査区域には、「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日法律第 76 号）第 2 条の規定に基づく砂防指定地が 12 箇所あります。砂防指定地の状況は、図 4.2-25 に示すとおりです。

実施区域には、砂防指定地はありません。

また、調査区域には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号、最終改正：令和 3 年 5 月 10 日法律第 31 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された土砂災害警戒区域（地すべり）、土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）が多数あります。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の位置は、図 4.2-26 に示すとおりです。なお、調査区域には土砂災害特別警戒区域（地すべり）はありません。

実施区域には、土砂災害警戒区域（地すべり）、土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）が多数あります。



出典：土砂災害警戒区域図（令和5年3月、福岡県土整備部砂防課）
 山口県土砂災害ポータル（令和5年3月、山口県土木建築部砂防課）

図 4.2-26 土砂災害警戒危険区域及び土砂災害特別警戒危険区域
 位置図

4.2.9 その他の事項

1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物（以下、「建設副産物」という。）のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土等）や、廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものです。

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号、最終改正：平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号）により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に従い適正処理を行うこととされています。原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号、最終改正：令和 4 年 5 月 20 日法律第 46 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 5 月 30 日改正、国土交通省）等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されています。

国土交通省においては、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」（令和 2 年 9 月、国土交通省）を策定しています。目標値は、表 4.2-96 に示すとおりです。また、九州地方においては「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」（平成 27 年 3 月、九州地方建設副産物対策連絡協議会）を、中国地方においては「建設リサイクル推進計画 2015」（平成 27 年 4 月、中国地方建設副産物対策連絡協議会）を策定しています。リサイクル率の目標値は、表 4.2-97 及び表 4.2-98 に示すとおりです。

表 4.2-96 建設リサイクル推進計画の目標

対象品目		指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準値
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土		有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上

出典：「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」（令和 2 年 9 月、国土交通省）

表 4.2-97 九州地方における建設リサイクル推進計画 2014 の目標

対象品目		平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 目標 () 内は全国目標値
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.3%	99%以上 (99%以上)
		99.0%	99%以上 (99%以上)
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	92.1%	95%以上 (95%以上)
		88.9%	90%以上 (90%以上)
建設混合廃棄物	排出率	3.0%	2.5%以下 (3.5%以下)
	再資源化・縮減率	49.6%	50%以上 (60%以上)
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.3%	96%以上 (96%以上)
建設発生土	建設発生土有効利用率	77.2%	78%以上 (80%以上)

注) 目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

出典：「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」（平成 27 年 3 月、九州地方建設副産物対策連絡協議会）

表 4.2-98 中国地方における建設リサイクル推進計画 2015 の目標

対象品目		平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 目標
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.7%	99%以上
		99.7%	99%以上
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	96.8%	97%以上
		82.5%	90%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.2%	3.2%以下
	再資源化・縮減率	42.9%	45%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.2%	96%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	-	80%以上

注) 目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

出典：「建設リサイクル推進計画 2015」（平成 27 年 4 月、中国地方建設副産物対策連絡協議会）

2) 廃棄物等の処理施設等の立地の状況

調査区域には、産業廃棄物に係る中間処理の許可施設が 44 箇所（内 5 箇所は特別管理産業廃棄物を対象としたもの）があります。産業廃棄物に係る中間処理の許可施設は表 4.2-99 及び表 4.2-100 に、位置は図 4.2-27 に示すとおりです。なお、調査区域には、産業廃棄物に係る最終処分の許可施設はありません。

実施区域には、産業廃棄物に係る中間処理の許可施設が 2 箇所あります。

表 4.2-99(1) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法
1	梅原 忠行（梅原商店）	北九州市戸畑区中原西二丁目 13 番 13-403 号	破碎【廃プラスチック類、金属くず】	破碎
2	株式会社 NRS	北九州市若松区響町一丁目 79 番地 1	破碎【廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類】 圧縮【廃プラスチック類、紙くず、繊維くず】	破碎 圧縮
3	株式会社 旺計社	北九州市小倉北区西港町 90 番地の 7	中和【廃酸】	中和
4	株式会社 大森工業	北九州市小倉北区砂津一丁目 2 番 32 号	破碎【木くず】	破碎
5	株式会社 大山組	北九州市小倉北区富野台 1 番 1 号	破碎【廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、がれき類】 破碎（移動式）【ガラスくず、がれき類】	破碎 破碎（移動式）
6	奥田金属 株式会社	北九州市門司区松原二丁目 3 番 25 号	破碎【金属くず】	破碎
7	有限会社 KARS	北九州市若松区響町一丁目 62 番地 19	圧縮【廃プラスチック類、紙くず】 選別・圧縮【金属くず、ガラスくず】	圧縮 選別・圧縮
8	九州・山口油脂事業協同組合	北九州市若松区響町一丁目 62 番 19	油水分離【廃油】	油水分離
9	九州清掃事業センター株式会社	北九州市若松区小倉北区親和町 6 番 30 号	脱水【汚泥】 天日乾燥【汚泥】	脱水 天日乾燥
10	九州メタル産業株式会社	北九州市小倉北区西港町 62 番 4	破碎【廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類】 選別【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず】	破碎 選別
11	岸川商事 株式会社	北九州市戸畑区銀座一丁目 5 番 6 号	破碎【廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず】	破碎

注）表中の番号は図 4.2-27 に対応。

出典：「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」（令和 5 年 3 月、北九州市環境局産業廃棄物対策課）

「山口県産業廃棄物処理業者検索システム」（令和 5 年 3 月、山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課）

表 4.2-99(2) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法
12	北九州 ELV 協同組合	北九州市若松区響町一丁目 62 番地 25	圧縮【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず】	圧縮
13	光進工業 株式会社	北九州市小倉北区西港町 125 番 8 号	破碎【廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類】 圧縮【廃プラスチック類、紙くず】 破碎・溶融【廃プラスチック類】	破碎 圧縮 破碎・溶融
14	光和精鋳 株式会社	北九州市戸畑区大字中原 46 番 93 号	焼却【汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、家畜ふん尿】 硫酸製造及びペレット製造又はセメント原料製造工程の原燃料として再生利用【燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ダスト類】 塩化揮発法による金属回収【燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ダスト類】 抽出・洗浄・脱水【燃え殻、汚泥、鋳さい、がれき類、ダスト類】 抽出・洗浄・脱水【燃え殻、汚泥、鋳さい、がれき類、ダスト類】 加熱分離【汚泥、廃油】	焼却 硫酸製造及びペレット製造又はセメント原料製造工程の原燃料として再生利用 塩化揮発法による金属回収 抽出・洗浄・脱水 加熱分離
15	株式会社 ジェイ・リライツ	北九州市若松区響町一丁目 62 番地の 17	破碎【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず（水銀製品を含む）】 破碎・選別【汚泥、金属くず】	破碎 破碎・選別
16	有限会社 角田油業	北九州市小倉北区西港町 72 番地の 17	破碎【廃プラスチック類、金属くず】 圧縮【金属くず】 油水分離【廃油】	破碎 圧縮 油水分離
17	株式会社 豊福組	北九州市戸畑区北鳥旗町 2 番 8 号	破碎（移動式）【ガラスくず、がれき類】	破碎（移動式）※

※）処理方式が移動式のものについては、駐機場を設置場所としているが、処理施設の稼働地点が不定のため地図上には表記していない。

注）表中の番号は図 4.2-27 に対応。

出典：「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」（令和 5 年 3 月、北九州市環境局産業廃棄物対策課）

「山口県産業廃棄物処理業者検索システム」（令和 5 年 3 月、山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課）

表 4.2-99(3) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法
18	株式会社 風野メタル	北九州市若松区響町一丁目 62 番地 25	破砕【廃プラスチック類】 破砕・圧縮【金属くず、ガラスくず】	破砕 破砕・圧縮
19	日鉄高炉セメント株式会社	北九州市小倉北区西港町 16 番地	焼却【汚泥、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず】 破砕【廃プラスチック類】 乾燥【汚泥】 セメント原料化【燃え殻、ガラスくず、鉱さい、がれき類、ダスト類】	焼却 破砕 乾燥 セメント原料化
20	日東金属 株式会社	北九州市小倉北区西港町 10 番地	破砕【廃プラスチック類、木くず、金属くず】	破砕
21	日本磁力選鉱 株式会社	北九州市小倉北区馬借三丁目 6 番 42 号	破砕【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず】 破砕・選別【燃え殻、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、鉱さい】 選別【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず】 熱分解・焼却【汚泥、廃プラスチック類、金属くず】	破砕 破砕・選別 選別 熱分解・焼却
22	西日本オートリサイクル 株式会社	北九州市若松区響町一丁目 62 番	破砕【廃プラスチック類】 圧縮【廃プラスチック類、金属くず】	破砕 圧縮
23	西日本家電リサイクル 株式会社	北九州市若松区響町一丁目 62 番地	破砕【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず】	破砕
24	株式会社 西日本ガラスリサイクルセンター	北九州市若松区響町一丁目 105 番地 20 号	破砕【金属くず、ガラスくず、 鉱さい（水銀製品を含む）】 破砕・選別【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず】	破砕 破砕・選別
25	株式会社 西日本ペーパーリサイクル	北九州市若松区響町一丁目 62 番地	圧縮【廃プラスチック類、紙くず、繊維くず】 破砕・圧縮【紙くず】	圧縮 破砕・圧縮
26	日栄商事 株式会社	北九州市門司区松原二丁目 10 番 17 号	破砕【廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、がれき類】	破砕
27	日本資源流通 株式会社	北九州市小倉北区西港町 86 番 13 号	破砕【廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず】 圧縮【廃プラスチック類、紙くず、金属くず】 溶融【廃プラスチック類】	破砕 圧縮 溶融

注) 表中の番号は図 4.2-27 に対応。

出典：「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」（令和 5 年 3 月、北九州市環境局産業廃棄物対策課）

「山口県産業廃棄物処理業者検索システム」（令和 5 年 3 月、山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課）

表 4.2-99(4) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法
28	ホクザイ運輸株式会社	北九州市小倉北区西港町72番地の30	破碎【廃プラスチック類、木くず、繊維くず】 混合【木くず、動植物性残さ】	破碎 混合
29	株式会社 山本建工	北九州市小倉北区東港二丁目1番12	破碎【ガラスくず、がれき類】 破碎（移動式）【ガラスくず、がれき類】	破碎 破碎（移動式）
30	株式会社 リサイクルテック	北九州市若松区響町一丁目62番13号	破碎【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず】 圧縮【廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず】 溶融【廃プラスチック類】	破碎 圧縮 溶融
31	株式会社磯部	北九州市戸畑区銀座二丁目3番3号	破碎【ガラスくず、鋳さい、がれき類】 破碎（移動式）【ガラスくず、がれき類】	破碎 破碎（移動式）
32	エスエム環境開発株式会社	北九州市小倉北区原町二丁目2番10号	汚泥	天日乾燥
33	九州炉材産業株式会社	北九州市小倉北区中井浜6番1号	破碎【ガラスくず、がれき類】	破碎
34	株式会社東洋ビルド	北九州市小倉北区中井口10番9号	破碎【がれき類】	破碎（移動式）
35	有限会社夏目商店	北九州市小倉北区堅林町21番12号	破碎【廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、がれき類】	破碎
36	株式会社九十環境	北九州市小倉北区足原一丁目2番6号	汚泥	天日乾燥
37	合資会社竹田商店	山口県下関市東大和町二丁目1番3号	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず	圧縮梱包
38	山陽ハイミール株式会社	山口県下関市筋川町20番15号	廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず	再生 破碎、選別
39	田渕建材株式会社	山口県下関市後田町五丁目1番6号	がれき類	破碎
40	彦島製錬株式会社	山口県下関市彦島西山町一丁目1番1号	汚泥、廃酸、鋳さい	ばい焼 浸出、洗浄、電解、熔鑄 中和・凝集・ろ過 濃縮 溶解
41	下関三井化学株式会社	山口県下関市彦島迫町七丁目1番1号	汚泥、廃酸、廃アルカリ、	中和・凝集・濾過
42	大村産業建設株式会社	山口県下関市向洋町三丁目2番12号	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラ陶くず、がれき類	乾燥、脱水・混練、 破碎、選別

注）表中の番号は図 4.2-27 に対応。

出典：「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」（令和5年3月、北九州市環境局産業廃棄物対策課）

「山口県産業廃棄物処理業者検索システム」（令和5年3月、山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課）

表 4.2-100(1) 特別管理産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法
1	九州リファイン株式会社	北九州市若松区響町一丁目 62 番地 19	蒸留【廃油（引火性・特定有害）】	蒸留
2	光和精鉱株式会社	北九州市戸畑区大字中原 46 番 93 号	焼却【汚泥（特定有害）、廃油（引火性・特定有害）、廃酸（腐食性・特定有害）、廃アルカリ（腐食性・特定有害）】 シアン化合物の分解【汚泥（特定有害）、廃酸（腐食性・特定有害）、廃アルカリ（腐食性・特定有害）】 焼成【燃え殻（特定有害）、汚泥（特定有害）、廃酸（特定有害）、廃アルカリ（特定有害）、ダスト類（特定有害）】 硫酸製造及びペレット製造又はセメント原料製造工程の原燃料として再生利用【燃え殻（特定有害）、汚泥（特定有害）、廃油（引火性・特定有害）、廃酸（腐食性・特定有害）、廃アルカリ（腐食性・特定有害）、鉍さい（腐食性・特定有害）、ダスト類（特定有害）】 塩化揮発法による金属回収【燃え殻（特定有害）、汚泥（特定有害）、廃酸（腐食性・特定有害）、廃アルカリ（腐食性・特定有害）、鉍さい（特定有害）、ダスト類（特定有害）】 還元【燃え殻（特定有害）、汚泥（特定有害）、廃酸（腐食性・特定有害）、廃アルカリ（腐食性・特定有害）、鉍さい（特定有害）、ダスト類（特定有害）】 抽出・洗浄・脱水【燃え殻（特定有害）、汚泥（特定有害）、鉍さい（特定有害）、ダスト類（特定有害）】 有機燐の高温分解（無機化）【汚泥（特定有害）、廃酸（腐食性・特定有害）、廃アルカリ（腐食性・特定有害）】 原料又は中和剤としての有効活用【廃酸（腐食性）、廃アルカリ（腐食性）】	焼却 シアン化合物の分解 焼成 硫酸製造及びペレット製造又はセメント原料製造工程の原燃料として再生利用 塩化揮発法による金属回収 還元 抽出・洗浄・脱水 有機燐の高温分解（無機化） 原料又は中和剤としての有効活用

注）表中の番号は図 4.2-27 に対応。

出典：「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」（令和 5 年 3 月、北九州市環境局産業廃棄物対策課）

「山口県産業廃棄物処理業者検索システム」（令和 5 年 3 月、山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課）

表 4.2-100(2) 特別管理産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法
3	株式会社 フレックスリファイン	北九州市若松区響町一丁目 105 番 14	中和【廃酸（腐食性）、廃アルカリ（腐食性）】 還元・中和・ろ過【廃アルカリ（腐食性・特定有害）】	中和 還元・中和・ろ過
4	彦島製錬株式会社	山口県下関市彦島西山町一丁目 1 番 1 号	汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい	ばい焼 浸出、洗浄、電解、 熔铸 中和・凝集・ろ過 濃縮 溶解
5	下関三井化学株式会社	山口県下関市彦島迫町七丁目 1 番 1 号	汚泥、廃酸、廃アルカリ、	中和・凝集・濾過

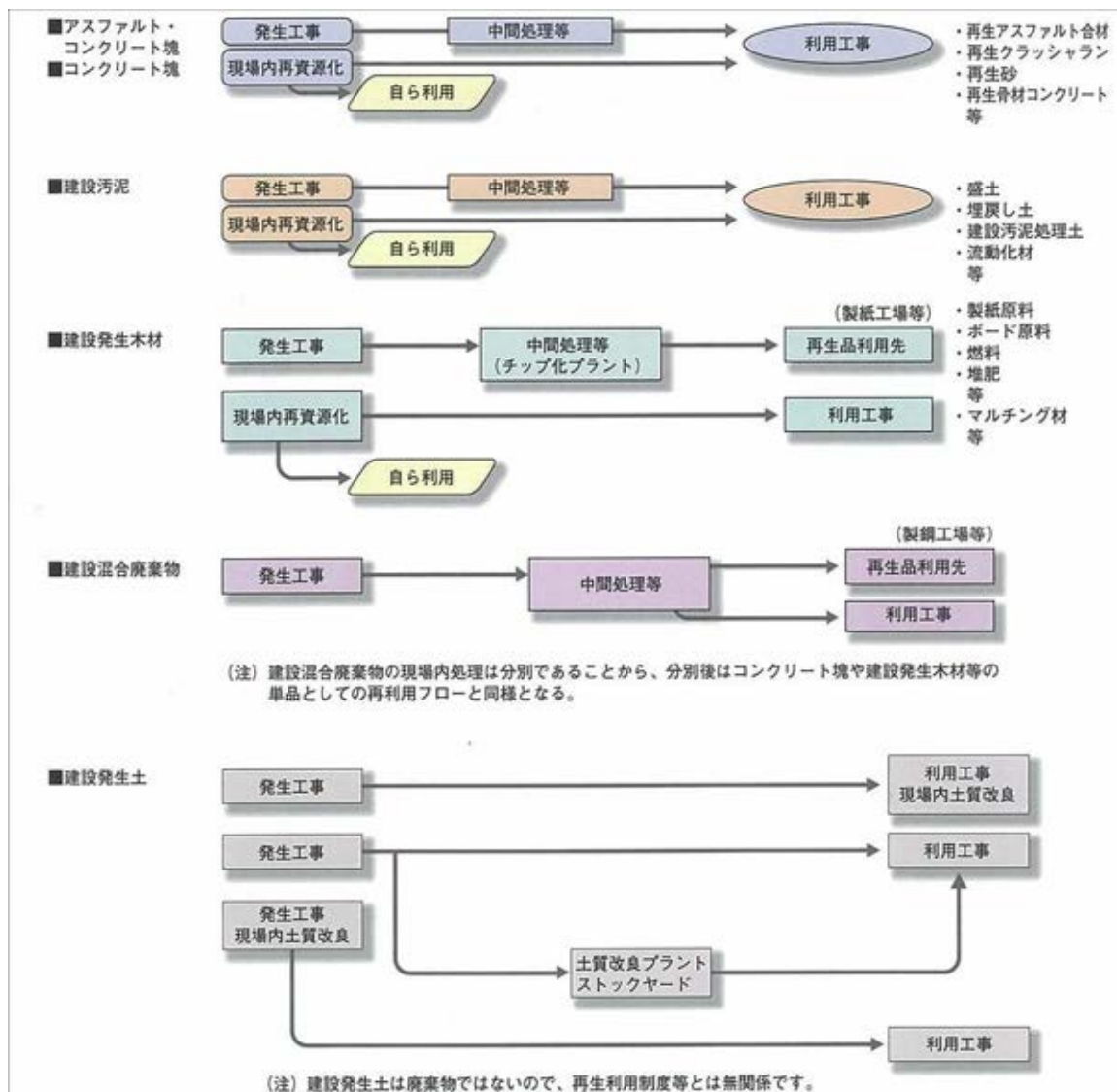
注）表中の番号は図 4.2-27 に対応。

出典：「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」（令和 5 年 3 月、北九州市環境局産業廃棄物対策課）

「山口県産業廃棄物処理業者検索システム」（令和 5 年 3 月、山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課）

3) 建設廃棄物等の再生利用・処理技術の現状

建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れは、図 4.2-28 に示すとおりです。



出典：「よくわかる建設リサイクル 2020～総合的建設副産物対策～現場での実効ある対策の推進のために」（令和2年9月、建設副産物リサイクル広報推進会議）

図 4.2-28 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ